

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「年金記録問題に関する会計検査の結果について」

平成21年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成20年6月9日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、年金記録問題について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月10日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成21年10月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の背景	1
	(1) 検査の要請の内容	1
	(2) 平成17年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	1
	(3) 公的年金制度の概要	3
	(4) 基礎年金番号の導入	5
	(5) 厚生年金保険及び国民年金の年金記録の管理方法	6
	(6) 年金記録問題の発生及びその対応の状況	8
2	検査の実施状況	10
	(1) 検査の観点及び着眼点	10
	(2) 検査の対象及び方法	10
第2	検査の結果	12
1	年金記録問題発生の経緯、現状等	12
	(1) 年金記録問題発生の経緯等	12
	ア オンラインシステムにおいて、基礎年金番号に統合されずに手帳番号で管理されている約5095万件の年金記録	12
	イ オンラインシステムに収録されておらずマイクロフィルムで管理することとされた厚生年金保険及び船員保険の旧台帳に係る計約1466万件の年金記録	14
	ウ 紙台帳等の被保険者名簿等からオンラインシステム上に内容が正確に入力されていない年金記録等	15
	エ 標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理	17
	(2) 社会保険庁の取組の状況	19
	ア 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況	21
	イ ねんきん特別便等の実施状況	29
	ウ マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録とオンラインシステム上の記録との名寄せ	48
	エ オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録	

約8.5億件との突合せ	48
オ 年金記録相談等の実施状況	52
カ 標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理問題への取組状況	61
(3) 年金記録の基礎年金番号への統合等の状況	63
ア 年金記録の基礎年金番号への統合及び記録の訂正・回復状況	63
イ 再裁定等の実施状況	72
ウ 年金受給者等に対する特例的救済施策とその実施状況	74
(4) 決算検査報告掲記事項のうち年金記録の正確性に係るもの	82
ア 政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪処理について、その適正化を図るよう改善の処置を要求したもの	82
イ 健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について	83
2 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況	86
(1) 年金記録問題への対応に係る契約及び検査	86
(2) 契約方式及び入札の状況	89
ア 国の契約方式	89
イ 契約方式の適用状況等	89
ウ 一般競争契約の入札実施状況	90
エ 随意契約の適用理由	91
(3) 予定価格の算定状況	93
(4) 随意契約の締結	94
(5) 契約の履行及びその確認等の状況	96
ア 契約の履行及びその確認の実施状況	96
イ 年金記録電話相談業務等に係る契約の履行の確認の状況	97
3 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況	98
(1) 不適正な事務処理等の防止に係る取組	99
ア 不適正な事務処理等の防止に係る通知の発出	99
イ 不正行為の再発等	101
(2) 内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組	102
ア 社会保険庁における内部監査の区分	102

イ	社会保険庁における内部監査の実施の経緯	102
ウ	内部監査の実施対象、実施方針、実施体制等	104
エ	内部監査の実施状況、実施結果とその周知等	106
(3)	社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等	112
(4)	社会保険庁の廃止及び日本年金機構の設立	116
ア	日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画	116
イ	日本年金機構における内部統制システムの構築等	117
第3	検査の結果に対する所見	119
別表		139

事 例 一 覧

事例1	オンラインシステム上の年金記録に氏名等が収録されていなかったため、払出簿等を確認して補正作業を完了したもの・・・・・・・・・・	23
事例2	1人が所有する複数の年金記録で統合処理がなされずにオンラインシステム上に残されていたものを基礎年金番号等に統合したもの・・・・・・・・	23
事例3	オンラインシステム上の生年月日の日付が丸められていたもの・・・・・・・・	24
事例4	払出簿等上の生年月日の記録が実在しない日付となっていて補正作業が困難なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
事例5	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となったもの・・・・・・・・・・	33
事例6	時効特例法に基づき、そ及して年金の給付を受けたもの・・・・・・・・・・	77
事例7	納付勧奨を実施し、かつ公表を行ったが納付の申出が行われていないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
事例8	電話相談業務に係る契約手続が適正を欠いているもの・・・・・・・・・・	95

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の背景

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

厚生労働省

(二) 検査の内容

年金記録問題についての次の各事項

年金記録問題発生の経緯、現状等

年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(2) 平成17年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、19年6月11日に決算委員会において、平成17年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月13日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

前記の検査を要請する旨の決議は、この警告決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関連する項目の内容は、次のとおりである。

3 社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成十三年度からの六年間で約二十二万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約五千万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極

めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

上記の警告決議に対し内閣の講じた措置は次のとおりであり、20年1月23日に参議院決算委員会において説明が行われた。

国務大臣

次に、年金記録問題につきましては、平成十九年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立についてをまとめ、これに基づいた種々の対策に取り組んでいるところであります。

具体的には、平成二十年三月までをめぐり、基礎年金番号に未統合の五千万件の記録と一億人の方々についての記録をコンピューター上で名寄せを行い、その結果、記録が結び付く可能性のあるの方々へ加入履歴等のお知らせを行うこととしております。

また、コンピューターによる名寄せでは特定できない記録につきましては、具体的内容ごとに仕分をし、その内容に応じた調査、照会等の対策を講じることにより記録の統合を進めることとしており、これらは平成二十年四月以降も引き続いて行うこととしております。

さらに、平成二十年四月から十月までをめぐり、すべての年金受給者と現役加入者の方へ加入履歴等のお知らせを行うこととしております。

また、コンピューターの記録と台帳等との計画的な突き合わせを進めるとともに、社会保険庁等に記録がなく、御本人も領収書等が無い事例につきまして、年金記録確認第三者委員会による公正な判断に基づき記録訂正を行っているところであります。

なお、年金の裁定請求時の処理につきましては、引き続き厳正に行うとともに、国民が年金記録を確認できるよう、裁定請求書の事前送付、五十八歳通知の送付等による年金記録に関する情報提供を実施することにより、年金記録の確認体制の充実を図っているところであります。

これらの措置を講じることによって、公的年金に対する国民の信頼回復に最善を尽くす所存であります。

(3) 公的年金制度の概要

我が国における公的年金制度は、図表1のとおり、昭和15年に船員保険法が施行されて、民間の船員を対象にした「船員保険」が発足した。船員以外の一般被用者については、17年の労働者年金保険法の施行により、民間企業の現業部門の男子労働者を対象にした「労働者年金保険」が発足し、次いで19年の旧厚生年金保険法の施行により、現業部門以外の男子や女子の労働者にも対象が拡大されて「厚生年金保険」と改称された。その後、現行の厚生年金保険法が29年に施行されて現在に至っている。

公務員等については、29年の私立学校教職員共済法の施行により、私立学校の教職員が厚生年金保険から分離独立して、「私立学校教職員共済組合」となった。また、34年に改正国家公務員共済組合法が、37年に地方公務員等共済組合法が、それぞれ全面施行され、現行の「国家公務員共済組合」及び「地方公務員等共済組合」が発足した。

そして、上記の被用者年金制度の加入対象者以外の者については、36年に国民年金法が全面施行されて、自営業者等が加入できる「国民年金」が発足した。

図表1 主な公的年金制度の沿革

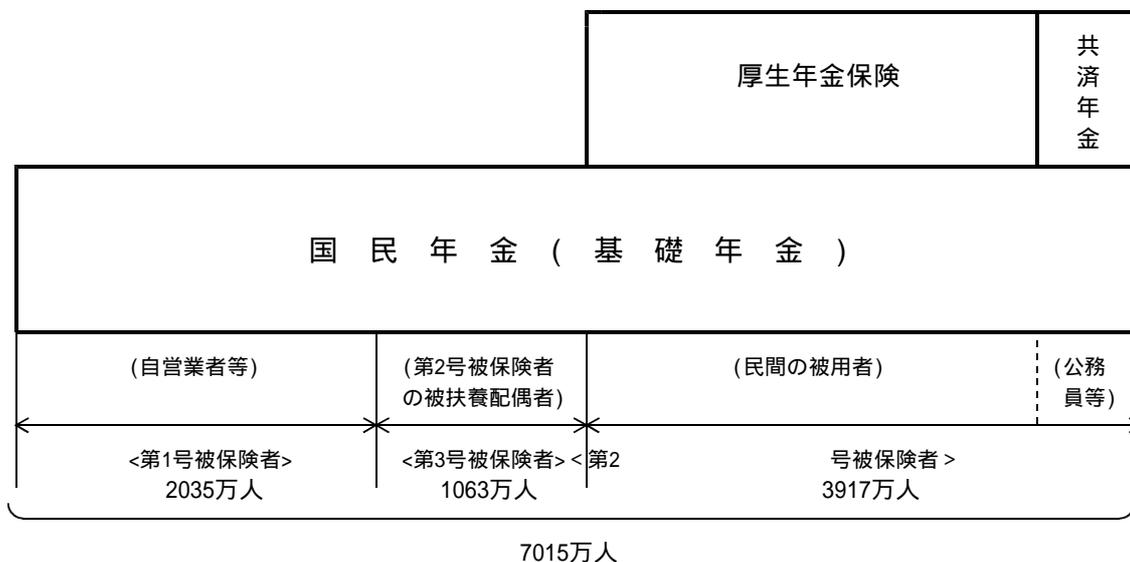
		昭和15年	昭和20年	昭和30年	昭和60年
被 用 者	一般被用者	労働者年金保険法 (昭17.6)	旧厚生年金保険法 (昭19.10)	厚生年金保険法 (昭29.5)	
	船員	船員保険法 (昭15.6)			厚生年金保険に統合 (昭61.4)
	公務員等	私立学校教職員共済法 (昭29.1)		旧国家公務員共済組合法 (昭23.7) 国家公務員共済組合法 (昭34.1)	
		市町村職員共済組合法 (昭30.1) 地方公務員等共済組合法 (昭37.12)			
自 営 業 者 等					国民年金法 (昭36.4)

上記のように、我が国の公的年金制度は、民間の被用者を対象とする厚生年金保険、公務員等を対象とする数種の共済年金及び自営業者等を対象とする国民年金に分立していた。

このように分立した制度体系では、就業構造・産業構造の変化によって、財政基盤が不安定になり長期的安定が図られず、また、制度により給付や負担に不公平が生じやすいなどの問題点があった。このため、図表2のとおり、60年の法改正により、61年4月から、国民年金を全国民共通の基礎年金として支給して、厚生年金保険や共済年金は報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」として位置付け、いわゆる二階建ての年金制度として再編成した基礎年金制度が導入された。

図表2 現在の公的年金制度

(数値は平成20年3月末現在)



(社会保険庁作成資料による。)

(4) 基礎年金番号の導入

我が国の公的年金制度は、前記のとおり、厚生年金保険、国民年金等に分立していた。そして、年金を裁定(年金を受給する資格ができたときに必要となる手続をいう。以下同じ。)するために必要となる年金受給者又は被保険者の氏名、性別、生年月日、被保険者期間、保険料の納付等に関する年金記録は、平成9年1月の基礎年金番号導入前においては、厚生年金保険、国民年金等の各制度の保険者ごとに、年金手帳等の記号番号(以下「手帳番号」という。)により管理され、手帳番号は、各制度ごとに原則として一人が一つの番号を付与されることとされていた。

(注1) 年金記録 厚生年金保険の記録としては、手帳番号、氏名、性別、生年月日、住所、事業所記号、資格取得日・喪失年月日、種別、標準報酬月額、一時金記録等が管理されている。

また、国民年金の記録としては、手帳番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、台帳保管庁名、資格取得日・喪失年月日、保険料納付状況等が管理されている。

しかし、職業の変更等により被保険者が加入していた公的年金制度が変わったり、

同じ厚生年金保険制度においても転職等により勤務する事業所が変わったときなどに被保険者が新しい事業主に従来の手帳番号を提示等しなかったりした場合は、被保険者に対して別の手帳番号が付与される状況となっていた。このため、複数の公的年金制度に加入していた者や複数の手帳番号を有する者については、年金の裁定の際に、すべての手帳番号が必要となる上、制度や手帳番号ごとに年金記録を確認する必要があり、この確認に時間を要するなどしていた。

このような問題の解消を図り、被保険者等ごとの年金記録を正確に把握して、年金事業運営の一層の適正化・効率化や被保険者等に対するサービスの向上を図るために、9年1月から各年金制度間で共通に使用する基礎年金番号が導入された。

基礎年金番号は各制度を通じて一人の被保険者、年金受給者等に一つの番号を付与するものである。そして、厚生年金保険又は国民年金の現存被保険者の場合は、9年1月時点で加入している制度の手帳番号がそのまま基礎年金番号として付番され、共済組合の現存組合員の場合は新たに基礎年金番号が付番された。また、厚生年金保険又は国民年金の受給者については、裁定の基礎となった最終加入制度の手帳番号が基礎年金番号として付番された。

社会保険オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において磁気ディスクに管理されていた年金記録は、9年1月時点で約3億件存在していたと推定されている。このうち基礎年金番号が付番されたものは、約1億0156万件であった。そして、上記の約3億件から基礎年金番号が付番された約1億0156万件を差し引いた約2億件は、一人の者が複数の手帳番号を保有していたことなどのため、基礎年金番号導入後においても依然として各制度ごとの手帳番号により管理されている状態となっていた。

(5) 厚生年金保険及び国民年金の年金記録の管理方法

公的年金制度のうち、社会保険庁（昭和37年6月以前は厚生省）が管掌している年金制度は、厚生年金保険及び国民年金である。

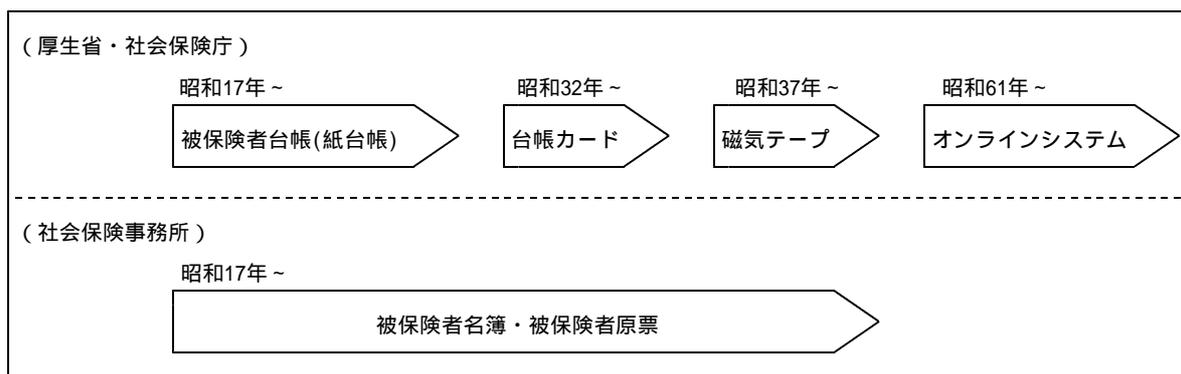
このうち、厚生年金保険については、61年のオンラインシステム導入以前は、適用事業所の事業主に保険料を賦課するために、地方社会保険事務局の社会保険事務所又は社会保険事務局社会保険事務室（平成17年12月以前は地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局事務所。また、12年3月以前は社会保険事務所。

以下「社会保険事務所等」という。)において、事業主からの届出に基づき「被保険者名簿」又は「被保険者原票」により被保険者の年金記録を管理していた。この年金記録は社会保険庁に送付されて、同庁は、これを被保険者ごとに被保険者台帳(原簿)で管理していた。

そして、当初は紙台帳で管理されていた被保険者の年金記録は、図表3のとおり、昭和32年にはパンチカードによる台帳カード方式に、37年には磁気テープ収録方式にそれぞれ切り替えられ、61年からはオンラインシステム導入により社会保険庁年金部業務課(63年に社会保険業務センターに改組)で一元的に管理されることになった。

なお、社会保険庁は、オンラインシステムの導入に当たり、被保険者名簿、被保険者原票等をマイクロフィルム化して各社会保険事務所等において保存管理している。

図表3 年金記録の管理方法(厚生年金保険)



また、国民年金については、市区町村が適用事務と保険料の収納事務を行っていたことから、市区町村が年金記録を市区町村の「被保険者名簿」により管理していた。社会保険事務所等は、市区町村からの報告を受けて、「被保険者台帳」により年金記録を管理していた。この年金記録は、図表4のとおり、40年には磁気テープ収録方式に切り替えられ、59年からはオンラインシステムの導入により社会保険庁年金保険部業務課で一元的に管理されることになった。

なお、社会保険庁は、オンラインシステムの導入に当たり、国民年金の被保険者台帳を特殊台帳と普通台帳とに区分している。

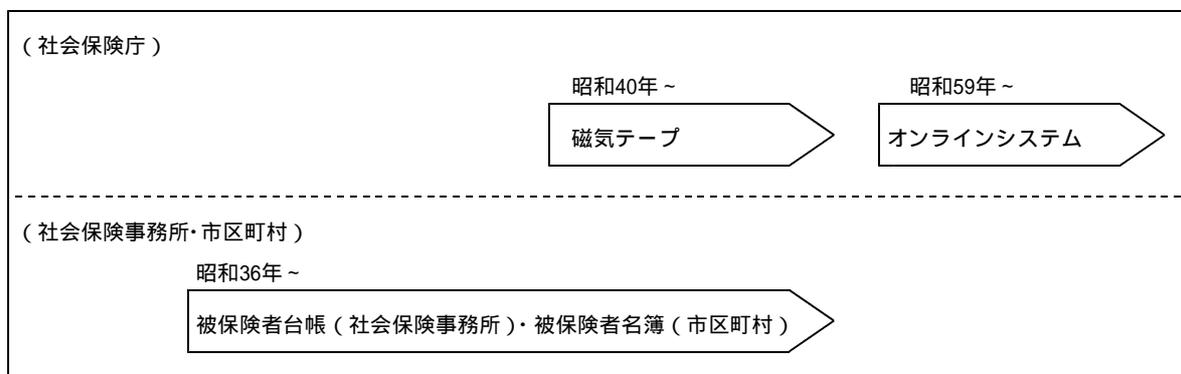
このうち、特殊台帳(特例として過去にさかのぼって保険料の納付を行った特例納付の記録や年度内の一部の期間のみ未納や免除となっている記録等特殊な納付記録が

記載されているもの)については、マイクロフィルム化して各社会保険事務所等において保存管理している。

一方、普通台帳(特殊台帳以外の台帳。すなわち、すべての被保険者期間を通じて保険料納付が通常の納付方法により行われている記録又は保険料の免除がある場合には年度当初から年度末まで年度を通して免除が行われている記録であるものなど、特殊な納付記録が無いもの)については、オンライン化後にそのほとんどが廃棄されている。

市区町村における事務処理は、平成12年4月に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行により地方事務官制度が廃止されたことに伴い、地方社会保険事務局の出先機関である社会保険事務所等に移管され、さらに、市区町村が実施していた国民年金保険料収納事務は14年4月から国に移管された。

図表4 年金記録の管理方法(国民年金)



(6) 年金記録問題の発生及びその対応の状況

社会保険庁における厚生年金保険、国民年金等の被保険者等の年金記録の管理状況等については、18年以降の国会審議等において、次の から などが取り上げられて、大きな社会問題となった。

社会保険庁のオンラインシステム上の年金記録には、基礎年金番号に統合されていないものが約5095万件あること

マイクロフィルムで管理されている厚生年金保険の旧台帳の約1430万件及び船員保険の旧台帳の約36万件の計約1466万件の中には、オンラインシステムに収録され

ていない記録があること

オンラインシステム上の年金記録には、被保険者台帳や被保険者名簿から、その内容が正確に入力されていないものがあること

保険料を納付した旨の年金受給者又は被保険者等本人の申立てがあるにもかかわらず、保険料納付の記録が台帳等に記録されていないものがあること

標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理

これらの問題に対応して年金記録に関する国民の信頼の回復を図るなどのために、厚生労働省は、19年8月に「年金記録適正化実施工程表」(内容については19ページ参照。以下「工程表」という。)を作成して、これらの問題に対する取組の内容、実施時期等を公表するなどしている。

国は、こうした厚生労働省及び社会保険庁における各種取組のほか、同年6月に総務大臣の下に年金記録問題検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置している。検証委員会は、年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について調査・検証を行い、その結果を同年10月に年金記録問題検証委員会報告書(以下「検証委員会報告書」という。)として公表している。

2 検査の実施状況

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、参議院から検査要請のあった前記1(1)「検査の要請の内容」の各事項について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

ア 年金記録問題発生の経緯、現状等

年金記録問題が発生した経緯はどのようなものか。9年1月以降の基礎年金番号への統合及び統合後の事務処理等は、適正かつ迅速に実施されているか。特に、工程表において取り組むこととされた 約5095万件の基礎年金番号未統合記録と基礎年金番号が付番されているオンラインシステム上の約1億件の記録との名寄せの実施、

年金記録が基礎年金番号に結び付く可能性のある者に対して、その旨と加入履歴を確認してもらうための「ねんきん特別便」の発送、 マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録の磁気ファイル化及びオンラインシステム上のすべての年金記録との名寄せの実施、 オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録との計画的な突合せ、 年金記録に係る相談体制の拡充等は適切に行われているか。

イ 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

年金記録問題への対応に係る契約について、その内容、予定価格の算定、履行及び確認等が会計法令等に基づき適切に実施されているか、また、経済的、効率的なものとなっているか。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

年金記録問題の再発防止に向けた体制は適切に整備されているか。特に、不適正な事務処理等の防止に係る取組、 内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組、 社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等は、それぞれ適切なものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

年金記録問題発生の経緯を踏まえて、18年度から20年度までの間において、社会保険庁が年金記録問題に対処するため実施した各種取組の状況、締結した契約の内容等、

再発防止に向けた体制整備の状況等について、厚生労働本省、社会保険庁、社会保険業務センター及び43社会保険事務局（管内の社会保険事務所等を含む。）において、計420.4人日を要して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、各種帳票等関係書類の内容を精査するとともに、担当者から説明を聴取した。また、社会保険庁に対して事業実績等に係る調書の作成を依頼し、在庁してその内容を分析するとともに、同庁から証拠書類として提出されている契約書等関係書類を検査した。

第2 検査の結果

1 年金記録問題発生の経緯、現状等

(1) 年金記録問題発生の経緯等

前記第1の1(6)の年金記録問題の発生の経緯等は、社会保険庁の資料等によれば、おおむね次のとおりとなっている。

ア オンラインシステムにおいて、基礎年金番号に統合されずに手帳番号で管理されている約5095万件の年金記録

前記のとおり、9年1月の基礎年金番号導入後において、基礎年金番号に統合されずに依然として各制度ごとの手帳番号により管理されている年金記録は約2億件あるとされていた。

これらの未統合の年金記録について、社会保険庁は、8年12月から9年2月までの間に基礎年金番号付番済みの者に通知文書約1億0156万件を送付した際に、送付者に対して、他の年金制度に加入していたことがあるか又は他の手帳番号を持っているかのいずれかに該当する場合には、その旨を申し出てもらうよう照会を行っている。この照会に対して複数の手帳番号を有すると回答した者のうち、9年1月時点で20歳以上55歳以下の者は約916万人存在した。

さらに、上記の回答がない者について、社会保険庁が基礎年金番号を付番した記録とその他の記録の氏名、生年月日及び性別(以下「氏名等」という。)による名寄せを10年度から18年度までの間に行っている。その結果、基礎年金番号に結び付く可能性があるなどとして抽出した者のうち、9年1月時点で20歳以上55歳以下の者は約902万人存在した。

そこで、社会保険庁は、両者を合わせた約1818万人に対して10年度から18年度の間に変更して照会を行ったところ、約1253万人から回答を得て、このうち約927万人に係る年金記録について基礎年金番号への統合が完了したとしている。

また、社会保険庁は、「保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(略)の請求に基いて、社会保険庁長官が裁定する。」(厚生年金保険法(昭和29年法律第15号)第33条)等という申請主義の考え方により、本人の申請に基づく年金の裁定、年金相談等の際に本人の年金記録と確認された場合には、基礎年金番号への統合を行ってきている。

これらの結果、9年1月から18年6月までの間に、前記の約2億件のうち約1億5000万件の年金記録が基礎年金番号に統合されたが、18年6月時点で、図表5のとおり、残りの約5095万件が依然として基礎年金番号に統合されていない状況となっていた。

この原因は、検証委員会報告書によれば、同委員会が厚生年金保険及び国民年金の年金記録7,840件についてサンプル調査をした結果、次のようなことなどが推定できるとされている。

「生存の可能性が高いことが判明した者の記録」(33.6%)については、) 社会保険庁は、平成10年度から18年度にかけて、複数の年金手帳記号番号を持っていると思われる55歳(平成9年1月時点)までの被保険者(約1,818万人)に対して、順次確認の照会を行った。しかし、56歳(平成9年1月時点)以上の者に対しては、数年のうちに裁定請求がなされることになるのでその時に処理できると考え、これを実施しなかったこと、) この照会に対して回答がなかった者(約480万人)及び照会文書が送達不能で返戻された者(約85万人)に対して、再送付や住所の再確認などのための特段の措置を執らなかったことが主な原因と考えられる。

「死亡が判明した者等の記録、年金受給の対象とならないと考えられる記録及び基礎年金番号に統合済みの記録」(27.9%)については、) 社会保険庁において、死亡情報を把握していないものがあること、) 死亡情報がオンライン記録等により把握できるものも存在するが、これらの記録を約5,000万件とは区別して整理してこなかったこと、) 記録されている全期間にわたり脱退手当金等を受給した者の記録、厚生年金保険の加入期間や国民年金の納付期間の無い者の記録は、オンライン記録により把握できるが、これらの記録を約5,000万件とは区別して整理してこなかったことが主な原因であると考えられる。

図表5 平成9年1月から18年6月までの基礎年金番号への統合状況

平成9年1月時点で基礎年金番号が付番された年金記録 (約1億0156万件) 18年6月までに の基礎年金番号に統合された年金記録 (約1億5000万件)	18年6月時点で基礎 年金番号に統合され ていない年金記録 (約5095万件)
←————— 約3億件(オンラインシステム上の記録) —————→	

(社会保険庁作成資料による。)

イ オンラインシステムに収録されておらずマイクロフィルムで管理することとされた厚生年金保険及び船員保険の旧台帳に係る計約1466万件の年金記録

(ア) 厚生年金保険の旧台帳に係る約1430万件の記録

厚生年金保険の被保険者等の年金記録については、紙台帳から磁気テープ化を経るなどして、現在ではオンラインシステムによる管理が行われている。

しかし、オンライン化等の一連の過程において、被保険者資格を喪失した者の記録であることから使用頻度が低いと判断され(「社会保険庁25年史」(昭和63年作成)等による。)磁気テープ化又はオンライン化が行われずにマイクロフィルムの形で管理することとされた記録(以下「厚生年金保険喪失台帳記録」という。)が、62年3月時点で約1430万件存在することが判明した。これらは、29年4月1日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、34年3月31日までに被保険者資格を再取得していない者の年金記録であり、そのマイクロフィルム化は50年から52年までの間に行われた。

(イ) 船員保険の旧台帳に係る約36万件の記録

船員保険の年金記録の一部についても、マイクロフィルムのみで管理することとされた年金記録(以下「船員保険喪失台帳記録」という。)が、62年3月時点で約36万件存在することが判明した。これらは、25年4月1日以前に被保険者の資格を喪失した者に係る年金記録であり、社会保険庁は、使用頻度が低いものとしてオンラインシステムへの収録を行わず、58年にマイクロフィルム化を行っていた。

(ウ) 検証委員会の検証結果

上記(ア)、(イ)の計約1466万件の年金記録について、検証委員会は厚生年金保険喪失台帳記録2,700件、船員保険喪失台帳記録1,000件のサンプル調査を行った。検証委員会報告書によれば、その結果は次のとおりとされている。

厚生年金保険喪失台帳記録については、「約1,430万件の記録をオンライン化しなかったことについて、社会保険庁は、使用頻度が低いと見込んだためと説明している。しかし、サンプル調査の結果では、記録が使用されオンライン化されたものが15.2%もある。このようなことを踏まえれば、社会保険庁が、使用頻度が低いとみられることを理由として、オンライン化しないという判断を継続し、その後オンライン化作業に取り組まなかったことは問題であったと考えられる。早期にオンライン化していれば、記録の検索、基礎年金番号との統合も容易に行えたと考えられる。」

また、船員保険喪失台帳記録については、「約36万件の記録をオンライン化しなかったことについて、社会保険庁は（略）使用頻度が低いと見込んだためと説明している。しかし、サンプル調査の結果では、記録が使用されオンライン化されたものが60.3%もある。このようなことを踏まえれば、社会保険庁が、使用頻度が低いとみられることを理由として、オンライン化しないという判断を継続し、その後オンライン化作業に取り組まなかったことは、明らかに判断上の誤りがあったと考えられる。」

ウ 紙台帳等の被保険者名簿等からオンラインシステム上に内容が正確に入力されていない年金記録等

平成18年3月以降、国民年金保険料免除等に関する不適正な事務処理が発覚し、年金記録の取扱い等、年金制度についての不信を招く事態となったことなどから、社会保険庁は、被保険者等の年金記録に対する不安や疑問の解消を図ることなどを目的として、同年8月から、年金記録相談について特別強化体制を執っている。

社会保険庁は、この特別強化体制の実施過程において、国民年金の保険料について、社会保険庁が保有する国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム又は紙台帳や市区町村が保有する国民年金被保険者名簿等の紙台帳に納付記録が存在しているが、オンラインシステム上にその内容が正確に入力されていないものがあることや、オンラインシステム、マイクロフィルム及び紙台帳に納付記録は存在していない

が、年金受給者又は被保険者等本人が保有していた領収書等に納付記録が存在するなどしているものがあることを把握した。

上記の 、 について、その概要を示すと次のとおりである。

紙台帳等の国民年金被保険者台帳等に納付記録が存在しているが、オンラインシステム上に内容が正確に入力されていない年金記録

国民年金の年金記録は、制度発足当初は紙台帳により管理されていたが、その後、磁気テープ等による管理へ、そして、オンラインシステムによる管理へ変更されてきている。現在のオンラインシステム上に納付記録が正確に入力されていない原因は、検証委員会報告書によれば、「(昭和)40年4月から開始された国民年金についての紙テープを基に入力した磁気テープの事務処理の過程において、入力ミスなどに起因する記録の誤りが存在したと考えられる。(略)これらの誤った記録がそのままオンライン上に残ったことが、年金記録の名寄せ・統合に支障を来す事態を招く原因となった。」とされている。

社会保険庁が、国民年金の特殊台帳の記録約0.3億件のうち3,090件についてサンプル調査を行ったところ、当該記録とオンラインシステム上の記録に、年金の給付に影響する納付記録の不一致が4件(0.1%)あった。

次いで、社会保険庁が、厚生年金保険の被保険者名簿及び被保険者原票の記録約3.9億件のうち19,979件についてサンプル調査を行ったところ、当該記録とオンラインシステム上の記録に、不一致が277件(1.4%)あった。

これらの結果によれば、被保険者名簿等の年金記録とオンラインシステム上の年金記録との不一致には相当な数があると推定することができる。

オンラインシステム、マイクロフィルム及び紙台帳には納付記録が存在していないが、年金受給者又は被保険者等本人が保有していた領収書、年金手帳等に納付記録が存在するなどしているもの

社会保険庁は、社会保険庁や市区町村が保有するマイクロフィルム、紙台帳等にも年金記録が存在せず、年金受給者又は被保険者等本人が保有していた領収書等にも納付記録が存在していて、当該資料に基づき年金記録が訂正・回復されたものが、全国で、18年12月までに55件、20年9月までに5,673件あったとしている。

また、年金受給者又は被保険者等の中には、上記のような領収書等の直接的な

納付の記録を保有していないが、保険料を納めたと主張する者も多数見受けられたが、社会保険事務所等においては年金記録の訂正・回復を行う仕組みが整備されていなかった。

そこで、国は、19年6月に、総務省に年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下、これらを合わせて「第三者委員会」という。）を設置した。第三者委員会は、年金記録問題は年金記録を管理・運営する社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納付してきた国民の側に不利益を及ぼしてはならないという考え方に立ち、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものとされている。

そして、同委員会は社会保険事務所等から送付された申立内容について調査審議を行い、年金記録の訂正を要する場合はあっせん案を作成する。これを踏まえて、総務大臣が社会保険庁長官に対して年金記録の訂正に関するあっせんを行い、社会保険庁はその決定を尊重し、記録の訂正を行うこととされている。

エ 標準報酬月額等の不適正なそ及訂正処理

総務大臣が厚生年金保険に関して20年2月までにあっせんを行った事案201件のうちには、被保険者の標準報酬月額の引下げ処理を適用事業所に該当しなくなったとする全喪届出処理が行われた日より後の日付でそ及して行っていたなど合理的な理由が認められないとされた年金記録のそ及訂正の事案が16件見受けられた。

また、これらの事案とは別に、このような年金記録の不適正なそ及訂正処理について、社会保険事務所等の職員の関与を疑わせるとされる事案も明らかになった。すなわち、社会保険庁は、20年9月に標準報酬月額の訂正に関して「事業主の具体的な証言のある事案に係る調査結果」を公表している。その概要は、7年11月に東京都内の設計コンサルタント会社の事業主が滞納保険料の分割納付を申し出たところ、社会保険事務所の職員が虚偽の標準報酬月額変更届を作成して、これを基に標準報酬月額をそ及訂正した上で、更に当該事業所を適用事業所から全喪事業所として処理したというものである。

これらのことから、20年9月の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、

事業主の具体的な証言のある事案に関与した職員が他にも同様の不適正な訂正処理を行っていたかどうかについて調査を実施するほか、標準報酬月額等の不適正な訂正事案に関する今後の対応として、オンラインシステム上のすべての年金記録から不適正な訂正処理の可能性のある年金記録を抽出した上で、調査を行うこととされた。

(2) 社会保険庁の取組の状況

19年7月に、年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会により「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」が取りまとめられた。次いで、厚生労働省は、この政府・与党取りまとめに沿って、同年8月に工程表を作成して、取組の内容、実施時期等を公表している。

工程表には、次のとおり一連の具体的な対策等が掲げられており、社会保険庁は工程表等に沿って対応を進めている。

ア 約5095万件の基礎年金番号未統合記録と基礎年金番号が付番されているオンラインシステム上の約1億件の記録との名寄せの実施

イ 年金記録が基礎年金番号に結び付く可能性がある者に対して、その旨と加入履歴を確認してもらうための「ねんきん特別便」の発送

ウ マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録の磁気ファイル化及びオンラインシステム上のすべての年金記録との名寄せの実施

エ オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録との計画的な突合せ

オ 年金記録に係る相談体制の拡充

社会保険庁が実施している上記の取組状況を時系列的に整理すると、図表6のとおりとなる。

図表6 社会保険庁の取組状況

年月	ア 年金記録の補正作業及び名寄せ	イ ねんきん特別便等の実施状況	喪失台帳、厚生年金保険の被保険者名簿等とオンライン上の年金記録との突合せ		オ 年金記録相談等の実施状況	
			ウ	エ		
平成19年	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月				(注)	
	9月				(注)	
	10月	いない年金記録の補正作業 氏名等が収録されて				
	11月		約5千万件の名寄せ			
	12月		記録の結び 付く可能性 のある方へ 「ねんきん特 別便」の発 送			
	平成20年	1月				
		2月				
		3月	漢字カナ変換記録 の補正作業			
4月			年金受給者 へ「ねんきん 特別便」の 発送			
5月			未回答者へ 「回答のお 願い」の発 送			
6月						
7月						
8月				被保険者等 へ「ねんきん 特別便」の 発送		
9月			未回答者へ 再度「回答の お願い」の発 送			
10月						
11月						
12月						
平成21年	1月					
	2月					
	3月			未回答の受給 者へ「回答の お願い」の発 送		
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	...					

(注) ねんきんダイヤル及びねんきんあんしんダイヤルによる電話相談は、前記の工程表が作成された8月以前から実施している。

ア 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況

(7) 氏名等が収録されていない年金記録の補正作業の実施について

社会保険庁は、基礎年金番号に統合されていない年金記録を基礎年金番号に統合するに当たっては、まず年金記録の名寄せを行い、この結果に基づきねんきん特別便を発送することとした。

a 補正作業の対象

この名寄せの実施に当たり、被保険者の氏名等が収録されていない年金記録が全国で約524万件存在しており、正しい名寄せを行うことができないという問題点が確認された。そこで、これを解決するために、社会保険庁は、名寄せに先立ち、19年9月から20年1月までの間に氏名等が収録されていない年金記録の補正作業を集中的に実施しており、現在も継続している。

年金記録に氏名等が収録されていないものの項目数別内訳は図表7のとおりであり、氏名等の3項目すべてが収録されていなかったものが、厚生年金保険において3,809件(0.07%)見受けられた。

図表7 年金記録に氏名等が収録されていないものの項目数別内訳表 (単位: 件)

項目数別 状況 年金記録	3項目すべて (氏名・生年月日・性別)	3項目のうちのいずれか2項目			3項目のうちのいずれか1項目			計
		(氏名・生 年月日)	(生年月 日・性別)	(氏名・性 別)	(氏名)	(生年月 日)	(性別)	
厚生年金保険	3,809	294,578	0	3,927	4,937,396	52	19	5,239,781
国民年金	0	1,208	0	0	0	6	0	1,214
計	3,809	295,786	0	3,927	4,937,396	58	19	5,240,995

(社会保険庁作成資料による。)

b 補正作業の方法

社会保険庁は、補正作業に当たり、基礎年金番号に統合されていない年金記録のうち氏名等が収録されていないものについて、19年9月に社会保険業務センターが作成した「補正要領」に基づき、地方社会保険事務局又は社会保険事務所等(以下「地方社会保険事務局等」という。)が手帳番号を被保険者に払い出した際に記録した「年金手帳記号番号払出簿」(以下「払出簿」という。)等を確認の上、補正作業を行うこととした。

その主な手順は次のとおりである。

社会保険業務センターにおいて補正リストを作成して、手帳番号を払い出した地方社会保険事務局へ送付する。

地方社会保険事務局等は、補正要領に基づき、手帳番号等を基に払出簿等により確認する。

その内容を補正リストへ転記する。

補正リストの補正項目をオンラインシステムに入力する。

進ちょく状況について管理して、社会保険業務センターに報告する。

c 補正作業の実施状況

会計検査院が、各地方社会保険事務局及び管内の社会保険事務所等における上記補正作業の実施状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

(a) 補正作業の実施結果

各地方社会保険事務局等は、図表7で示した氏名等の収録されていない年金記録5,240,995件について、払出簿等から正しい氏名等を転記するなどして、図表8のとおり、20年1月までに5,181,370件の補正作業を終了した。このうち、65,902件は、1人が所有する複数の年金記録で既に基礎年金番号等に統合されたこととなっていたが、実際にはオンラインシステム上での統合処理が行われないうちに別々の手帳番号として残されていたものなどであった。これらの年金記録をオンラインシステム上に収録して統合することにより補正作業を終了した。

図表8 地方社会保険事務局等における「氏名等が収録されていない年金記録の補正作業」(平成19年9月～20年1月実施) (単位：件)

項目	補正対象	左のうち 補正済み	左のうち 統合	他局等照会中	補正困難
年金記録件数	5,240,995	5,181,370	65,902	4,204	55,421

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> オンラインシステム上の年金記録に氏名等が収録されていなかったため、払出簿等を確認して補正作業を完了したものの

オンラインシステム上の手帳番号aaaa-aaaaaaの年金記録（氏名及び生年月日いずれも無し、性別：女）は、これを払出簿等で確認したところ、A（昭和13年生まれ、女性）のものであることが判明した。

そこで、オンラインシステム上の当該記録に氏名及び生年月日を収録して、補正作業を完了した。

<事例2>1人が 所有する複数の年金記録で統合処理がなされずにオンラインシステム上に残されていたものを基礎年金番号等に統合したものの

オンラインシステム上の手帳番号bbbb-bbbbbbの年金記録（氏名無し、生年月日有り、性別：女）は、これを払出簿により確認したところ、被保険者B（昭和27年生まれ、女性）のものであることが判明した。当該払出簿の備考欄には、当該手帳番号が統合された旨が表示されていたが、実際には統合がなされていないものである。

そこで、手帳番号bbbb-bbbbbbの記録をオンラインシステム上において統合した。

このほか、補正済みとなったものの中には、生年月日の日付が一定の日付に丸められていた（例えば、18日を10日にしているなど、1日、10日、20日、30日に丸めて記載されていた。）ため正しい記録となっていなかったものが506,578件（補正対象件数に対する割合は9.6%）見受けられた（図表9参照）。そして、その99.9%に当たる506,539件は昭和38年度から41年度までの間に手帳番号が払い出されたものとなっていた。

なお、生年月日が丸められていた記録が特定の地方社会保険事務局等に偏在していたという事実は無かった。

社会保険庁は、このような事態が発生した原因について、これまで過去の資料の確認や当時の職員に事情を聴取するなどの調査を行ったが、期間が相当経過していることもあり、原因の特定を行うことは困難であるとしている。

図表9 補正対象のうち生年月日が一定の日付に丸められた記録

(単位：件)

項目	補正対象 (A)	左のうち生年月日が一定の日付に丸められた記録						(D)以外 の払出年度 件数計(C)	(D)= (B) + (C)	(D) / (A) 単位： %	(B) / (D) 単位： %
		昭和38年度から41年度までの払出年度別件数計(B)	38年度	39年度	40年度	41年度					
年金記録 件数	5,240,995	506,539	41,361	114,860	277,658	72,660	39	506,578	9.6	99.9	

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> オンラインシステム上の生年月日の日付が丸められていたもの

オンラインシステム上の手帳番号cccc-ccccccの年金記録（氏名無し、昭和11年1月1日生まれ、性別：男）は、これを払出簿で確認したところ、C（11年生まれ、男性）のものであることが判明した。

払出簿上の生年月日は、年金記録の11年1月1日ではなく同年同月の2日となっており、被保険者名簿においても2日と記録されていた。

そこで、オンラインシステム上で、Cの年金記録の氏名を収録するとともに生年月日を11年1月2日に修正して、補正作業を完了した。

このように比較的容易に補正作業が完了する年金記録がある一方で、氏名等の年金記録の補正作業が困難とされているものが、図表8のとおり、平成20年1月現在で55,421件存在していた。

これらの補正作業が困難とされた事由については、図表10のとおり、払出簿等に記載が無かったり、オンラインシステム上に事業所情報が収録されていなかったり、生年月日が実在しない日付であったりなどしていることによるとしている。

図表10 補正作業が困難な事由別内訳

(単位：件)

事由別内訳	払出簿等に記載が無い	払出簿等の記載内容が不明	オンラインシステム上の事業所情報が未収録	生年月日が実在しない日付	その他 (払出簿が無いものなど)	計
年金記録件数 (全体の件数に対する割合)	15,213 (27.4%)	981 (1.8%)	27,311 (49.3%)	2,498 (4.5%)	9,418 (17.0%)	55,421 (100.0%)

(注) 表中の「オンラインシステム上の事業所情報が未収録」とは、厚生年金保険の適用事業所の被保険者名簿等の記録により確認する手掛かりとなる事業所情報が収録されていないものである。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 払出簿等上の生年月日の記録が実在しない日付となっていて補正作業が困難なもの

オンラインシステム上の手帳番号dddd-dddddddの年金記録（氏名有り、生年月日無し、性別：女）は、これを払出簿で確認したところ、その氏名がD（女性）であることが判明した。

オンラインシステム上にはDと同姓同名の者が多数存在したので、当該年金記録に係る生年月日を確認したところ、払出簿等には大正17年11月7日という実在しない日付が記録されていた。

これについては、オンラインシステム上に氏名及び性別は収録できたものの、正しい生年月日を確認することができないため、補正困難とされた。

このように被保険者の氏名等が収録されていない年金記録が多数存在していた事態が生じているのは、社会保険庁の年金記録管理において、年金記録作成時における確認や、その後の管理における年金記録の確認、補正等が適切に行われていなかったことによると思料される。

これら氏名等の収録されていない年金記録の大部分については、9年1月の基礎年金番号導入後において、年金記録の補正作業及び名寄せを迅速に行うことが可能であったと思料されるが、それにもかかわらず、社会保険庁がこれを行っていなかったのは、前記のとおり、被保険者が年金の裁定時まで申し出た際に年金記録の訂正等を行うことで対処できると判断したことなどによると思料される。

各地方社会保険事務局等においては、その後も継続して調査を実施してお

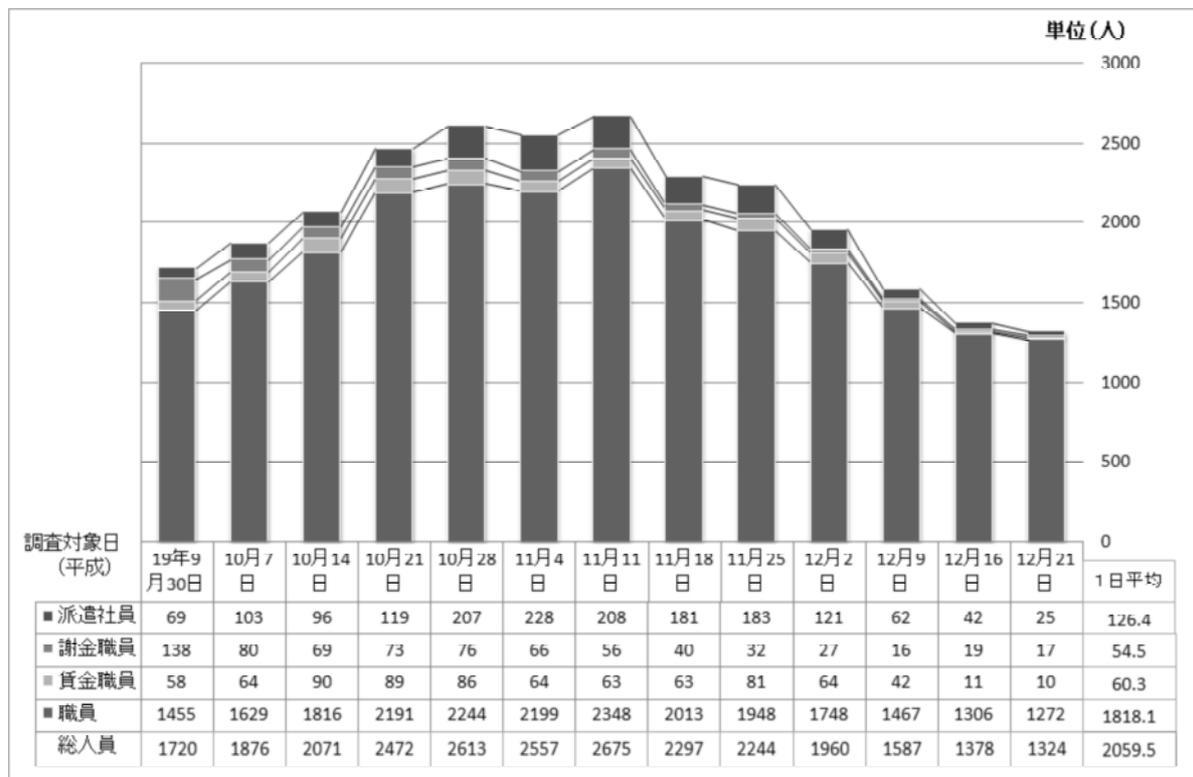
り、その結果、21年2月現在で補正作業が困難とされているものは、前記の20年1月現在における55,421件から26,354件に減少している。

(b) 補正作業を行う職員等の状況

補正作業を行う職員等については、図表11のとおり、各地方社会保険事務局等においては、職員を中心として、これに賃金職員、謝金職員及び労働者派遣契約による派遣会社の社員（以下「派遣社員」という。）を加えて実施していた。

社会保険庁は、当該補正作業の進ちょく状況を対象日(19年9月30日から12月21日までの期間のうちの13日)ごとに調査している。この調査によれば、補正作業に携わった者について、当該調査日における1日当たりの平均人数で見ると、総人員2,059.5人のうち、職員が1,818.1人（総人員に対する割合88.2%）、賃金職員が60.3人（同2.9%）、謝金職員が54.5人（同2.6%）、派遣社員が126.4人（同6.1%）となっていた。

図表11 各地方社会保険事務局等における「氏名等が収録されていない年金記録の補正作業」を行う職員等の状況



(1) 名寄せの実施状況

前記のとおり、社会保険庁は、工程表において、オンラインシステム上に存在する基礎年金番号に結び付かない約5095万件の年金記録の名寄せを行うこととしている。そして、名寄せを行うプログラムを開発した上で、19年11月から20年3月までの間に、年金受給年齢に到達している約2880万件の記録を含むすべての年金受給者、被保険者等のオンラインシステム上の記録との名寄せを実施した。

未統合記録と基礎年金番号との名寄せについては、第一次名寄せ（19年11月から20年1月までの間）及び第二次名寄せ（19年12月から20年3月までの間）を段階的に実施した。

第一次名寄せにおいては、氏名等の3項目の一致を確認して、基礎年金番号に結び付く可能性のある年金記録を特定した。その際、カナ氏名の濁点の有無（例えば、「シンドウ」と「シントウ」）等については、一致条件を緩和した上で実施した。

第二次名寄せにおいては、第一段階として、性別の不一致や生年月日の前後1日を許容するなどのように一致条件を更に緩和して実施した。次に、第二段

階として、元号を生年月日の一致条件から除外するとともに、氏名の丸め（例えば「ソ」と「ン」、「シ」と「ツ」、「フルヤ」と「フルタニ」、「サチコ」と「ユキコ」）を行って一致条件を一層緩和した上で実施した。

会計検査院が社会保険業務センターにおいて名寄せの実施状況について検査したところ、図表12のとおりとなっており、名寄せの結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録は20年3月現在で11,721,496件であった。

図表12 名寄せの実施結果等(平成20年3月現在)

(単位：件、通)

区 分		第一次名寄せ	第二次名寄せ	計
年金受 給者	名寄せの結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録の件数	2,923,438	431,205	3,354,643
	ねんきん特別便による通知数	2,507,693	497,098	3,004,791
被保険 者等	名寄せの結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録の件数	7,952,248	504,990	8,457,238
	ねんきん特別便による通知数	6,668,281	629,666	7,297,947
計	名寄せの結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録の件数	10,875,686	936,195	(注) 11,721,496
	ねんきん特別便による通知数	9,175,974	1,126,764	10,302,738

(注) 名寄せの結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録の件数については、一つの年金記録が年金受給者と被保険者等の双方に結び付くと思われたものの件数が90,385件あるため、「計」欄の件数は年金受給者と被保険者等の件数を合わせた11,811,881件ではなく、11,721,496件となる。

イ ねんきん特別便等の実施状況

(ア) ねんきん特別便等の発送状況

a ねんきん特別便の発送

(a) 社会保険庁は、前記アの補正作業及び名寄せを実施した結果、上記のとおり、約5095万件のうち約1172万件（約23.0%）の記録について既存の基礎年金番号に結び付く可能性が高いとして、図表13のとおり、20年3月までに、ねんきん特別便（青色の封筒）を約1030万人の当該年金受給者、被保険者等に発送した。

(b) 次いで、同庁は、同年4月及び5月に上記(a)以外のすべての年金受給者に対して、6月から10月までの間に上記(a)以外のすべての被保険者等に対して、ねんきん特別便（緑色の封筒）を計約9843万人に発送した。

b ねんきん特別便の「回答のお願い」の発送

(a) 社会保険庁は、a(a)に係る者のうち、回答の無い者については、20年4月から6月までの間にねんきん特別便の「回答のお願い」（勸奨はがき）を年金受給者に約99万件、被保険者等に約432万件、計約532万件を発送した。その後9月に、なお回答の無い者に対して、2回目の「回答のお願い」を年金受給者約3万件、被保険者等約279万件、計約283万件を発送した。

(b) また、同庁は、a(b)に係る者のうち、回答の無い年金受給者に対して、21年2月及び3月に約718万件を発送した。

c 会計検査院が、上記 a 及び b の発送状況等について検査したところ、次のとおりとなっていた。

19年12月から20年10月末までの間に発送されたねんきん特別便の件数は、これを年金受給者、被保険者等別にみると図表13のとおりとなっていた。

また、これらのねんきん特別便の発送に係る経費は、封筒、リーフレット等の作成に要する経費10億9197万余円、ねんきん特別便の作成及び発送準備に係る業務委託費110億6810万余円、郵便料金69億3364万余円、計190億9372万余円となっていた。このほか、返信に係る郵便料金が52億1411万余円となっていた。

図表13 ねんきん特別便の発送状況

(単位：人)

発送年月	(a) 名寄せ実施分(青色の封筒)			(b) 左記以外分(緑色の封筒)		
	年金受給者分	被保険者等分	小計	年金受給者分	被保険者等分	小計
平成19年 12月	481,717	-	481,717	-	-	-
20年 1月	600,279	-	600,279	-	-	-
2月	1,238,650	1,238,315	2,476,965	-	-	-
3月	684,145	6,059,632	6,743,777	-	-	-
4月	-	-	-	14,191,486	-	14,191,486
5月	-	-	-	19,761,536	-	19,761,536
6月	-	-	-	-	1,209,586	1,209,586
7月	-	-	-	-	9,212,589	9,212,589
8月	-	-	-	-	11,061,332	11,061,332
9月	-	-	-	-	22,364,908	22,364,908
10月	-	-	-	-	20,629,083	20,629,083
計	3,004,791	7,297,947	10,302,738	33,953,022	64,477,498	98,430,520

ねんきん特別便は、社会保険庁が把握している年金受給者等の年金記録について、加入制度、勤務先の名称、資格取得年月日等を表形式で示す様式となっている。

しかし、前記 a (a) のねんきん特別便のうち20年1月30日までに発送されたものについては、約5095万件の未統合の年金記録の中に本人の基礎年金番号に結び付くと思われる記録が存在しているのに、加入履歴のチェックポイントが示されていないなど、その様式等が必ずしも十分ではなかった。

このことから、20年1月24日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、より積極的な対応や分かりやすい注意喚起を行うための印刷物を新たに折り込むこととされた。そこで、社会保険庁は、上記の発送分については、これを新たに折り込んで3月末までに1,080,917件を再発送した。

また、これに係る経費は、封筒、リーフレット等の作成に要する経費1001万余円、ねんきん特別便の作成及び発送準備に係る業務委託費9193万余円、

郵便料金8795万余円、計1億8989万余円となっていた。

前記の a で発送したねんきん特別便の中には、発送対象者の住所不明により返送されたものがあり、社会保険庁は住所の変更について各地方社会保険事務局等に再確認するなどした上で、図表14のとおり、21年3月末までに約79万件を再発送した。

また、これに係る経費は、封筒、リーフレット等の作成に要する経費1558万余円、ねんきん特別便の作成及び発送準備に係る業務委託費1億1224万余円、郵便料金5683万余円、計1億8466万余円となっていた。

図表14 発送対象者の住所不明により返送されたねんきん特別便の再発送状況
(単位：件)

発送年月	(a) 名寄せ実施分(青色の封筒)			(b) 左記以外分(緑色の封筒)		
	年金受給者分	被保険者等分	小計	年金受給者分	被保険者等分	小計
平成20年 3月	516	-	516	-	-	-
5月	1,290	-	1,290	-	-	-
7月	1,789	92,642	94,431	9,500	-	9,500
9月	2,225	42,050	44,275	7,139	39,144	46,283
12月	498	21,830	22,328	1,077	61,997	63,074
21年 1月	354	36,183	36,537	1,296	168,991	170,287
3月	1,466	35,871	37,337	12,847	259,184	272,031
計	8,138	228,576	236,714	31,859	529,316	561,175

上記、のほか、図表15のとおり、予定どおり発送対象者に到達しなかったため、再発送せざるを得なかったものがあった。

図表15 予定どおり発送対象者に到達しなかったため、再発送せざるを得なかったねんきん特別便

(事業番号) 当初の発送 年月日	事 態 の 概 要
() 平成 20.3.19	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となった(19,827件) (この事態については、平成19年度決算検査報告に掲載した。)
() 20.6.23 及び 25	20年6月14日の岩手・宮城内陸地震被害により、委託業者のサーバが破損し、収録していたねんきん特別便の印刷用設定ファイルが消失したことから委託業者において再作成を行ったが、その際に印刷設定及び25を誤ったため、加入月数の合計欄と納付済月数等の計欄を反対にして出力し、そのまま発送してしまった(23事業所 1,857件)
() 20.7.2	ねんきん特別便を事業主を経由して被保険者に発送したが、誤って、他の事業所の被保険者の分を封入して発送してしまった(3事業所 28件)
() 20.8.27	委託業者において、印刷設定を誤ったため、加入月数の合計欄と納付済月数等の計欄を反対にして出力し、そのまま発送してしまった(19,784件)
() 20.9.30	委託業者において、誤って、遺族年金の受給者あてのねんきん特別便の備考欄にのみ出力すべきメッセージを老齢年金・障害年金の受給者あてのねんきん特別便にも出力し、そのまま発送してしまった(1,554件)
() 20.10.22 ~30	共済組合各支部を経由して発送した地方公務員共済組合員に係るねんきん特別便について、社会保険庁が、ねんきん特別便の発送準備段階において、共済組合の各支部の発送先住所を誤ったり、共済組合の指定した配列順と異なるものとしたりしてしまっただけのため、共済組合から組合員への配布が困難となった(との合計 159カ所 498,675件)

これらの再発送に要した経費については、次のとおりとなっていた。

図表15の()については343万余円である。

()から()までについては、このような事態の発生に関し委託業者に責任があるとして、委託業者に負担させている。

()について、社会保険庁が負担した経費は、派遣業務に要する経費98万余円、運送業務に要する経費63万余円、郵便料金2796万余円、計2958万余円

である。

上記のうち、()の事例を示すと次のとおりである。

<事例5> ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となったもの

社会保険庁が平成20年2月に締結した委託契約において、同年3月19日発送分の遺族年金受給者の一部19,827件分について、「加入記録」欄に本人の遺族年金の基となった記録に加えて別人の記録が印字されているなど、正確な加入履歴等が示されていなかった。そして、この19,827件のねんきん特別便を再度作成して発送するために、同年3月24日に改めて委託契約を締結するなどして3,431,226円を支出していた。

会計検査院が、上記の事態について検査したところ、同一の識別番号を付与された加入履歴等のデータが、委託業者に貸与された複数の磁気テープに重複して存在していた。

しかし、社会保険庁においては、仕様書には識別番号が重複することなく付与されているとしていて、識別番号の重複が生じている旨を委託業者に伝えて、その処理方法を指示することをしていなかった。このため、委託業者は仕様書どおり識別番号の重複は無いものとして処理を行っていた。

この事態については、不当事項として、平成19年度決算検査報告に掲記したところである。

社会保険庁は、会計検査院の指摘に基づき、今後同種事態を防止するために、仕様書に委託業務の詳細を明記するとともに、委託業者に対する十分な指示、確認を行うこととしている。

前記bのとおり、社会保険庁は、回答の無い者に対して、ねんきん特別便の「回答のお願い」(勸奨はがき)を発送しているが、その状況は図表16のとおりとなっていた。

また、これに係る経費は、「回答のお願い」の作成及び発送準備に係る業務委託費7443万余円、郵便料金6億0686万余円、計6億8129万余円となっていた。

図表16 ねんきん特別便の「回答のお願い」の発送状況

(単位：件)

発送年月	(a) 名寄せ実施分			(b) 左記以外分		
	年金受給者分	被保険者等分	小計	年金受給者分	被保険者等分	小計
平成20年 4月	274,207	-	274,207	-	-	-
5月	181,323	-	181,323	-	-	-
6月	541,503	4,328,474	4,869,977	-	-	-
9月	38,371	2,793,563	2,831,934	-	-	-
21年 2月	-	-	-	1,411,185	-	1,411,185
3月	-	-	-	5,773,062	-	5,773,062
計	1,035,404	7,122,037	8,157,441	7,184,247	-	7,184,247

(1) ねんきん特別便への回答状況

社会保険庁が、ねんきん特別便を発送したものの中には、前記(ア)のとおり、年金受給者、被保険者等の住所が不明であるなどして未到達となっているものが存在している。

また、ねんきん特別便を受け取った年金受給者、被保険者等は、ねんきん特別便に記載された自分の年金記録を確認した後に回答をすることとされているが、必ずしもそのすべてがなされていない状況である。

会計検査院が検査したところ、図表17のとおり、21年5月末現在、回答のあったものは年金受給者約3113万人(発送対象者数約3695万人に対する割合84.2%)、被保険者等約4640万人(同約7177万人に対する割合64.6%)となっていた。回答のあったもののうち、「訂正あり」又は「記録にもれや間違いがある」としているものは年金受給者約324万人(回答者数約3113万人に対する割合10.4%)、被保険者等約770万人(同約4640万人に対する割合16.6%)となっていた。

図表17 ねんきん特別便への回答状況（平成21年5月末現在）

種 別	(a) 名寄せ実施分（青色の封筒）		(b) 左記以外分（緑色の封筒）		(a) + (b)	
	年金受給者分	被保険者等分	年金受給者分	被保険者等分	年金受給者分	被保険者等分
発送対象者数 A	300万人	729万人	3395万人	6447万人	3695万人	7177万人
回答者数 B	260万人	462万人	2852万人	4178万人	3113万人	4640万人
B / A	86.6%	63.3%	84.0%	64.7%	84.2%	64.6%
「訂正あり」、「記録にもれや間違いがある」と回答した者の数 C	90万人	335万人	234万人	435万人	324万人	770万人
C / A	30.1%	45.9%	6.9%	6.7%	8.7%	10.7%
C / B	34.8%	72.5%	8.2%	10.4%	10.4%	16.6%
「訂正無し」、「記録にもれや間違いが無い」と回答した者の数 D	169万人	127万人	2618万人	3742万人	2788万人	3869万人
D / A	56.4%	17.4%	77.1%	58.0%	75.4%	53.9%
D / B	65.1%	27.4%	91.7%	89.5%	89.5%	83.3%

(注) 人数は千人以下を切り捨て、割合は小数点第2位以下を切り捨てている。

(ウ) ねんきん特別便に係る政府広報

社会保険庁は、19年7月から、ねんきん特別便に係る政府広報として、新聞広告等の各種広報媒体を通じてねんきん特別便が届いた場合のねんきん特別便専用ダイヤルの利用や社会保険事務所等への相談の呼びかけを実施している（図表18参照）。

図表18 ねんきん特別便に係る政府広報

年度	広報媒体及び掲載等方法	掲載日等
平成19年度	新聞突出し広告 （全国紙、ブロック紙、地方紙）	11月22日～25日、12月18日～21日、12月23日、 3月17日～23日
	新聞折込広告	7月19日～21日、12月17日
	新聞記事下広告（カラー7段） （全国紙、ブロック紙、地方紙）	7月25日～26日、2月29日～3月2日、3月3日～ 5日、3月17日～20日、3月25日～27日
	テレビ番組	11月30日、12月7日、12月16日、3月10日、 3月14日
	テレビスポットコマーシャル	1月19日～2月1日、3月18日～24日
	ラジオ番組	11月10日、11月17日、11月24日、12月1日、 12月15日、3月15日
	政府インターネットテレビ	12月20日から実施
	インターネットサイトテキスト広告	11月5日～13日、12月17日～23日、 12月31日～1月6日、3月17日～23日
	広報誌（政府情報誌）	3月5日
	雑誌	3月10日
	モバイル携帯端末	12月17日～23日
20年度	視覚障害者向け資料（音声広報CD）	11月発行、3月発行
	新聞突出し広告 （全国紙、ブロック紙、地方紙）	6月3日～8日、7月28日～8月3日、 8月31日～9月6日、9月22日～28日、 10月26日～11月1日、12月16日～21日、 2月10日～15日
	新聞記事下広告（カラー7段）等 （全国紙、ブロック紙、地方紙）	5月1日、5月30日、7月4日～6日
	テレビ番組	1月30日～2月1日、2月5日
	ラジオ番組	2月7日～8日
	政府インターネットテレビ	19年12月20日から継続
モバイル携帯端末	2月16日～22日	

（社会保険庁作成資料による。）

(I) ねんきん特別便に係る入念照会及びフォローアップ照会の実施状況

図表17のとおり、名寄せ作業の結果、年金記録が基礎年金番号に結び付く可能性がある者に対して発送したねんきん特別便に対して、その可能性が高いにもかかわらず加入記録に「訂正が無い」とする回答がいまだ相当数に上っている。「訂正が無い」との回答は、本人に加入記録を確認してもらった結果に基づくものではあるが、十分に点検せずに回答した年金受給者、被保険者等もあると想定されている。

a 入念照会の実施

上記のことから、社会保険庁は、20年1月から、基礎年金番号上の記録と名寄せにより該当した記録に期間の重複が無く、かつ未統合記録に結び付く同一氏名等の者が他にいないなど優先度の高い年金受給者約35万人に対しては、電話や戸別訪問により、結び付く可能性がある年金記録について具体的に情報提供しながら再確認するなどの入念照会を行っている。

b フォローアップ照会の実施

さらに、社会保険庁は、20年6月27日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」で了承された「年金記録問題への対応の今後の道筋」に基づき、同月30日の事務連絡により、従来よりも入念照会の対象者の範囲を広げ、未回答の年金受給者を含む記録上上記の重複期間が無い年金受給者すべてに対し、フォローアップ照会を各地方社会保険事務局等において実施している。このため、21年5月末現在、照会対象者数は877,380人に増加している。

c フォローアップ照会の実施状況

会計検査院が、各地方社会保険事務局及び管内の社会保険事務所等におけるフォローアップ照会の実施状況について検査したところ、常勤職員を中心に実施しており、地方社会保険事務局別の実施状況は図表19のとおりとなっていた。

図表19 地方社会保険事務局別のフォローアップ照会の実施状況（平成21年5月末現在）

地方 社会 保険 事務局	照会対象者数							
		実施対象者数				回答拒 否者数	連絡が 取れない 者の 数	残件数
			うち照会実施完了者 数(括弧書きは実施対象 者数に対する割合)	未統合記録が本人のもの であると確認できた者の 数(括弧書きは照会実施完 了者数に対する割合)				
北海道	36,689	30,960	26,660 (86.1%)	19,616 (73.5%)	55	1,574	2,671	
青森	6,407	5,557	3,663 (65.9%)	2,640 (72.0%)	90	34	1,770	
岩手	7,001	6,156	5,366 (87.1%)	3,721 (69.3%)	7	194	589	
宮城	15,507	13,847	7,454 (53.8%)	5,895 (79.0%)	146	31	6,216	
秋田	7,033	6,114	4,822 (78.8%)	3,237 (67.1%)	79	507	706	
山形	7,777	7,573	6,925 (91.4%)	4,666 (67.3%)	8	387	253	
福島	12,392	10,023	7,266 (72.4%)	5,370 (73.9%)	26	308	2,423	
茨城	18,781	16,368	10,679 (65.2%)	6,371 (59.6%)	122	2,290	3,277	
栃木	14,790	11,818	8,470 (71.6%)	4,772 (56.3%)	368	175	2,805	
群馬	14,379	11,395	4,126 (36.2%)	3,019 (73.1%)	46	82	7,141	
埼玉	60,237	59,634	26,795 (44.9%)	23,268 (86.8%)	909	413	31,517	
千葉	47,324	46,184	19,202 (41.5%)	15,358 (79.9%)	127	211	26,644	
東京	87,359	78,837	30,471 (38.6%)	23,843 (78.2%)	136	907	47,323	
神奈川	63,876	39,970	11,790 (29.4%)	9,528 (80.8%)	458	437	27,285	
新潟	12,720	11,828	9,322 (78.8%)	7,033 (75.4%)	114	181	2,211	
富山	5,639	4,879	3,687 (75.5%)	2,474 (67.1%)	9	74	1,109	
石川	7,464	6,674	5,212 (78.0%)	4,205 (80.6%)	12	187	1,263	
福井	4,320	3,816	3,559 (93.2%)	2,563 (72.0%)	60	169	28	
山梨	5,197	4,118	2,487 (60.3%)	1,907 (76.6%)	17	45	1,569	
長野	13,830	12,522	10,794 (86.2%)	7,955 (73.6%)	119	539	1,070	
岐阜	14,419	13,789	9,891 (71.7%)	8,062 (81.5%)	18	534	3,346	
静岡	27,125	22,238	8,309 (37.3%)	6,053 (72.8%)	93	456	13,380	
愛知	47,524	36,000	17,238 (47.8%)	12,966 (75.2%)	166	925	17,671	
三重	12,618	10,061	5,330 (52.9%)	4,177 (78.3%)	0	329	4,402	
滋賀	7,909	7,211	5,773 (80.0%)	4,592 (79.5%)	8	510	920	
京都	17,314	17,193	14,162 (82.3%)	12,722 (89.8%)	82	989	1,960	
大阪	79,789	69,615	44,046 (63.2%)	35,289 (80.1%)	1,016	5,304	19,249	
兵庫	40,480	40,214	26,797 (66.6%)	20,239 (75.5%)	138	3,255	10,024	
奈良	11,028	10,171	9,280 (91.2%)	7,585 (81.7%)	23	678	190	
和歌山	7,221	6,046	5,006 (82.7%)	3,574 (71.3%)	81	627	332	
鳥取	4,168	3,589	3,065 (85.3%)	2,521 (82.2%)	20	82	422	
島根	4,413	3,927	2,799 (71.2%)	2,137 (76.3%)	8	54	1,066	
岡山	14,751	10,434	8,430 (80.7%)	6,408 (76.0%)	84	369	1,551	
広島	17,432	13,938	10,293 (73.8%)	7,775 (75.5%)	37	507	3,101	
山口	11,614	10,776	8,401 (77.9%)	6,427 (76.5%)	22	324	2,029	
徳島	5,039	3,923	2,901 (73.9%)	1,463 (50.4%)	11	56	955	
香川	6,818	6,178	4,818 (77.9%)	3,775 (78.3%)	14	122	1,224	
愛媛	9,490	8,274	6,632 (80.1%)	4,740 (71.4%)	38	104	1,500	
高知	4,646	4,168	2,232 (53.5%)	1,663 (74.5%)	1	18	1,917	
福岡	31,714	28,749	22,017 (76.5%)	17,016 (77.2%)	92	6,198	442	
佐賀	5,498	4,414	3,277 (74.2%)	2,548 (77.7%)	183	247	707	
長崎	9,082	8,192	6,552 (79.9%)	5,149 (78.5%)	40	310	1,290	
熊本	10,614	10,114	7,264 (71.8%)	5,519 (75.9%)	37	242	2,571	
大分	7,867	6,291	5,038 (80.0%)	4,201 (83.3%)	34	216	1,003	
宮崎	6,529	6,068	4,545 (74.9%)	3,712 (81.6%)	8	84	1,431	
鹿児島	11,466	9,766	7,976 (81.6%)	6,334 (79.4%)	205	465	1,120	
沖縄	2,090	2,037	1,402 (68.8%)	995 (70.9%)	9	214	412	
計	877,380	761,649	462,224 (60.6%)	355,083 (76.8%)	5,376	31,964	262,085	

注(1) 実施対象者数は、照会対象者数からフォローアップ照会実施時点において既に統合されている者等を除いた者の数である。

注(2) 残件数には、他の地方社会保険事務局等へ照会中のものなど調査中のものが含まれる。

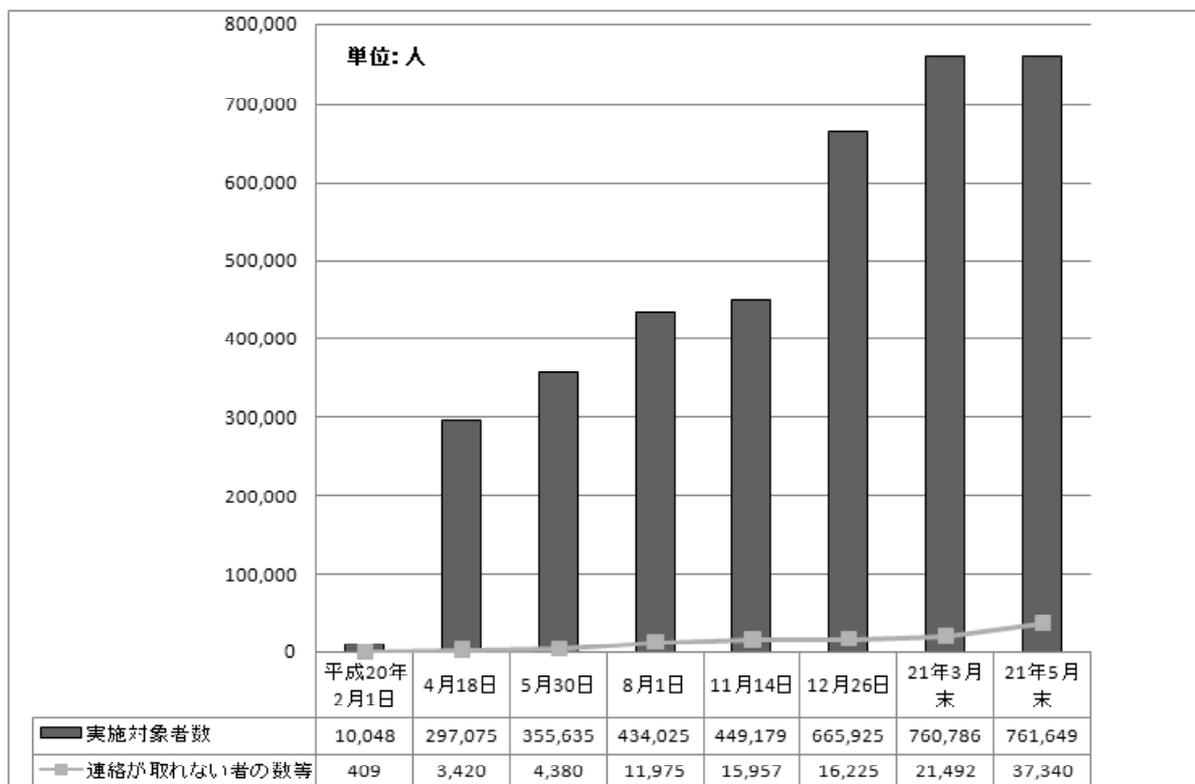
フォローアップ照会の実施状況についてみると、図表19のとおり、実施対象者数761,649人に対する照会実施完了者数は、21年5月末現在で462,224人であり、その割合は60.6%となっていた。これを地方社会保険事務局別にみると、照会実施完了者数の進ちょく状況は各地方社会保険事務局で区々となっており、実施対象者数に対する照会実施完了者数の割合は、最高で93.2%、最低で29.4%となっていた。

そして、フォローアップ照会の実施により、未統合記録が本人のものであると確認できた者の数は、21年5月末現在で355,083人であり、照会実施完了者数に対する割合は76.8%となっていた。これを地方社会保険事務局別にみると、最高で89.8%、最低で50.4%となっていた。

一方、地方社会保険事務局全体で、本人と連絡が取れない者の数は31,964人、そして、本人と連絡は取れたものの本人が回答を拒否した者の数は5,376人、計37,340人となっており、実施対象者数に対する割合は4.9%となっていた。しかし、これらの者は図表20のとおり、フォローアップ照会の実施の進ちょくに伴い増加する傾向となっており、フォローアップ照会を実施したものの、未統合記録が本人のものであるか否かを確認するというフォローアップ照会の目的が十分達せられていない状況となっている。

なお、社会保険庁は、21年2月にフォローアップ照会実施要綱を定めて、電話や戸別訪問によっても本人と連絡が取れない者に対して、未統合記録の一部を記載して回答を求める文書を発送した。

図表20 地方社会保険事務局全体における連絡が取れない者の数等の状況



(注) 連絡が取れない者の数等には回答拒否者数を含む。

(オ) ねんきん特別便による年金記録の統合状況

前記のとおり、年金記録が基礎年金番号に結び付く可能性があるとして、未統合の年金記録約1172万件についてねんきん特別便が発送されているが、このうち、統合がなされたとして公表された件数は、図表21のとおり、21年3月25日現在で約398万件となっている。

図表21 ねんきん特別便を発送した記録のうち基礎年金番号に統合されたものの件数

ねんきん特別便の発送対象者区分	21年3月25日現在の件数
年金受給者に係る名寄せ分	約 112万件
被保険者等に係る名寄せ分	約 288万件
計	約 398万件

(注) 「計」については、「年金受給者に係る名寄せ分」と「被保険者等に係る名寄せ分」に重複する未統合記録があるため、両者を合計しても「計」欄の数字とは一致しない。

(カ) 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)の実施について

a 「漢字カナ変換辞書」を使用してカナ氏名を収録した年金記録の補正作業

(a) 社会保険庁は、昭和54年から、それまで漢字氏名で収録していた厚生年金保険の被保険者記録をカナ氏名で収録することとした。

このことについては、「三十年史」(昭和62年社会保険庁年金保険部作成)によれば、「厚生年金保険被保険者の氏名の管理は、東京都及び沖縄県の資格記録はカナ氏名で、その他のものは数字符号化漢字氏名で管理していたが、次の理由からカナ文字に統一して管理することとした。厚生年金保険の給付記録、船員保険及び国民年金の資格記録等はすべてカナ文字で管理されている。事務処理機器で氏名を取り扱う場合、カナ文字は漢字に比べ簡単に、かつ、短時間で効率的な処理をすることができる。カナ文字を使用するシステムは、漢字を使用するシステムに比べ費用が低廉である。」としている。

そして、社会保険庁は、カナ氏名の収録に伴って、その変更の際に、それ以前の記録についてもカナ氏名の入力を行うこととして、「現存被保険者については、昭和54年度の報酬月額算定基礎届によりカナ氏名を進達することにより、カナ氏名収録する。既に、年金の裁定を受けた被保険者については、給付記録によりカナ氏名を収録する。及び 以外の資格喪失被保険者については、漢字の姓及び名単位に一般的な読み方をカナに変換する」漢

字カナ変換辞書」を開発し、これによって数文字号化漢字氏名をカナ氏名に置きかえ、カナ氏名を収録する。」こととした。

しかし、この「漢字カナ変換辞書」は漢字氏名を一般的な読み方により自動的にカナに変換するシステムであったため、一般的な読み方と異なる読み方の氏名については、年金記録に正しい読み方と異なるカナ氏名が収録される状況となった。

この点については、検証委員会報告書によれば、「年金相談業務における検索事務に用いる目的で昭和54年に開発した漢字カナ自動変換辞書システムは、漢字を一定のルールで自動的にカナに変換するものであり、カナ氏名収録用には不適切であった。しかし、厚生年金保険の資格喪失者については本人への郵便や事業所を通じてのカナ氏名の確認ができないことから、このシステムを56年に使用してカナ氏名収録を行った。このため、誤った読み方のままでカナ氏名が入力された記録が発生し、これが氏名に係る不備記録の一因となった。」とされている。

上記のように、正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されている年金記録については、カナ氏名同士で名寄せができないことから、社会保険庁は、このような年金記録について、払出簿等を確認することによって正しい漢字氏名を収録する作業を平成20年2月から同年5月までの間に実施した。この補正作業の対象となった件数は計1,544,426件であった。

そして、この補正作業は、同年1月に社会保険業務センターが作成した「漢字氏名収録処理要領」に基づき行くとされたもので、その主な手順は、前記ア(ア)の氏名等が収録されていない年金記録の補正作業の場合とほぼ同様である。

(b) 会計検査院が、各地方社会保険事務局及び管内の社会保険事務所等における当該補正作業の実施状況について検査したところ、次のとおりであった。

すなわち、上記の補正対象件数計1,544,426件のうち1,541,096件(99.7%)については、図表22のとおり、払出簿等に記載された漢字氏名を転記するなどして補正作業を実施している。

一方、漢字氏名等の記録の補正作業が完了していないものは20年5月現在で計3,330件あった。社会保険庁は、これらの中には、払出簿等を確認して

も漢字氏名が判明せず、名寄せして基礎年金番号に統合することが困難なものがあるとしている。

なお、各地方社会保険事務局等は、その後も、前記ア(ア)の氏名等が収録されていない年金記録の補正作業の場合と同様に再調査を継続して実施している。

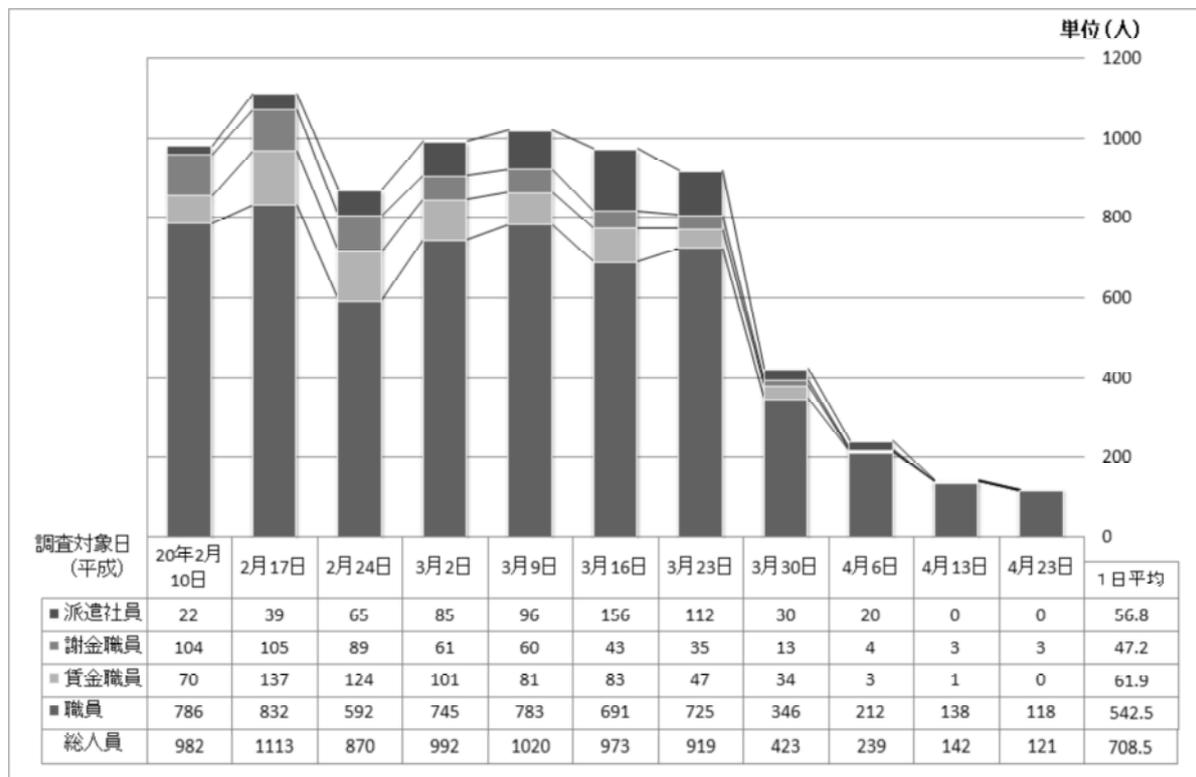
図表22 各地方社会保険事務局等における「漢字カナ変換辞書を使用してカナ氏名を収録した記録に係る漢字氏名補正作業」(平成20年2月～5月実施)
(単位：件)

項目	補正対象(A)	左のうち補正 済み(B)	左のうち統合 (C)	残件数 (D) = (A) - (B)
年金記録件数	1,544,426	1,541,096	24,006	3,330

また、補正作業を行う職員等については、図表23のとおり、各地方社会保険事務局等においては、職員を中心として、これに賃金職員、謝金職員及び派遣社員を加えて実施していた。

これを、進ちょく状況に関する各調査対象日(20年2月10日から4月23日までの期間のうちの11日)において、実施に携わった者を1日当たりの平均人数でみると、総人員708.5人のうち、職員が542.5人(総人員に対する割合76.5%)、賃金職員が61.9人(同8.7%)、謝金職員が47.2人(同6.6%)、派遣社員が56.8人(同8.0%)となっていた。

図表23 各地方社会保険事務局等における「漢字カナ変換辞書を使用してカナ氏名を収録した記録に係る漢字氏名補正作業」を行う職員等の状況



b 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)の発送について

(a) 社会保険庁は、上記の補正作業において正しい漢字氏名が収録できたものについて、漢字氏名等により基礎年金番号の年金記録との名寄せを実施した。その結果、当該年金記録の持ち主である可能性のある者について、ねんきん特別便とは別に「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)を発送している。

(b) また、住民基本台帳ネットワークシステムによる調査を行った結果、生存することなどが確認できた者のうち年金受給要件を満たしている者や婚姻等により姓が変わった旨の申出があった者等に対しても同様に発送している。

会計検査院が、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)の発送状況等について検査したところ、その発送件数は図表24のとおりとなっていた。

また、これに係る経費は、封筒及びリーフレットの作成に要する経費1454万余円、「年金記録の確認のお知らせ」の作成及び発送準備に係る業務委託費1億8745万余円、郵便料金1億3743万余円、計3億3942万余円となっていた。このほか、返信に係る郵便料金が6923万余円となっていた。

図表24 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)の発送状況(平成21年3月末現在) (単位：件)

発送年月	(a) 漢字氏名補正に基づくもの			(b) 左記以外分	(a) + (b)
	年金受給者分	被保険者等分	小計		
平成20年 6月	-	-	-	10,316	10,316
7月	-	20,000	20,000	15,141	35,141
8月	-	59,020	59,020	-	59,020
9月	96,787	3,253	100,040	-	100,040
12月	-	-	-	39,782	39,782
21年 1月	-	-	-	183,002	183,002
2月	32,000	32,329	64,329	797,586	861,915
3月	-	-	-	624,547	624,547
計	128,787	114,602	243,389	1,670,374	1,913,763

(キ) 「ねんきん定期便」の発送について

社会保険庁は、21年4月から、「ねんきん定期便」を国民年金及び厚生年金保険のすべての被保険者に対し発送している。これにより、ねんきん特別便には含まれていなかった標準報酬月額、国民年金の保険料納付状況、加入実績に応じた年金見込額等の個人の年金に関する幅広い情報が提供されて、被保険者本人が自身の年金記録を確認できることとなっている。

すなわち、ねんきん定期便は、21年度においては、すべての被保険者に対して、被保険者の誕生月に、年金加入期間（加入月数及び納付済月数）、加入実績に応じた年金見込額、厚生年金保険のすべての期間の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況（納付、未納又は免除の別）等を通知する。これにより、21年度中に、すべての被保険者が自身の年金記録を確認できることとなっている。

そして、22年度以降は、35歳、45歳及び58歳の節目の年齢に該当する被保険者に対して、年金加入期間（加入月数及び納付済月数）、加入実績に応じた年金見込額、厚生年金保険のすべての期間の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況（納付、未納又は免除の別）等を通知する。また、上記以外の被保険者全員に対して、年金加入期間、加入実績に応じた年金見込額等に加えて、直近1年

分の厚生年金保険の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況（納付、未納又は免除の別）を通知するとしている。

ねんきん定期便については、社会保険庁は21年4月には、4月2日から5月1日生まれの者に対して約557万件を発送し、その後も毎月発送している。その際、ねんきん特別便の未回答者に対しては、その回答勧奨を行うなどしている。

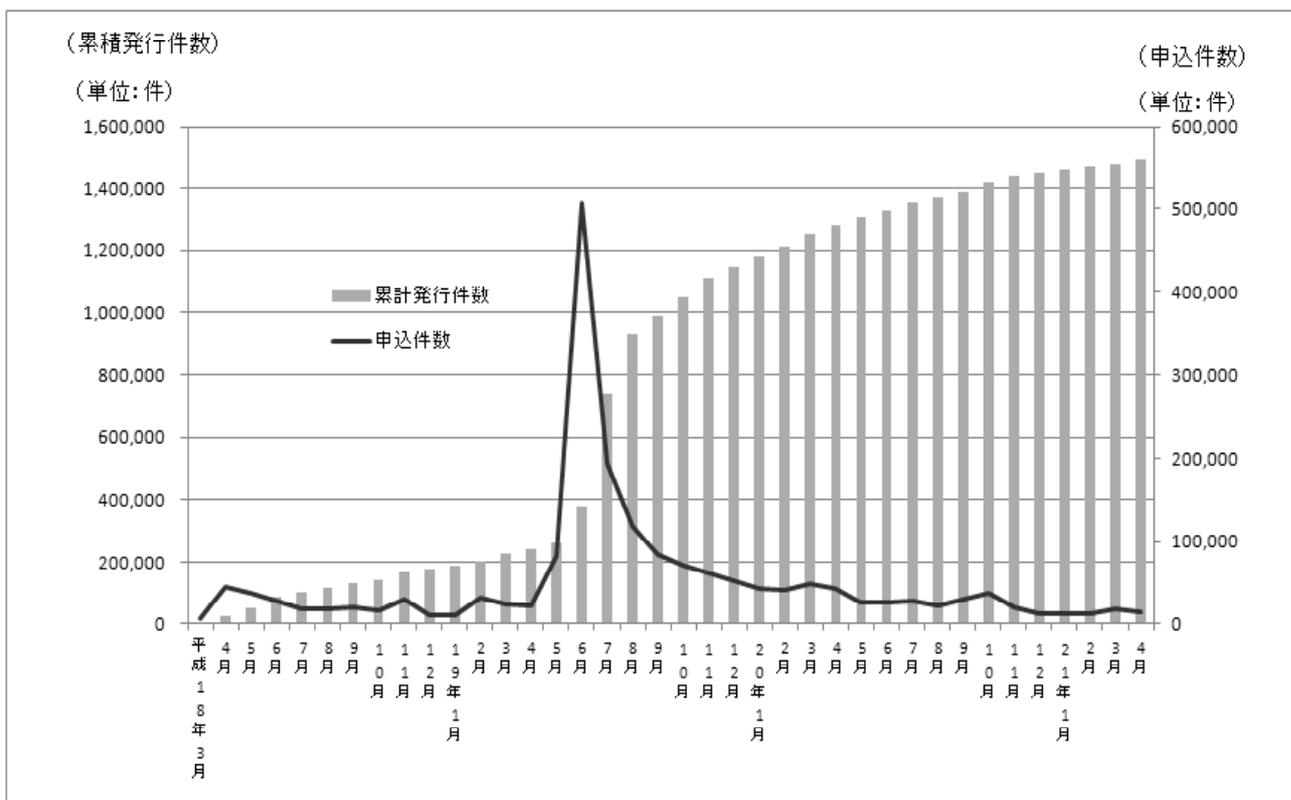
(ク) インターネットによる年金記録照会について

社会保険庁は、被保険者等の個人がインターネットにより過去の標準報酬月額、保険料納付状況等の年金加入記録の照会を行えるサービスを18年3月から実施している。このサービスは、当初は被保険者等しか利用できなかったが、21年3月からは既に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の裁定を受けている年金受給者も自身の年金記録の再確認ができるように拡大された。

このサービスを利用するためには、あらかじめユーザーID・パスワードを申し込む必要がある。その申込件数は、年金記録問題が大きく報道された後の19年6月には約505千件に達しており、21年4月現在までの累計で約1,908千件となり、このうち約1,494千件についてユーザーID・パスワードが発行されている（図表25参照）。

そして、本システムの当初の開発経費は1億4079万余円、前記の年金受給者に対する情報提供の拡大に係る開発経費は315万円となっている。また、その運用経費は19年度で3363万余円、20年度で1422万余円となっている。

図表25 インターネット利用申込状況



ウ マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録とオンラインシステム上の記録との名寄せ

社会保険庁は、マイクロフィルムで管理されている厚生年金保険喪失台帳記録約1430万件及び船員保険喪失台帳記録約36万件、計約1466万件について、年金記録の統合へ向けた解明作業を行うこととして、これら年金記録についてオンラインシステム上の記録との間で名寄せを行うこととした。

この名寄せに先立ち、社会保険庁は、まず、19年9月から20年1月までの間にマイクロフィルムに記録されている情報を紙媒体に印字出力した。次に、上記の約1466万件のうち、オンラインシステムに収録されていない記録について、氏名、性別、生年月日等の項目を抽出してこれを転記することにより入力対象者リストを作成して、これをパンチ入力することにより磁気媒体化する作業を実施した。

上記の作業を実施した後、同年3月からオンラインシステム上の年金受給者記録及び被保険者記録と氏名等の名寄せを行った。その結果、氏名等が一致した年金記録のうち約139万件の年金記録について、オンラインシステムへの収録を行った。

社会保険庁は、この約139万件の年金記録から被保険者期間が重複していて本人の記録である可能性の低い記録等を除くなどして、記録が結び付く可能性がある約68万人（これに係る記録の数約76万件）に対して、同年5月に確認の文書（灰色の封筒）を発送した。その結果、21年5月末までにこのうち約58万人から回答があった。

社会保険庁は、21年5月までに、回答人数約58万人のうち約44万人について、社会保険事務所等において旧台帳を基に電話や戸別訪問により確認を行った。その結果、このうち約35万人については本人の記録であると確認することができ、その一方で、約9万人については本人の記録ではないことが確認されたとしている。

なお、社会保険庁は、同年2月までに約27万件の年金記録が基礎年金番号に統合されているとしている。

エ オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ

社会保険庁は、オンラインシステム上の年金記録と現存する台帳等との突合せを行うこととしており、その対象は、図表26のとおり、社会保険庁等が保管している厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約6.8億件、国民年金の特殊台帳の記録約0.3億件及び国民年金の被保険者名簿の記録約1.4億件の合計約8.5億件となっている。

図表26 厚生年金保険の被保険者名簿等の内訳（平成20年3月作成）（単位：万件）

保管者種別	社会保険業務センター	社会保険事務所等	市区町村	合計
紙	厚生年金被保険者台帳 1,167	国民年金被保険者台帳 166 厚生年金被保険者名簿・原票 25,382 船員保険被保険者名簿 576 国民年金被保険者名簿 87	国民年金被保険者名簿 3,983	31,361
マイクロフィルム	厚生年金被保険者台帳 1,754 船員保険被保険者台帳 36	国民年金被保険者台帳 3,138 厚生年金被保険者名簿・原票 38,885 船員保険被保険者名簿 855 国民年金被保険者名簿 82	国民年金被保険者名簿 4,555	49,305
電磁媒体		国民年金被保険者名簿 7	国民年金被保険者名簿 4,988	4,995
合計	2,957	69,178	13,526	85,661

（社会保険庁作成資料による。）

- 注(1) 厚生年金保険の被保険者名簿等の記録 1,167+1,754+36+25,382+576+38,885+855 6.8億件
 注(2) 国民年金の特殊台帳の記録 166+3,138 0.3億件
 注(3) 国民年金の被保険者名簿の記録 87+82+7+3,983+4,555+4,988 1.4億件

社会保険庁は、これらの記録が膨大な数に上ることから、効率的な突合せ方法を検討するためなどとして、次の取組を行っている。

厚生年金保険の被保険者名簿等の記録

厚生年金保険の被保険者名簿等の記録は約6.8億件と件数が膨大であることから、社会保険庁は、オンラインシステム上への転記が正確に行われたかどうかをサンプル調査により確認することとして、その結果を分析し、突合せの効率的な実施方法の検証を行うための基礎資料を得ることとした。このサンプル調査は、20年1月から各社会保険事務所等が保管するマイクロフィルムの記録約3.9億件のうち19,979件の写し及びこれに対応するオンラインシステム上の記録を社会保険業務センターにおいて突合せする方法により行われた。

このようにして実施したサンプル調査の結果、被保険者名簿等の記録とオンラインシステム上の記録が一致しないものが、図表27のとおり全体の1.4%に当たる277件となっていた。これによれば、マイクロフィルムの記録とオンラインシステム上の記録との不一致は、全体として相当な数があると推定することができる。

図表27 厚生年金保険の被保険者名簿等のサンプル調査結果（平成20年6月作成）

被保険者名簿等の記録とオンライン記録が一致しないもの			
	年金額の算出に直接の影響があり得るもの 263件		氏名・生年月日・性別の一部が異なっているもの
	名簿・原票上の記録が入力されていないもの	取得・喪失年月日・標準報酬に関する記録の一部が異なっているもの	
277件(1.4%)	48件(0.2%)	215件(1.1%)	18件(0.1%)

（社会保険庁作成資料による。）

(注) 「年金額の算出に直接の影響があり得るもの」263件と「氏名・生年月日・性別の一部が異なっているもの」18件には4件の重複がある。

また、紙台帳等の記録とオンラインシステム上の記録との不一致の解明に当たっては各種の関係資料の照合等が必要になるが、この調査の結果、同一人の記録が、全国の複数の社会保険事務所等及び市区町村に分散していたなど、個人や手帳番号単位で集約されておらず、効率的な突合せが行えない状況となっていることが明らかになった。

国民年金の特殊台帳の記録

社会保険庁は、19年4月から6月までの間に、マイクロフィルム又は紙台帳により保管されている国民年金の特殊台帳の記録約0.3億件のうち3,090件についてサンプル調査を行った。その結果、その0.1%に当たる4件について納付状況の一部に不一致が見受けられた。

このサンプル調査の結果、20年5月から21年3月までの間に、上記の厚生年金保険の被保険者名簿等の記録及び下記 の国民年金の被保険者名簿の二つの記録に先行して当該特殊台帳とオンラインシステム上の記録の突合せ及び記録の補正作業を行うこととした。

そこで、社会保険庁が、20年5月以降、上記の約0.3億件について、第1次審査

として、特殊台帳の記録とオンラインシステム上の記録との突合せを実施した結果、約2321万件の記録が一致した。次いで、記録の一致しなかった約775万件について、第2次審査として、社会保険事務所等において更に変更履歴等を確認した上で突合せを行い、このうち約282万件については突合せを完了している。

この第1次及び第2次審査により、21年2月末現在、約0.3億件のうち約2603万件（84.1%）について突合せを完了して、このうち約10万件（0.3%）の記録については補正作業が必要であると考えられるとしている。

国民年金の被保険者名簿の記録

国民年金の支給の根拠となる年金記録の原簿は、社会保険庁によれば、オンラインシステム上に収録・管理されている記録であり、市区町村が保管している国民年金の被保険者名簿の記録は、当該市区町村において収納事務等を行う際に使用していた、いわば「控えの帳簿」であるとしている。

しかし、社会保険庁が保管していた国民年金の台帳のうち特殊台帳を除く普通台帳については、オンライン化後にそのほとんどが廃棄されていることから、同庁は、市区町村が保管している国民年金の被保険者名簿をオンラインシステム上の記録と突合せすることとした。そして、同庁は、20年度に21年度から開始される当該被保険者名簿の同庁への移管及びこの年金記録とオンラインシステム上の記録との突合せに備えて点検・整備するための準備を行ったとしている。

厚生労働省は、上記 及び のサンプル調査の結果を踏まえて、20年6月に、これらの記録を電子画像化してコンピュータに入力し、基礎年金番号、手帳番号等により検索できる機能を有する年金情報総合管理・照合システムを整備した上で、計画的な突合せを行うこととした。同省は、突合せを21年度から30年度までの10年間で順次実施した場合の作業人員に係る経費をおおむね1900億円から2300億円であると試算している。

そして、社会保険庁は、現在、22年4月からの突合せの実施に合わせて年金情報総合管理・照合システムを開発しているところであり、21年8月から10月までの間に詳細設計を、同月から22年1月までの間にプログラム作成を行うこととしている。このシステム構築に要する経費としては20、21両年度に予算額で66億円を計上している。

また、同システムの構築に伴う紙台帳等の電子画像化については、厚生年金保険の被保険者名簿等は21年5月に、国民年金の被保険者名簿は同年6月に、それぞれ入札により受託業者が決定している。その他の台帳等については、同年9月末日までを目途に順次入札を行う予定であるとしている。

オ 年金記録相談等の実施状況

社会保険庁は、18年3月に国民年金保険料の免除等に関する不適正な事務処理が発覚したことを契機として、国民に対して年金記録の取扱いについて不安を与えたことから、年金記録に対する国民の不安や疑問に積極的に対応するなどのために、同年8月から年金記録相談の特別強化体制を執っており、19年6月から電話相談の24時間受付、相談窓口の拡大等を実施している。さらに、同年12月から、ねんきん特別便の発送開始に伴い、これに係る年金相談に対応するために、専用相談窓口等を設置するなどして年金相談を実施してきている。

社会保険庁における年金記録相談等業務には、(ア)社会保険事務所等が主体となって実施している年金記録相談等、(イ)社会保険庁が民間事業者に業務を委託して実施しているコールセンターでの年金記録電話相談等、(ウ)市区町村、社会保険労務士等の協力を得て市区町村の窓口、郵便局、農業協同組合等において実施している年金記録相談等がある。

(ア) 社会保険事務所等が主体となって実施している年金記録相談等

a 年金記録相談等の実施状況

社会保険庁は、18年8月以降、社会保険事務所等に、一般的な年金相談に関する相談窓口とは別に、年金記録相談専用の相談窓口を設置するなどして年金記録相談等を実施している。この相談業務は、従前、正規職員に加えて、謝金職員2,035人(21年3月現在)に委嘱して実施されている。

そして、社会保険庁は、19年12月から開始された、ねんきん特別便の発送に伴う相談件数の増加等に対応し、社会保険事務所等の相談窓口に来訪して行う来訪相談等の拡充を図るために、20年4月から、都道府県にある各社会保険労務士会と業務委託契約を締結して、社会保険事務所等の年金相談窓口等の運営を委託している。運営を委託された各社会保険労務士会では、年金相談窓口等に社会保険労務士を配置して年金記録相談等を実施している。

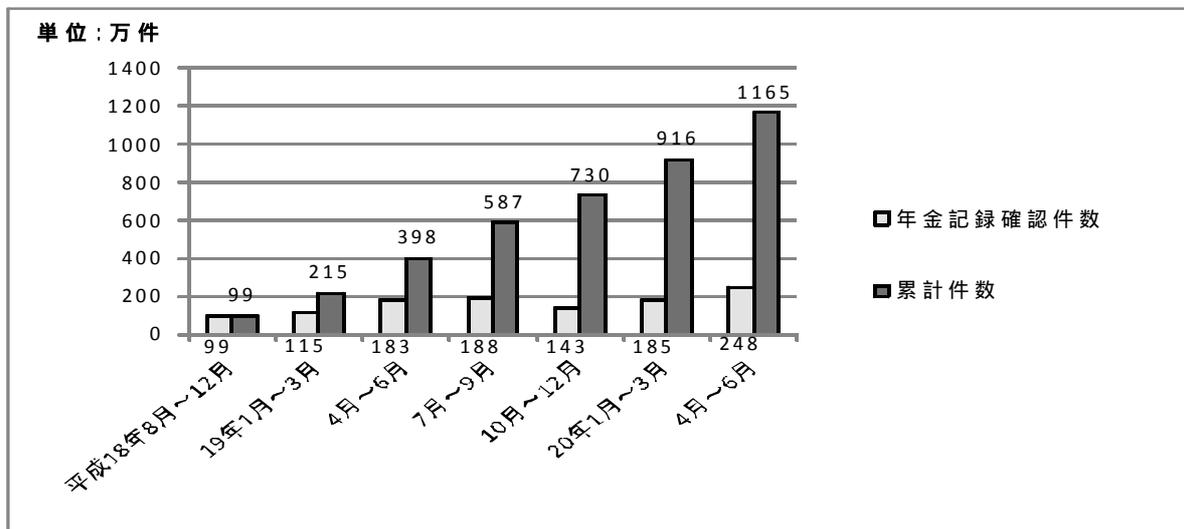
社会保険庁によれば、18年度から20年度までの間の全国の社会保険事務所等の年金相談窓口等における年金相談（年金記録に関する相談のほか、年金制度に関する相談等の一般的な年金相談を含む。）の件数は、18年度約1149万件、19年度約1527万件、20年度約1698万件、計約4375万件となっている。このうち、相談者が社会保険事務所等の窓口に来訪して行う「来訪相談」が約3115万件と相談件数全体の71.2%を占めており、社会保険事務所等における「電話相談」が約1139万件、市区町村、商工会議所等に社会保険事務所等の職員等が赴いて臨時に行う「出張相談」等が約91万件、社会保険事務所等が郵送等により相談者からの相談を文書で受付した「文書相談」が約28万件となっている。

b 年金記録の確認状況

(a) 相談窓口における年金記録の確認状況

会計検査院が、18年8月以降、全国の社会保険事務所等の相談窓口において年金記録の確認を行ったものの状況について検査したところ、図表28のとおり、20年6月までの件数は累計で約1165万件となっていた。

図表28 社会保険事務所等の相談窓口における年金記録の確認件数の推移



この約1165万件は、社会保険事務所等の相談窓口に設置されているオンラインシステムの端末装置により年金記録を確認したものであり、その確認内容について整理すると図表29のとおりとなる。

図表29の（ ）相談者が認識していた年金記録が判明しなかったため、「厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書」、「国民年金保険料納付記録照会申出書」等（以下、これらを合わせて「照会申出書」という。）により調査

の申出を受け付けた約70万件（同6.0％）については、相談者が社会保険事務所等に対して改めて照会申出書を提出して年金記録の照会を申し出ている。この照会申出に対しては、社会保険事務所等は当該年金記録について調査を行い、その調査結果を相談者に回答することとなっている。

図表29 相談窓口における年金記録の確認内容（平成18年8月から20年6月までの間の累計）

年金記録の確認内容	件数	割合(%)
記録確認	11,658,125	100.0
相談者が認識していた年金記録が基礎年金番号の年金記録にすべて収録されていたもの	9,200,598	78.9
相談者が認識していた年金記録が基礎年金番号の年金記録と一致していなかったもの	2,457,527	21.0
()相談者の手帳番号の年金記録が基礎年金番号の年金記録に収録されていなかったが、相談者本人の記録であることが判明したものなど	1,749,771	15.0
手帳番号と基礎年金番号の氏名等が同一であったもの	1,213,917	10.4
手帳番号の年金記録が旧姓であったもの	356,173	3.0
その他	179,681	1.5
()相談者が認識していた年金記録が判明しなかったため、「照会申出書」により調査の申出を受付したもの	707,756	6.0

(注) 「割合(%)」欄は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を合計してもそれぞれの計欄と一致しない場合がある。

(b) 照会申出書の受付及び処理の状況

会計検査院は、照会申出書の受付及び処理の状況について検査した。

検査したところ、18年8月から20年6月までの間に相談者から社会保険事務所等に照会申出書が提出されたものは、社会保険事務所等の相談窓口における記録確認を契機として提出された図表29の()の約70万件のほか、照会申出者がインターネット等により事前に年金記録を確認した後、社会保険事務所等に照会申出書を提出したものなどが約41万件あり、これらを合わせた照会申出書の件数は約112万件となっていた。

そして、その処理状況について整理すると、図表30のとおりとなる。

社会保険庁によれば、図表30の()及び()において判明した基礎年金番号に収録されていなかった年金記録は、手帳番号の年金記録が判明したもの

や手帳番号以外の年金記録が判明したものである。このうち、手帳番号以外の年金記録が判明したものの中には、オンラインシステム上には年金記録がなく、社会保険庁や市区町村が保有していたマイクロフィルム、紙台帳等に年金記録があったものがあるとしている。

図表30 照会申出書の受付及び処理状況

区分	件数	割合 (%)
照会申出書受付	1,122,442 (707,756)	100.0
回答済	694,785	61.8
() 相談者から申し出のあった基礎年金番号の年金記録に収録されていなかった記録が判明するなどしたもの	287,575	25.6
() 相談者から申し出のあった基礎年金番号の年金記録に収録されていなかった記録の一部が判明したもの	28,658	2.5
() 相談者から申し出のあった年金記録が判明しなかったもの	378,552	33.7
処理中	427,657	38.1

注(1) 本図表に記載している件数は、平成18年度から20年度までの各年度末(20年度については20年6月28日)時点における件数を集計したものである。

注(2) 「照会申出書受付」欄の()内に記載している数字は、社会保険事務所等の相談窓口での記録確認を契機として照会申出書が提出されたものの件数であり、内数である。

注(3) 「割合(%)」欄は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を合計してもそれぞれの計欄と一致しない場合がある。

(イ) 民間事業者に業務を委託して行う年金記録電話相談等の実施状況

- a 社会保険庁は、年金電話相談業務について、従前は、社会保険業務センター^(注2)の中央年金相談室と全国23か所の年金電話相談センター^(注3)をネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を設置するなどして電話相談業務を実施してきた。

その後、年金記録問題が大きな社会的関心事項になって、19年6月には電話相談件数が大幅に増加したため、上記の「ねんきんダイヤル」による対応のみでは増加する電話相談に直ちに対応することができなくなった。このことなどから、社会保険庁は、19年6月から20年3月までの間、年金記録相談に24時間対応するための「ねんきんあんしんダイヤル」を設置した。

そして、19年12月から開始されたねんきん特別便の発送に伴い電話相談件数が増加したことなどから、社会保険庁は19年12月から21年3月までの間、ねん

(注4)
 きん特別便に係る相談等に対応するための「ねんきん特別便専用ダイヤル」を
 上記の「ねんきんダイヤル」及び「ねんきんあんしんダイヤル」とは別に設置
 するなどして年金記録電話相談等業務を実施している。

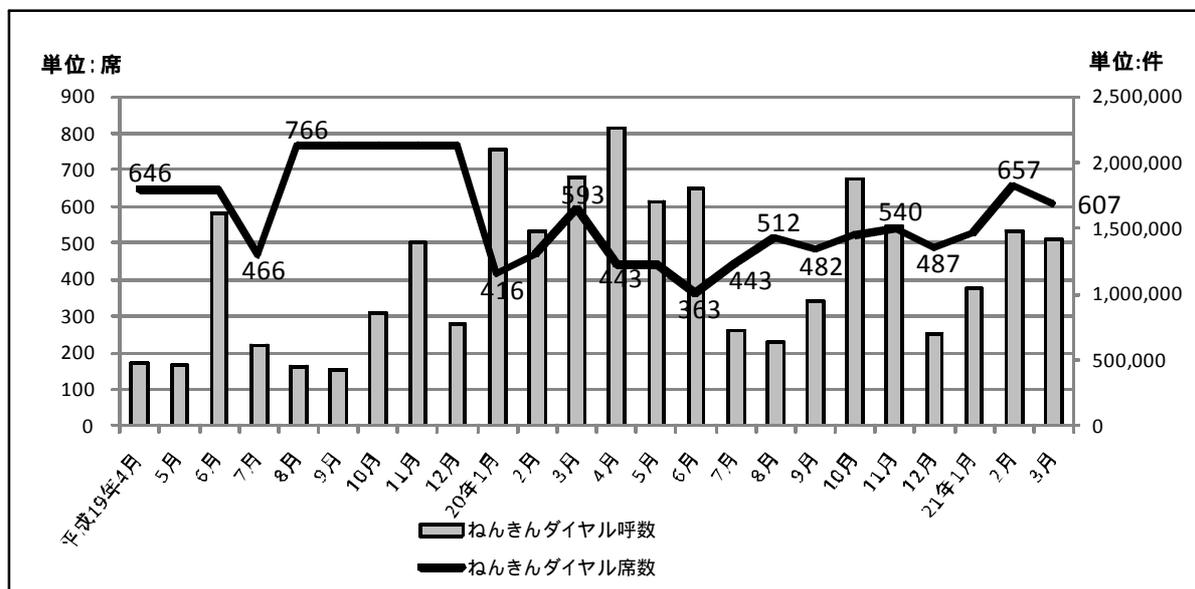
b 会計検査院が、「ねんきんダイヤル」、「ねんきんあんしんダイヤル」及び「ねんきん特別便専用ダイヤル」の電話相談の呼数及び設置席数の状況について検査したところ、図表31、図表32及び図表33のとおりとなっていた。

(注2) 中央年金相談室 来訪、電話及び文書による年金相談の実施に関する業務、地方社会保険事務局における年金相談に関する事務の指導に関する業務等を行っている。

(注3) 年金電話相談センター 平成20年2月から9月までの間に23年金電話相談センターは段階的に廃止されて、東京、福岡及び宮城にそれぞれ設置した3コールセンターに集約化された。

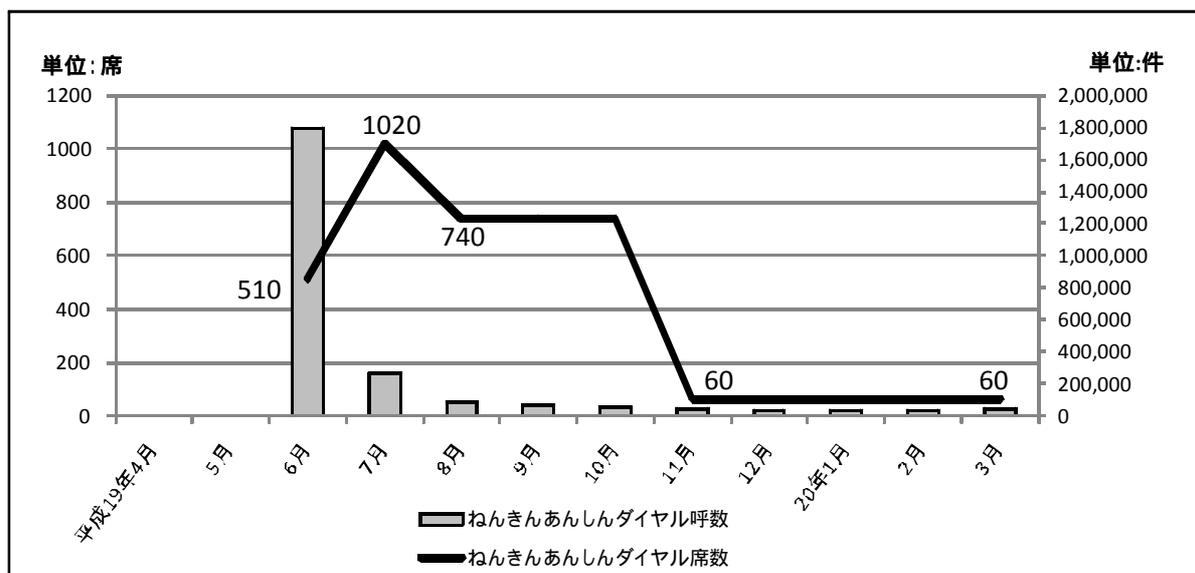
(注4) ねんきん特別便専用ダイヤル 平成21年4月からは、新たに発送が開始された「ねんきん定期便」等に係る電話相談に対応するために、本ダイヤルにおいて使用していた電話番号による「ねんきん定期便専用ダイヤル」が設置された。

図表31 「ねんきんダイヤル」の呼数及び設置席数の推移



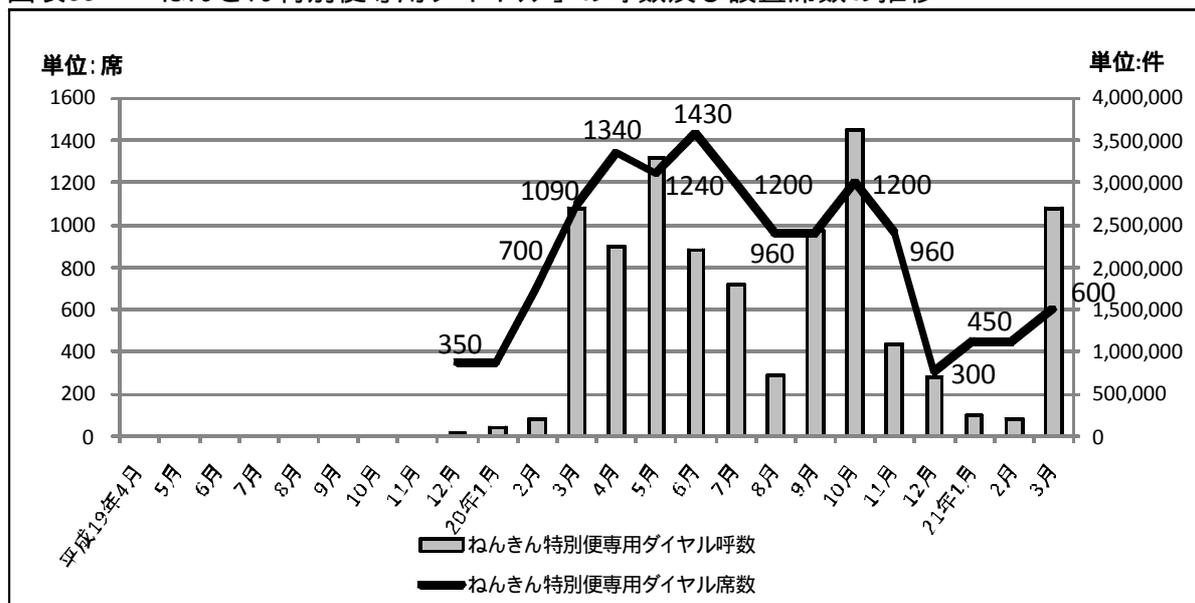
(注) 設置席数は、原則として月初めにおける設置席数である。

図表32 「ねんきんあんしんダイヤル」の呼数及び設置席数の推移



(注) 設置席数は、原則として月初めにおける最大設置席数である。

図表33 「ねんきん特別便専用ダイヤル」の呼数及び設置席数の推移



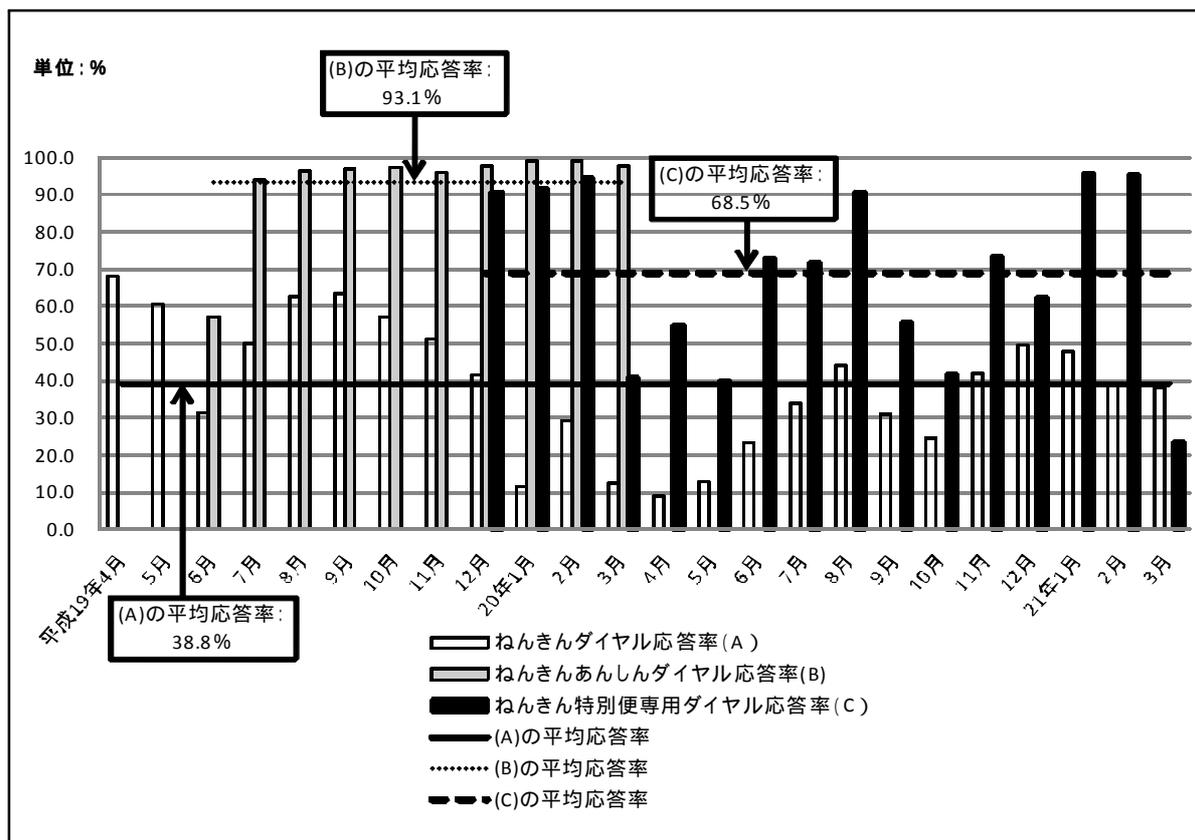
(注) 設置席数は、原則として月初めにおける設置席数である。

また、呼数に対する応答数（オペレータが応答した件数）の比率である各ダイヤルの応答率について検査したところ、図表34のとおり、「ねんきんあんしんダイヤル」の平均応答率は93.1%となっていた。これは、オペレータの手元にオンラインシステムの端末装置が設置されていないことから、照会内容に対して、後日、相談者に記録照会回答票を送付する方式を執っているため、1件

当たりの相談は比較的短時間で処理が可能であったことなどによるものと考えられる。

一方、「ねんきんダイヤル」の平均応答率は38.8%、「ねんきん特別便専用ダイヤル」は68.5%となっていた。これは、オンラインシステムの端末装置により記録等を確認しながら回答するなどのため、「ねんきんあんしんダイヤル」と比較すると1件当たりの処理時間が長くなる傾向があり、これが応答率に影響を与えているものと思料される。特に、「ねんきんダイヤル」及び「ねんきん特別便専用ダイヤル」は、図表34のとおり、年金受給者又は被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができない期間が生じていると認められる。

図表34 年金記録電話相談等の応答率の推移



注(1) 各ダイヤルの応答率は、各月の日単位の呼数と応答数の比率を平均して算出している。

注(2) 各ダイヤルの平均応答率は、注(1)における各月の応答率を平均して算出している。

c なお、「ねんきんダイヤル」については、財務省において、21年度に予算執

行調査を実施しており、その結果が21年7月に公表されている。

これによれば、 応答率等については、「1月あたり応答呼数は漸増している一方、年金記録問題等の影響で総呼数が大幅に増加していることから、応答率は低迷している。」、 平均処理時間については、「応答数に直結する平均処理時間を見ると、通話時間が長くなっていることに加え、特に相談内容の記録等に係る後処理時間が目標数値の倍となっているため、目標時間を大幅に上回っている。」などとされている。

(ウ) 市区町村、社会保険労務士等の協力による年金記録相談等の実施状況

a 市区町村の協力による年金記録相談等

社会保険庁は、20年2月に、ねんきん特別便等に係る年金相談の対応及び社会保険事務所等への届出代行等の実施について、全国の市区町村に対して協力を要請している。そして、21年3月末現在では、年金相談の対応については1,808市区町村において、また、社会保険事務所等への届出代行等については1,311市区町村において、それぞれ実施されている。

さらに、社会保険庁は、オンラインシステムの端末装置を用いた年金記録相談等の実施について、全国の市区町村に対して協力を要請している。そして、21年2月現在で協力を得られた196市区町村と地方社会保険事務局との間において個人情報の守秘義務等を規定した契約を締結した上で、当該市区町村に対して端末装置を貸与している。貸与された市区町村においては、これを用いてねんきん特別便等に係る年金相談等を実施している。

b 社会保険労務士等の協力による年金記録相談等

社会保険庁は、20年3月から、全国の社会保険労務士会の協力を得て全国の市役所、郵便局、農業協同組合等において社会保険労務士等によるねんきん特別便等に係る年金相談等を実施している。これに係る21年3月までの実施回数は延べ4,887回、これに係る相談件数は延べ38,828件となっている。

また、このほかにも、都道府県にある社会保険労務士会の年金相談センターや社会保険労務士事務所においても年金相談を実施している。この実施のため、社会保険労務士会と地方社会保険事務局との間において個人情報の守秘義務等を規定した契約を締結した上で、社会保険労務士会に対してオンラインシステムの端末装置を貸与している。これに係る21年3月までの相談件数は延べ20,169件となっている。

カ 標準報酬月額等の不適正なそ及訂正処理問題への取組状況

前記のとおり、20年9月に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、オンラインシステム上のすべての年金記録から不適正なそ及訂正処理の可能性のある年金記録を抽出して、調査を行うこととされた。

社会保険庁は、上記の調査を行うに当たり、次の3条件のいずれにも当てはまる年金記録約6万9千件を抽出して、このうち年金受給者に係る約2万件について調査を行った。

標準報酬月額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている。

そ及して5等級以上標準報酬月額が引き下げられている。

6か月以上そ及して標準報酬月額が引き下げられている。

約2万件の年金記録については、社会保険庁職員等が、年金受給者本人に対して戸別訪問を行い、同人からの聞き取りによる標準報酬月額等の記録確認調査を行った。社会保険庁は、その調査結果の中間報告を「不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約6万9千件）のうち年金受給者（約2万件）への戸別訪問の状況について」として20年12月、21年2月、3月、5月及び7月に公表している。

その概要等は、次のとおりである。

(ア) 21年3月31日までに戸別訪問対象件数22,255件のうち戸別訪問を実施した件数は19,188件で、このうち、年金受給者が年金記録が事実と相違している旨の回答をした件数が10,436件（全体の54.4%）となっている。このような回答者の内訳は、事業主であった者が最も多く5,588件(53.5%)であり、役員であった者2,192件を含めると7,780件(74.5%)と多数を占めている。

(イ) 上記10,436件のうち、記録訂正の意思がある旨を回答したのは4,150件であり、その意思が無い旨を回答した件数4,746件がこれを上回っている。

(ウ) これらの年金記録の訂正についてみると、第三者委員会への申立ての送付が完了している件数は、21年7月31日現在で2,853件となっていて、その内訳は事業主又は役員であった者に係る事案が1,962件、従業員であった者に係る事案が891件となっている。

このほか、社会保険庁は、戸別訪問対象者等の迅速な救済を図るために、対象者が役員（事業主を含む。）以外である場合など一定の基準に該当する事案については、第三者委員会への申立ての送付を行わず社会保険事務所等において年金

記録の訂正を行っており、その件数は21年7月31日現在で444件となっている。

(I) 社会保険事務所の職員がそ及訂正処理に関与した疑いがある旨の回答をした件数は、21年7月現在で1,335件（全体の7.0%）であり、そのうち211件について、職員が特定できるなど具体性のある内容の回答がなされている。

また、社会保険庁は、標準報酬月額の不適正なそ及訂正処理への職員の関与について事実解明を図るとして年金記録問題作業委員会等を設置するなどして調査を行っている。

その結果、21年7月に、20年9月公表の調査結果において標準報酬月額の不適正なそ及訂正処理に関与したとされた職員については、追加調査の結果が「事業主の具体的な証言がある事案の追加調査の結果について」に公表された。これによれば、当該職員が関与した不適正なそ及訂正事案が既に公表されている1件のほか、4件確認されたとしている。当該職員は、不適正な処理を行った理由・背景について「事業主との滞納保険料の納付協議の中で、差押えをされると倒産してしまうので、何とかならないかと事業主から懇願されたこともあったこと、担当する保険料滞納事業所の数を減らしたかったこと、具体的には承知していないが、他の職員も同様の取扱いがあったのではないかと思う」としている。

さらに、21年9月に、上記職員以外の職員の関与の状況について、前記の211件及びそ及訂正処理が行われた被保険者が4人以上で、かつ全喪後に再加入をしている事案等から選定した128件、計339件を対象とした調査を行った結果が「社会保険庁職員の関与状況等についての報告」等に公表された。これによれば、職員2名が関与した不適正なそ及訂正事案が21件確認されたとしている。これらの職員は、不適正な処理を行った理由として、それぞれ「長期・多額の滞納保険料が発生していたこと、倒産により今後収納の見込みがなかったこと」、「差押え等による倒産を避け、事業回復のチャンスを与えるため」であったことなどを挙げている。

今後、上記1,335件から調査済みの事案を除いた残りの事案について、職員による書面調査等を実施することとしている。

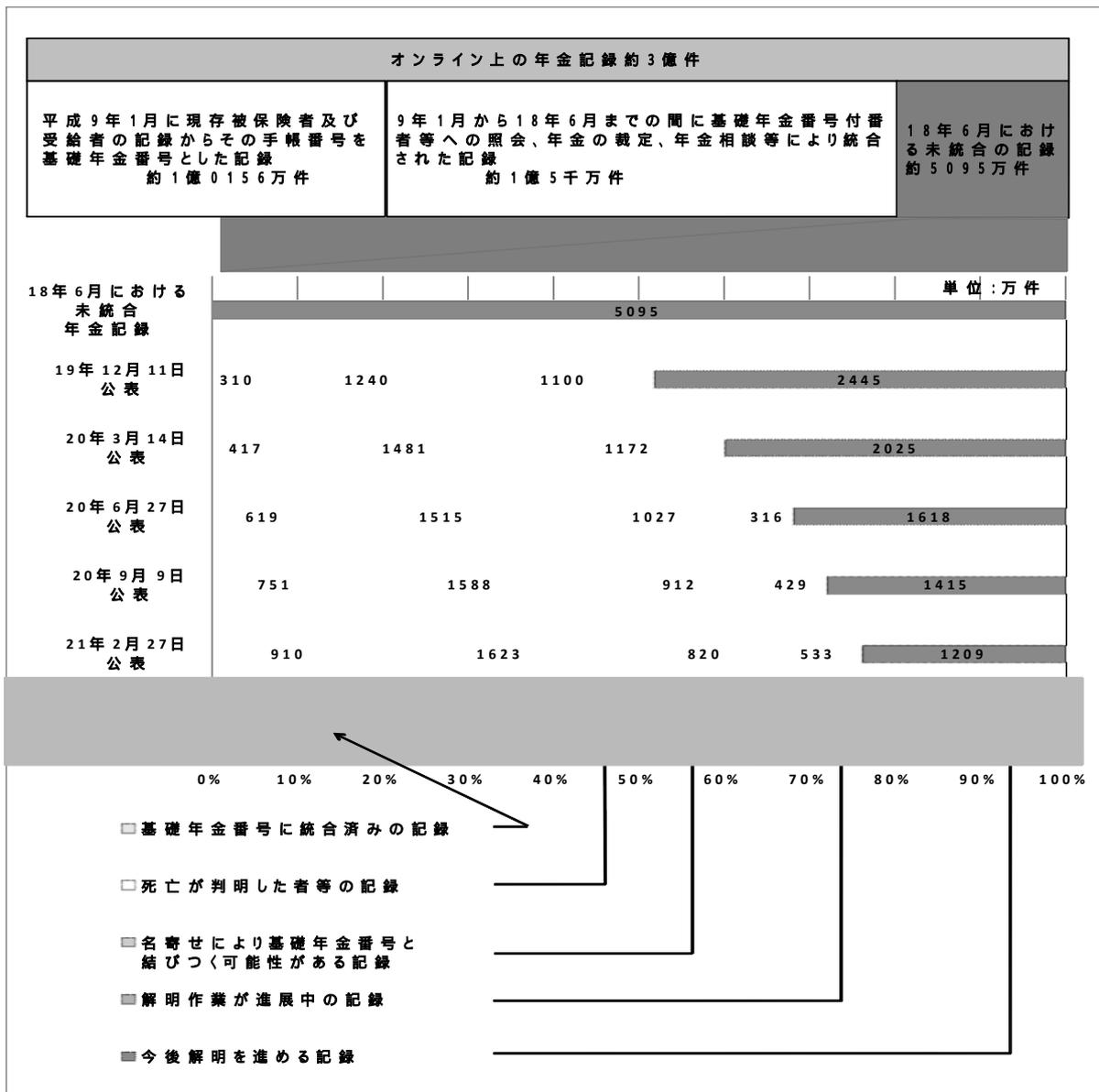
(3) 年金記録の基礎年金番号への統合等の状況

ア 年金記録の基礎年金番号への統合及び記録の訂正・回復状況

(ア) オンラインシステム上の約5095万件の未統合記録

社会保険庁がこれまでに公表したオンラインシステム上の未統合年金記録約5095万件の内訳及びその統合状況の推移について、会計検査院が整理すると、図表35のとおりとなる。

図表35 未統合年金記録(約5095万件)の内訳及び統合状況の推移(推計)



社会保険庁は、約5095万件の年金記録については、社会保険事務所等における年金記録相談の実施、ねんきん特別便の発送等により、18年6月から21年3月まで

の間に、約1010万件の記録について基礎年金番号へ統合を終えたとしている。

約5095万件のうち、名寄せにより基礎年金番号の記録に結び付く可能性があるとしてねんきん特別便を発送したものは約1172万件である。このうち、統合できた記録は前記のとおり約398万件であり、依然として約774万件が統合できないまま残っている状況である。

そして、約5095万件の年金記録のうちには、上記の統合を終えた約1010万件のほか、死亡が判明した者等の記録が約1616万件、解明作業が進展中の記録が約533万件ある。

しかし、その一方で、今後解明を進める年金記録は依然として約1162万件存在している。これらの年金記録について、社会保険庁は、ねんきん特別便に対する回答票に基づく旧姓情報と未統合記録との突合せ等により未統合記録の持ち主であると思われる者に対して照会を行うなどの各種解明作業を行い、それでもなお本人の特定ができない年金記録については、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討することとしている。

また、これらの作業と平行して、前記のとおり、22年4月から年金情報総合管理・照合システムによる紙台帳の記録とオンラインシステム上の記録との突合せを実施することとしている。

(イ) オンラインシステム上に存在していなかった年金記録

前記のとおり、年金受給者又は被保険者等本人からの保険料を納付した旨の申立てにより、保険料の納付の記録がオンラインシステム上に収録されていないものの存在が明らかになっている。

a 年金受給者又は被保険者本等人が保有していた領収書等に基づき、国民年金に係る年金記録が訂正・回復されたもの

社会保険庁によれば、オンラインシステム上には保険料の納付記録が存在していないが、社会保険庁や市区町村が保有する年金記録に納付記録が存在していたり、年金受給者又は被保険者等が保有していた領収書、年金手帳等の資料に納付記録が存在していたりしたことにより、国民年金に係る年金記録の訂正・回復がなされた件数は、18年8月から20年9月までの間に、計13,824件あったとしている。

このうち、社会保険庁及び市区町村には全く年金記録が存在せず、年金受給

者又は被保険者等が保有していた領収書、年金手帳等にのみ納付記録が存在して、当該資料に基づき国民年金に係る年金記録の訂正・回復がなされたものの件数は20年9月までに5,673件となっている。そして、5,673件の内訳をみると、既に年金の裁定を終えた者に係るものが3,441件と過半数を占めている。

社会保険庁は、上記の5,673件の記録に係る訂正月数、保険料の領収場所等は、次のとおりであるとしている。

訂正月数	最短1か月、最長102か月
年金受給権の裁定状況	裁定済3,441件、未裁定2,232件
(注5) 領収場所	市区町村3,869件、金融機関1,548件、郵便局665件、社会保険事務所90件、不明85件
(注5) 保有資料	領収書3,382件、年金手帳2,716件、領収済証明書159件

(注5) 件数は一部重複しているため、計は5,673件と一致しない。

そして、社会保険庁は、上記の5,673件のうちの987件について、オンラインシステム上に納付記録が存在していなかった事由を、次の三つに区分している。

- () 市区町村に保険料を納付したにもかかわらず、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたと考えられるもの 183件
- () 市区町村に保険料を納付したにもかかわらず、国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されず、印紙検認台紙が社会保険事務所等に送付されなかったと考えられるもの 685件
- () 保険料を納付したにもかかわらず、納付書の記号番号が、被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なっていたため、被保険者台帳に納付記録が記載されなかったと考えられるもの 119件

残りの4,686件について、社会保険庁は、原因は不明であるとしている。

検証委員会報告書によれば、「支払ったはずの保険料の記録が社会保険庁の側にないという問題の原因については、事務処理ミスの可能性のほか、横領等が原因の一つになっている可能性も否定することはできないものとする。ただし、委員会の調査においては、平成18年8月21日から19年3月末までに、社会保険庁及び市区町村が保有する資料に納付記録がなく、被保険者が保有する資料に基づき社会保険庁が国民年金の被保険者記録を訂正した事案(235件)

及び年金記録確認中央第三者委員会が19年9月18日までに年金記録の訂正に関するあっせん案を決定した事案（64件）については、横領等が原因であると確認するに至ったものはなかった。」とされている。

b 総務大臣のあっせんにより、厚生年金保険等に係る年金記録が訂正・回復されたもの

厚生年金保険に係る年金記録の訂正・回復については、保険料の納付の記録がオンラインシステム上に収録されておらず、被保険者等が給与明細書等しか保有していない場合には、従来は、被保険者資格の取得、喪失、保険料の納付等の事実の確認は困難であるとして、社会保険事務所等の窓口での記録の訂正・回復は認められていなかった。また、国民年金に係る年金記録であっても、被保険者等が領収書、年金手帳等の資料を保有しない場合については、これと同様に記録の訂正・回復は認められていなかった。

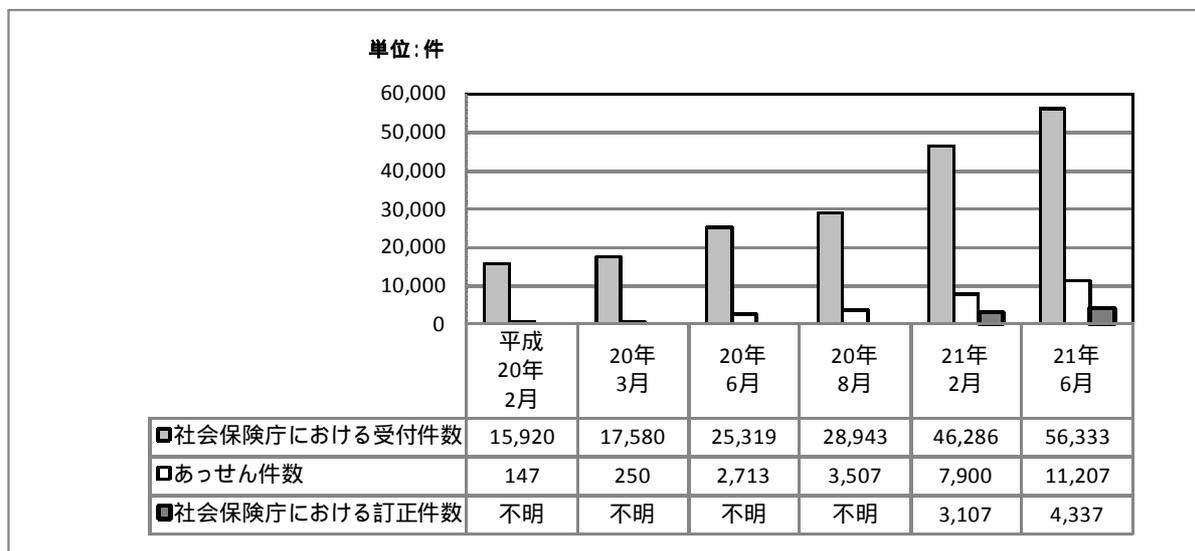
そこで、19年6月に総務省に設置された第三者委員会は、社会保険庁が管理する年金記録に納付記録がなく、年金受給者又は被保険者自身においても領収書等の物的証拠を保有していないような事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に酌み取り、様々な関連資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すこととされている。そして、同委員会は、年金記録の申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及び総務大臣が社会保険庁に対して行うあっせん案の作成等を行うこととされている。

被保険者等は、社会保険事務所等において自己の年金記録を確認したところ、その回答において年金記録が不存在であるとされ、これに対して異議がある場合、第三者委員会に確認申立てを行うこととなる。確認申立ての受付は社会保険事務所等で行われており、同委員会は、社会保険事務所等から送付された申立内容について調査審議を行い、年金記録の訂正を要する場合はあっせん案を作成する。これを踏まえ、総務大臣が社会保険庁長官に対して年金記録の訂正に関するあっせんを行い、社会保険庁は、その決定を尊重し、記録の訂正を行うこととされている。

21年6月までの厚生年金保険に係るあっせんに対する記録訂正等の状況を整理すると、図表36のとおりとなる。21年6月現在、厚生年金保険に係るあっせ

ん件数11,207件に対して、社会保険庁が総務省に対して訂正が完了したと報告した件数は4,337件となっている。

図表36 厚生年金保険に係るあっせんに対する記録訂正等の状況（累計）



(注) 「社会保険庁における訂正件数」は、社会保険事務所等において記録が訂正された件数のうち、社会保険庁長官から総務大臣への報告が完了している件数であって、記録訂正済の件数ではない。

(ウ) 年金記録相談により判明した年金記録について、その基礎年金番号への統合等の処理が行われていなかったため、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしているもの

a 年金記録の基礎年金番号への統合等に係る処理の概要

(a) 基礎年金番号に統合されていない年金記録に係る処理

前記のとおり、基礎年金番号を導入するに当たり、社会保険庁は、8年10月に、その実施に係る事務の取扱いを定めた通知（以下「基礎年金番号通知」という。）を発している。この通知によれば、基礎年金番号を有している者について基礎年金番号以外の手帳番号が判明した場合は、当該手帳番号をオンラインシステムの端末装置（以下「端末装置」という。）により、基礎年金番号に統合することとされている。

(b) 年金記録相談の特別強化体制の実施方法等に係る通知の発出

社会保険庁は、年金記録に対する年金受給者又は被保険者等の不安や疑問に積極的に対応することなどのために、18年8月から年金記録相談の特別強化体制を執っている。この特別強化体制を執るに当たり、同月に各地方社会保険事務局に対して、年金記録相談の実施方法等に係る通知（以下「年金記

録相談通知」という。)を発するなどしている。

(c) 年金記録の照会があった場合の事務処理

年金記録相談通知においては、社会保険事務所等の年金記録相談で、年金受給者又は被保険者等から厚生年金保険に係る年金記録の照会があった場合、その事務処理方法をおおむね次のとおりとするとされている。

() 年金受給者又は被保険者等から照会のあった年金記録が端末装置により確認できた場合

年金受給者又は被保険者等から照会のあった年金記録が端末装置により確認できた場合は、社会保険事務所等は、年金受給者又は被保険者等に手帳番号の年金記録の基礎年金番号への統合等に係る届出を提出してもらい、照会のあった年金記録に係る手帳番号を端末装置により基礎年金番号に統合するとともに、統合の結果を年金受給者又は被保険者等に文書で回答する。

() 年金受給者又は被保険者等から照会のあった年金記録が端末装置により確認できなかった場合

年金受給者又は被保険者等から照会のあった年金記録が端末装置により確認することができなかった場合は、社会保険事務所等は、年金受給者又は被保険者等から照会申出書を提出してもらう。

この照会申出書には、年金記録相談通知により、年金受給者又は被保険者等が記入する氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、職歴等に係る様式が定められている。そして、氏名変更(訂正)、生年月日訂正及び手帳番号の年金記録の基礎年金番号への統合が必要である場合はこの申出によって当該変更、訂正又は統合の処理が行われるようにするための届出欄が設けられている。そして、社会保険事務所等は、年金記録相談の際に、照会申出書の当該届出欄に年金受給者又は被保険者等の署名、押印を求めて、これにより年金受給者又は被保険者等から当該変更、訂正又は統合の処理に係る届出をあらかじめ受けておくこととされている。

このように、照会申出書に氏名変更(訂正)及び生年月日訂正に係る届出欄が設けられているのは、年金記録相談において判明した手帳

番号の年金記録について、年金受給者又は被保険者等に社会保険事務所等への再度の来訪等を求めてこれらの届出書を提出してもらうことなく、基礎年金番号通知に基づく統合の処理を速やかに行うためのものであるとされている。

また、基礎年金番号以外の手帳番号の年金記録が判明して、当該年金記録の氏名、生年月日等が基礎年金番号のそれと一致した場合には、年金受給者又は被保険者等からの届出を受けることなく社会保険事務所等において基礎年金番号通知に基づく統合の処理を行うこととされているが、当該届出欄を設けたのは、社会保険庁は、年金受給者又は被保険者等の意思を念のために確認するためであるとしている。

社会保険事務所等は、年金受給者又は被保険者等から照会申出書が提出された場合は、これに基づき当該記録の調査を行う。調査の結果、年金受給者又は被保険者等が基礎年金番号と手帳番号の両方を保有していることが判明した場合には、社会保険事務所等は、手帳番号の年金記録を基礎年金番号へ統合するなどして、その結果を年金受給者又は被保険者等に文書で回答する。

b 年金記録相談により判明した年金記録が基礎年金番号に統合されていなかった事態

会計検査院は、合规性等の観点から、年金記録の基礎年金番号への統合等の事務処理が適切に行われているかなどに着眼して、20年2月から21年7月までの間に会計実地検査を行った。

検査したところ、7社会保険事務局管内の社会保険事務所等において、前記の特別強化体制が執られた後に年金記録照会の申出を受けて、21年6月又は7月の会計実地検査時までには年金受給者又は被保険者等に対して回答したものの中に、厚生年金保険の手帳番号の年金記録が基礎年金番号に統合されていない次の事態等が見受けられた。

(a) 氏名変更等の届出欄の無い様式の申出書を使用していて、年金受給者又は被保険者等から氏名変更等に係る届出が別途提出されていなかったなどのもの

(b) 手帳番号の年金記録の基礎年金番号への統合には年金受給者又は被保険者

等の届出は必要ないのに、これを求めていたもの

前記の社会保険事務所等においては、

- (a) 年金受給者又は被保険者等から氏名変更（訂正）又は生年月日訂正の届出が無い場合には、これを提出するよう勧奨したり、
- (b) 年金受給者又は被保険者等からの届出が無くとも手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったり

などすることにより、判明した手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合する必要があった。

前記の手帳番号の年金記録のうち、年金給付額又は年金給付見込額に変動が生ずる者に係る年金記録の内訳は、次のとおりである。

年金受給者のうち再裁定を受けた者に係る手帳番号の年金記録

これは、20年2月から同年6月までの間の会計実地検査において見受けられた事態のうち、21年6月の会計実地検査時までには手帳番号の年金記録が基礎年金番号に統合されたことにより、その後、年金の再裁定（当初の年金支給開始の際に行った裁定の変更をいう。以下同じ。）が行われて、年金給付額が増額となったものである。

これらについては、当該年金受給者に係る老齢厚生年金等の年金給付額が記録統合前の年金給付額と比べて増額されて、さらに、老齢厚生年金等がそ及して支給された。

新規に年金の裁定を受けた年金受給者に係る手帳番号の年金記録

これは、20年2月から同年6月までの間の会計実地検査において見受けられた事態のうち、21年6月の会計実地検査時までには手帳番号の年金記録が基礎年金番号に統合されて、その後、新規に年金の裁定が行われたものである。

これらについては、当該年金受給者に係る老齢厚生年金等の年金給付額が記録統合前の年金給付見込額と比べて増額となった。

年金受給者のうち再裁定の手續が処理中の者等に係る手帳番号の年金記録

これは、基礎年金番号に統合した場合の年金給付見込額を試算したところ、現在受給している老齢厚生年金等の年金給付額が増加すると見込まれるものがあると認められたものである。

上記 から の年金受給者を除く被保険者等に係る手帳番号の年金記録

これは、基礎年金番号に統合した場合の年金給付見込額を試算したところ、
(注6)
将来受給する可能性のある老齢厚生年金等の年金給付見込額が増加すると見
込まれるものがあると認められたものである。

このような事態が生じていたのは、前記の社会保険事務所等において、氏名
変更（訂正）及び生年月日訂正に係る届出書を提出するよう年金受給者又は被
保険者等に勧奨することや、年金受給者又は被保険者等に係る手帳番号の年金
記録を基礎年金番号に統合することなどについての認識が十分でなかったり、
前記7地方社会保険事務局において、上記の各社会保険事務所等に対する指導
等が十分でなかったりしたことなどによると認められる。

(注6) 年金給付見込額 50歳以上の被保険者について現に加入している制度
の被保険者記録を受給権発生日又は60歳のいずれか早く到来する時
点まで延長した場合等の額であり、平成21年度における年金額の増
加見込額である。この額は、必ずしも将来における実際の年金支給
額となるものではない。

イ 再裁定等の実施状況

年金受給者について未統合の年金記録のあることが新たに判明した場合は、社会保険事務所等が年金記録を基礎年金番号に統合する処理を行った後に、「再裁定」を行う必要がある。

再裁定は、新規裁定と異なり、社会保険事務所等においてではなく社会保険業務センターにおいて処理を行うこととされている。このため、社会保険事務所等は、年金受給者に「年金再裁定申出書」の提出を求めた上で、社会保険業務センターへ再裁定の進達を行っている。この進達を受けた社会保険業務センターは、上記の統合処理が行われた年金記録に基づいて再裁定の事務処理を行っている。

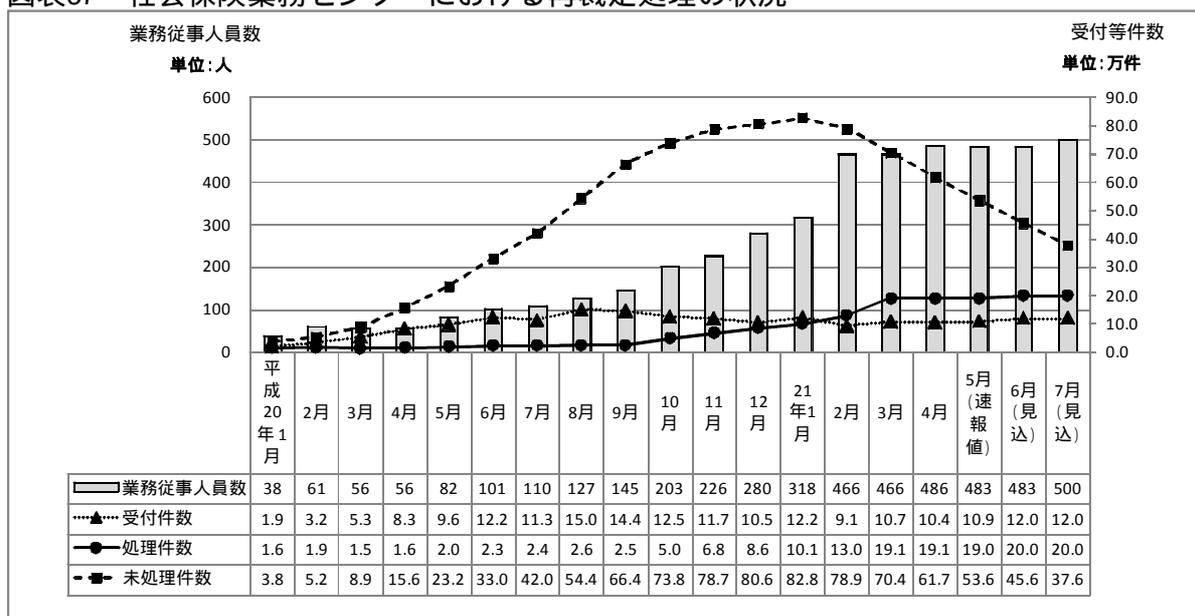
社会保険事務所等における再裁定の申出受付から社会保険業務センターへ進達するまでに要している期間は、21年5月末現在、全国平均で約1.4か月である。そして、同月末時点において、社会保険業務センターに再裁定の進達が行われていないものが約5.1万件あり、このうちの約0.7万件は再裁定の申出受付から6か月以上の期間が経過しているものである。

再裁定の進達を受けた社会保険業務センターにおいても、再裁定進達件数の増加や「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(平成19年法律第111号。以下「時効特例法」という。)に基づく事務処理の増加等により業務量が増大したことなどから、再裁定の事務処理には約6か月の期間を要している状況となっている。

これらのことから、社会保険事務所等における再裁定の申出受付から社会保険業務センターにおいて再裁定の処理が完結して、年金が支給されるまでに、約7.4か月の期間を要している状況となっている。

20年1月から21年4月までの間に、社会保険業務センターにおいて各社会保険事務所等から進達を受け付けたものは累計で約158.2万件、このうち事務処理を完了したものは約100万件となっている。また、図表37のとおり、未処理件数は21年1月末の約82.8万件をピークとして、その後は減少に転じ、21年4月には約61.7万件となっはいるものの、20年1月の約3.8万件と比べ16倍以上に増加していて再裁定の事務処理は大幅に遅延している状況である。

図表37 社会保険業務センターにおける再裁定処理の状況



社会保険庁は、事務処理の大幅な遅延を受け、再裁定処理の迅速化のために、地方社会保険事務局の職員を社会保険業務センターへ配置したり、派遣社員を増員したりして、再裁定処理に従事する人員を20年1月の38人から20年10月には203人（約434%増）に、21年2月には466人（約1,126%増）に大幅に増員している。そして、21年5月の人員数は483人であり、その内訳は、常勤職員55人、支援職員275人、任期付職員15人、非常勤職員8人及び派遣社員130人となっている。

しかし、社会保険業務センターにおける再裁定処理には、複数の年金制度が適用される場合に併給調整を行う必要があるなどの複雑な事務処理に対応できる知識が必要であり、人員の増加が直ちに処理件数の増加につながらない面もある。そこで、社会保険庁は、常勤職員、派遣社員等の職員の種別ごとに、処理の難易度に応じて再裁定事案を振り分けることにより事務処理を行っているほか、入力処理の自動化を行って1件当たりの処理時間を短縮するなどのために、再裁定に係るシステム機能の強化を20年4月以降、随時行ったとしており、今後も22年1月まで同システムの改善を図るとしている。

その結果、図表37のとおり、20年10月以降、社会保険業務センターにおける1か月当たりの処理件数は5万件を超え、21年3月以降は19万件まで増加している。社会保険庁は、1か月当たりの受付件数を10万件から12万件と見込み、500人程度の人員配置及び再裁定処理システム機能の更なる強化により1か月当たり19万件から20万件の事務処理体制を維持することとした。

また、社会保険庁は、21年3月時点において、再裁定案件の約8割程度が時効特例法の対象となる案件であると見込んでおり、時効特例法に基づきそ及して支払われる年金の給付については、通常の再裁定から更に3か月程度を要しているとしている。再裁定処理の進捗と共に、時効特例法の対象案件も増加している。そこで、それまで20名程度であった当該事務処理に従事する職員は、同年4月から常勤職員を中心に50人程度に増員されている。

ウ 年金受給者等に対する特例的救済施策とその実施状況

年金記録問題の発生以降、年金受給者等の有する資料や総務大臣からのあっせんなどにより、多数の年金記録が訂正・回復されている。

しかし、訂正・回復後の年金記録に基づく年金給付については、

- (ア) 消滅時効により5年を超える期間について請求権を行使できない事態や、
- (イ) 事業主が被保険者の給与から厚生年金保険の保険料を控除しているにもかかわらず、事業主が加入手続を適切に行っていなかったなどのため、保険料を2年間しかそ及して納付できなかったり、保険料の控除に見合った給付を受けられなかったりする事態

が、多数発生している。

国は、このような事態に直面した年金受給者等を特例的に救済することとして、

- (ア) 「時効特例法」及び(イ) 「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(平成19年法律第131号。以下「厚年特例法」という。)を制定するなど、関係法令の整備等を行っている。

会計検査院は、時効特例法、厚年特例法等が、

- (ア) 法的な権利義務の安定性の見地から定められる請求権の消滅時効による枠を取り払い、加入当初までそ及し得ることとしたり、
 - (イ) 事業主の不適正な年金手続に対して国が救済することとしたり
- するという特例的な措置であることにかんがみ、その適用の状況及び運用の適切性等に着眼して検査を実施した。

- (ア) 時効特例法による権利の回復状況について

- a 厚生年金保険、国民年金等の年金記録が訂正されて年金給付額が増額しても、従前は消滅時効により5年を超える期間の請求権は行使できず、直近の5年分の年金増額分のみが支給の対象とされていた。

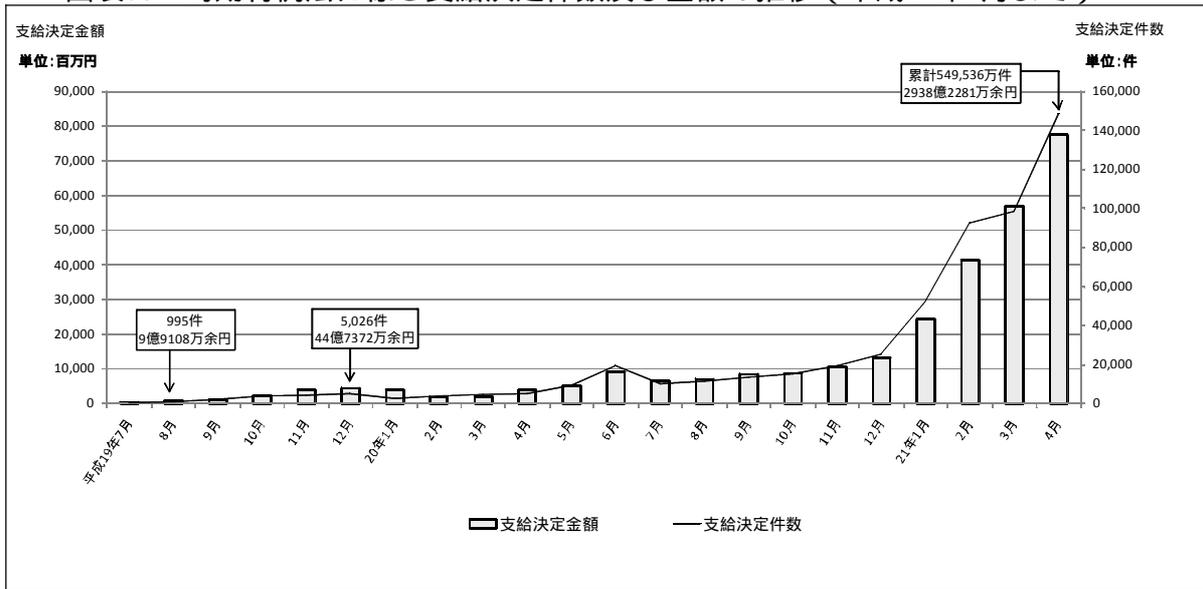
しかし、年金記録の管理に対する国民の信頼を確保するために、前記のとおり時効特例法が制定されて19年7月から施行された。これにより、裁定請求の失念など年金受給者本人の過失による場合などを除き、年金記録の訂正・回復がなされた上で裁定等が行われた場合に、5年を超える期間を含めて全期間そ及して全額又は増額分の年金が支払われることとなった。なお、年金記録の訂正・回復により年金給付額が減額される場合もあるが、この場合は5年を超えてそ及することはないとされている。

- b 時効特例法に基づく従前の時効消滅分に係る支給決定について、同法が施行された19年7月から21年4月までの間の状況を見ると、図表38のとおりとなっている。

同法施行当初の19年8月の支給決定の件数は995件、決定金額は9億9108万余円であったが、同年12月には5,026件、44億7372万余円と件数で約5倍、金額では4.5倍以上と大幅に増加している。そして、その後も件数及び金額は増加傾向にあり、21年4月までの累計では、件数で549,536件、金額で2938億2281万余円となっている。

時効特例法の対象は、年金記録の訂正により新たに基礎年金番号に統合されるなどした過去の年金記録に係るものである。未統合の年金記録約5095万件の解明作業の進ちょくに伴い、基礎年金番号に統合すべき年金記録が判明するなどした結果、前記の図表37のとおり、20年1月に約1.9万件であった社会保険業務センターへの再裁定の進達件数はその後増加し、同年同月から21年4月までの間の累計が約158.2万件に上っている。社会保険庁は、前記のとおり、これらのうち8割程度が時効特例法の対象になると見込んでおり、上記の支給決定の件数及び金額は更に増加すると考えられる。

図表38 時効特例法に係る支給決定件数及び金額の推移（平成21年4月まで）

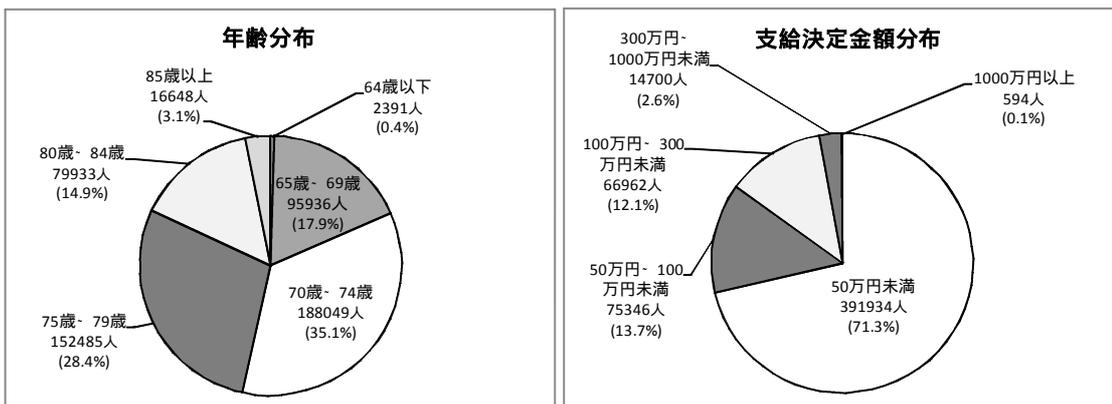


c 同法に基づく支給対象者についてみると、21年4月現在において、図表39のとおり、支給決定時の年齢が70歳以上の者の割合が全体の81.6%を占めていて、本来の受給開始時期から相当期間経過するまでの間受給できなかった者が非常に多くなっている。これらの者の平均年齢は74歳であり、最高年齢は106歳となっている。

また、支給対象期間では平均90月、最長552月となっている。時効特例法に基づき、これらの期間の年金記録が訂正・回復されて、支給に結び付いた状況がうかがえる。

1人当たりの支給決定金額をみると、50万円未満の者が71.3%と過半を占めるものの、1000万円以上支給されている例も見受けられる。これらの平均は51万円、最低は13円、最高は2823万円となっている。

図表39 支給対象者等の年齢及び1人当たりの支給決定金額分布



(注)年齢分布については支給決定時に既に死亡している者を除いているため、人数を合計しても支給決定数の合計とは一致しない。

d 上記のとおり、時効特例法により、そ及して年金が給付された者の中には、極めて長期間の年金記録が訂正・回復されたことにより受給資格の期間要件を満たし新規に裁定がなされて受給できることとなった者も多く、このような場合には支給決定金額も多額となることが想定される。

これらのうち上位5名については、図表40のとおり、いずれも厚生年金保険に係るものであり、年金記録の訂正・回復がなされたことにより、新たに受給資格の期間要件を満たすこととなり、そのすべてが新規に裁定を受けた事案である。

図表40 時効特例法による年金支給額上位5事例

番号	性別	年齢	支給対象期間	支給決定金額	対象制度	新規裁定・再裁定の区分
1	男性	96	昭和47年1月・平成14年5月	2823万円	厚生年金保険	新規裁定
2	男性	85	昭和57年10月・平成7年1月	2750万円	厚生年金保険	新規裁定
3	男性	87	昭和55年5月・平成14年3月	2736万円	厚生年金保険	新規裁定
4	女性	96	昭和44年12月・平成11年7月	2701万円	厚生年金保険	新規裁定
5	男性	87	昭和52年12月・平成15年5月	2676万円	厚生年金保険	新規裁定

注(1) 時効特例法施行日(平成19年7月6日)以降、21年4月までの状況である。

注(2) 「支給対象期間」は、時効特例法に基づきそ及して支払われる年金の支給対象となった期間である。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例6> 時効特例法に基づき、そ及して年金の給付を受けたもの

(注)

無年金者H(大正11年生まれ、男性)は、厚生年金保険の被保険者期間が178月のみであるとされていたため、年金の受給権がなく、公的年金制度から年金を受給していなかった。

しかし、平成20年7月に社会保険事務所に対して被保険者期間について照会したところ、上記の178月のほかに新たに厚生年金保険の被保険者期間72月が判明

した。これにより、同人の年金記録が統合されて計250月となり被保険者期間が240月（20年）以上となったことから受給権が発生することとなった。

この結果、21年1月に、時効特例法に基づく給付金2676万円の支払が決定されて、21年2月に同額の支払が行われている。

(注)大正15年4月1日以前生まれの者は、厚生年金保険については被保険者期間240月(20年)以上で老齢年金の受給権を得る。

(1) 厚年特例法の運用状況について

- a 従前の厚生年金保険制度においては、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険料を被保険者の給与から控除していても、当該被保険者に係る被保険者資格取得の届出を行わなかったり、事実と異なる喪失の届出を行ったりするなどして事業主が当該保険料を納付していない事案では、当該被保険者に係る保険料の納付があったとはみなされず、これに係る保険料の未納付期間については年金額に反映されないこととなっていた。これを回復するためには、事業主からの適正な届出及び保険料の徴収が必要となるが、保険料の徴収権が消滅時効となる2年を経過した場合、これを超える期間に係る保険料の徴収ができなくなり、2年を超える期間に相当する分の保険給付ができないこととなる。

そこで、第三者委員会の調査審議の結果、事業主が被保険者の負担すべき保険料を給与から控除していたにもかかわらず、納付義務を履行していないことが明らかであるなどとされた場合には、年金記録が訂正・回復されるとともに、保険給付を受けられるよう、厚年特例法が制定されて、19年12月から施行された。これにより、事業主及び当該法人の役員であった者（以下「特例法対象事業主等」という。）は消滅時効後であっても、2年を超えて全期間そ及して特例納付保険料として未納保険料相当額等を納付（以下、厚年特例法に基づく未納保険料相当額等を「特例納付保険料」という。）することができることとなった。

社会保険庁長官は、特例法対象事業主等に対し特例納付保険料の納付について勧奨を行うが、当該事業主等が納付の申出を行わない場合又は期限までに納付を行わない場合は当該事業主等名を公表する（ただし、事業主が保険料を納付したか否かが明らかでない場合を除く。）こととされている。そして、公表

してもなお保険料が納付されないなどして、国が保険料相当額を負担した場合には、当該負担額の限度において、特例法対象者が当該事業主に対して有する請求権を取得することとされている。

b 会計検査院が、第三者委員会の設立された19年6月から21年3月までに年金記録の訂正のあっせんが行われたものについての21年5月時点の厚年特例法の施行状況について検査したところ、図表41のとおり、厚生年金保険に係るあっせん事案9,035件のうち、厚年特例法に係るあっせん件数は7,596件となっていた。

なお、社会保険庁によれば、20年9月までの厚年特例法に係るあっせん件数3,507件に係る特例法対象者のうち、1,484人が年金受給者であるとしている。

図表41 厚年特例法に係る年金記録の訂正のあっせん件数

(単位：件)

項目	合計
厚生年金保険に係る年金記録の訂正のあっせん件数	9,035
上記のうち厚年特例法に係る年金記録の訂正のあっせん件数	7,596
事業主が保険料を納付する義務を履行しなかったと認められる事案の件数	6,419
事業主が保険料を納付する義務を履行したかどうか明らかでないと認められる事案の件数	1,274

(注) 一つのあっせんが、
、
の両事案に該当すると認められるものがあるため、合計と一致しない。

c 特例納付保険料の額は、図表42のとおり、21年5月現在で5億5625万余円となっていて、このうちの45.6%に当たる2億5410万余円が既に納付されている。

一方、21年5月までの間において、納付が行われていないものは、納付期限が未到来及び未勸奨のものを含め、件数で4,413件、金額で3億0214万余円となっている。このうち、特例法対象事業主等が所在不明、又は、特例納付保険料の納付の申出を行わなかったことにより事業主等名が公表された事案は、件数で19件、金額で1431万余円発生している。

図表42 特例納付保険料額等の推移

(単位：件、円)

項目	平成19年6月～20年3月		20年4月～9月		20年10月～21年3月		合計	
	件数	特例納付保険料額	件数	特例納付保険料額	件数	特例納付保険料額	件数	特例納付保険料額
厚年特例法に係る年金記録の訂正のあっせんが行われたもの	310	22,676,127	3,194	306,100,831	4,092	227,476,356	7,596	556,253,314
納付が行われたもの	225	10,184,390 (44.9%)	2,522	209,984,918 (68.5%)	554	33,940,433 (14.9%)	3,301	254,109,741 (45.6%)
納付が行われていないもの(未勧奨を含む。)	103	12,491,737 (55.0%)	772	96,115,913 (31.4%)	3,538	193,535,923 (85.0%)	4,413	302,143,573 (54.3%)
のうち事業主等名が公表されたもの	4	1,613,835	15	12,704,847	0	0	19	14,318,682

注(1) 一つのあっせんが、
、
の両態様に該当すると認められるものがあるため態様別の合計はあっせん件数と一致しない。

注(2) 平成19年6月から21年3月までにあっせんが行われたものについての21年5月時点の計数である。

注(3) ()内の割合は小数点第2位以下を切り捨てているため、各数値の合計は100%とならない。

事業主等名が公表された事案の主な事例を示すと、次のとおりである。

<事例7> 納付勧奨を実施し、かつ公表を行ったが納付の申出が行われていないもの

社会保険庁は、事業主Iが、元従業員であるJに係る昭和60年2月から平成6年10月(昭和61年11月、平成2年4月及び3年5月を除く。)までの厚生年金保険料を給与から控除しているにもかかわらず、その一部を納付する義務を履行していないと認められるなどとする総務大臣からのあっせんに基づき、20年4月、同人の年金記録を訂正した。

そして、事業主Iに対し、当該期間に係る特例納付保険料等1,583,226円について、20年4月に納付勧奨を行った。

これに対し、事業主Iは、納付期限である20年10月までにこれを納付する旨を回答せず、21年1月に事業主名が公表されたが、21年8月現在、納付の申出は行われていない。

公表された19件を含めて、今後、文書及び電話による納付勧奨、事業主等名の公表を行うなどしても納付が行われないなどの場合には、前記のとおり当該特例納付保険料に相当する額を国が負担することとなる。

したがって、勧奨後も特例法対象事業主等から納付の申出が行われていなか

ったり申出を行ったものの納付がなされなかったりすることなどについて、今後の推移を注視する必要がある。また、今後、同様の事案が発生することを防止するために、事業主等に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執ることが望まれる。

なお、社会保険庁は、日本年金機構の成立（22年1月1日予定）後におけるこれらの債権管理等についての具体的な方法については、現在検討中であるとしている。

(ウ) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の制定について

年金記録問題の重大性及び緊急性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するために、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」(平成21年法律第37号)が、議員立法により制定された。この法律は、21年5月1日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

この法律においては、年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定（再裁定を含む。）が行われた場合において、時効特例法の適用などにより本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額となるようにするため、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（特別加算金）を支給することとし、特別加算金は年金特別会計から支出するとされている。

なお、この法律の施行に要する経費は、同法案に添付された法律施行に関し必要とする経費を明らかにした文書によれば、「年金特別会計基礎年金勘定、国民年金勘定及び厚生年金勘定において、合計で初年度約五百四十五億円の支出増が見込まれる。」とされている。

(4) 決算検査報告掲記事項のうち年金記録の正確性に係るもの

会計検査院が過去に決算検査報告に掲記した事項のうち、年金記録の正確性に影響のあるものに係る概要及びその処置状況は、次のとおりである。

ア 政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪処理について、その適正化を図るよう改善の処置を要求したもの (平成12年度決算検査報告)

健康保険又は厚生年金保険が適用される事業所は、事業主等の意思にかかわらず健康保険又は厚生年金保険に加入し、その適用を受けなければならないこととなっている。

社会保険事務所等は、適用事業所が解散したり休業したりするなどして、その従業員全員が使用されなくなって被保険者全員の資格が喪失した場合には、当該事業所の事業主に対して、被保険者全員の資格喪失届に健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届(以下「全喪届」という。)を添付して提出させることにしている。全喪届は、法令等の規定に基づいて事業主に提出させるものではないが、事業主から被保険者全員の資格喪失届と全喪届が提出された場合には、その事業所に係る全喪処理を行うことにしている。この全喪処理によりその事業所は適用事業所から除外されて、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けないことになる。

そこで、主として休業を理由とした健康保険又は厚生年金保険の適用事業所の全喪処理が適正に行われているかについて検査したところ、全喪処理後も引き続き事業を継続していたり、全喪処理後に短期間で事業を再開していたりしているのに、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けていない事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、事業主が誠実でなく保険料の負担を避けるなどのため全喪届を提出していたこと及び社会保険事務所等における事業主に対しての指導等が十分でなかったことにもよるが、なお次のようなことによると認められた。

(ア) 全喪届は全喪処理を行うための重要な届書であるのに法令等で規定されておらず、全喪届の記載内容やこれを確認するための添付資料が明確に示されていないため、社会保険事務所等において、全喪届を提出した事業所の事業実態を的確に把握することができないこと

(イ) 全喪届の記載内容について、社会保険事務所等が行う調査確認方法などが具体的に定められていないこと

したがって、適用事業所の全喪処理について、その適正化を図られるよう、次のと

おり、社会保険庁長官に対して13年11月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

(7) 全喪届について法令等で規定してその記載内容を明確に示し、また、事業所が休業等に至った事由などを確認するための資料を添付させることにより、社会保険事務所等において、全喪届を提出した事業所に事業実態を的確に把握することができるようにすること

(1) 全喪届の記載内容について、社会保険事務所等が行う具体的な調査確認方法などを定めること

これに対して、社会保険庁は、本院指摘の趣旨に沿い、

(7)については、15年2月に健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)を改正して適用事業所に該当しなくなった場合の届出に関する規定を新たに設け、届書の記載内容を明確に示すとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付させることとされた。

(1)については、15年11月に地方社会保険事務局に対して通知を発して、上記届書の記載内容の調査確認方法などを定めた。

イ 健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について(平成16年度決算検査報告)

健康保険又は厚生年金保険が適用される事業所は、事業主等の意思にかかわらず健康保険又は厚生年金保険に加入しなければならず、両保険は強制保険となっている。昭和61年度の基礎年金制度の導入と時期を同じくして、健康保険法及び厚生年金保険法が改正されて、両保険の適用事業所の範囲を段階的に拡大する措置が執られた。

近年、年金に対する関心が高まる中で、健康保険又は厚生年金保険の新規適用届を提出していないことなどによる未適用事業所が数多くあるとの指摘がなされており、また、未適用事業所を少なくすることが、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権の確保、事業主間の公平性の確保及び制度の信頼性の確保のために重要と考えられることなどから、両保険の適用促進の実施状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

(7) 社会保険事務所等の中には、適用促進への取組が十分でないものや、配置された社会保険適用指導員の活動が低調であるものがあった。

(1) 社会保険庁と各省庁との連携強化が図られているのは、現在までのところ、賃

物自動車運送業者の未適用情報提供のみである。

- (ウ) 14年度においてリストを活用した適用促進を行っていなかった社会保険事務所が見受けられるなど、社会保険庁の指導内容が必ずしも統一的に実施されていなかった。
- (イ) 適用事業所であることを認識しているものの加入に積極的でない事業所の比率が高いことから、制度の周知による勧奨のみでは適用に至る可能性は低いと考えられる。
- (オ) 16年度から適用実績等を把握していたが、その評価や今後の適用促進のための活用方法は明確とはなっていない。

上記のような状況を踏まえると、社会保険庁において、今後、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を図るため、未適用事業所に対する適用促進について、次のような点を検討するなどして適切な実施を図ることが必要と考えられる。

- (ア) 各社会保険事務所等において適用促進に積極的に取り組むように努めるとともに、社会保険適用指導員の一層の活用を図ること
- (イ) 各省庁等との協力連携を十分に図り適用促進の推進体制の拡充強化を図ること
- (ウ) リストの活用について、各社会保険事務所等の間で取扱いに差異が生じないように指導するとともに、これまでのリストの活用の実態について再検討した上で今後の改善策を検討すること
- (イ) 職権適用の積極的な実施を前提に、適用促進対象事業所に対する重点的加入指導の一層の強化を図ること
- (オ) 適用実績等を十分に把握・分析し、今後の実施方法の選択、評価等に活用すること

これに対して、社会保険庁は、本院指摘の趣旨に沿い、

(ア)については、17年度に社会保険等の適用促進を外部に委託する市場化テストのモデル事業を5社会保険事務所で実施し、更に18年度においては104社会保険事務所等に拡大して市場化テストを実施した。そして、この結果を踏まえ、19年度においては一般競争による民間委託を全社会保険事務所等に拡大した。また、適用促進の民間委託が拡大されたことにより、各社会保険事務所等に設置されていた、社会保険適用指導員はほとんど廃止された。

(イ)については、18年度から旅客自動車運送事業者の加入状況のリストを国土交

省地方運輸局より提供を受けている。

(ウ)については、社会保険庁は、各地方社会保険事務局に対し各種業界団体等からの情報収集等を行い、未適用事業所を的確に把握して適用促進を図るよう指導している。

(エ)の職権適用については、18年度が15人以上の事業所であったが、19年度は10人以上の事業所と対象を拡大している。そして、職権適用を行った事業所は73事業所、当該事業所に係る被保険者数は483人となっている。

2 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

(1) 年金記録問題への対応に係る契約及び検査

社会保険庁は、年金記録問題が国会等で取り上げられて、年金受給者等からの問い合わせが増大したことから、年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立等を目的として、多額の経費をかけて年金記録問題に対応している。

ア この経費に係る歳出予算についてみると、年金特別会計業務勘定（項）業務取扱費における年金記録問題対策の実施に必要な経費として予算措置がなされており、その科目は（目）庁費、（目）社会保険オンラインシステム業務庁費等となっている。そして、19、20両年度における予算額、支出済額は、図表43のとおり多額に上っており、支出済額の主なもの、前記の工程表等に基づいて実施した電話相談に対応する業務、ねんきん特別便の作成及び発送準備業務、オンラインシステムへ収録していない旧台帳のデータ入力業務、名寄せの実施に係るシステム開発に要した委託費等となっている。

また、歳入予算についてみると、年金特別会計業務勘定（款）他会計より受入（項）一般会計より受入（目）一般会計より受入により、年金記録問題対策に要する費用の財源に充てられている。

なお、人件費については、年金特別会計業務勘定（項）業務取扱費における業務取扱いに必要な経費等として予算措置されているため、このうちの年金記録問題対策の実施に関連する人件費を特定することができなかった。

図表43 平成19、20両年度の予算額、支出済額及び繰越額

区 分	予 算 額	支 出 済 額	繰 越 額
平成19年度	千円 20,051,936	千円 11,210,797	千円 12,376,405
補正予算	20,051,936		
20年度	51,367,838	46,190,441	14,525,194
当初予算	29,834,212		
1次補正予算	20,392,510		
2次補正予算	1,141,116		
計	71,419,774	57,401,238	26,901,599

(注) 平成19年度の支出済額及び繰越額の合計額と予算額との差額約35億円は、当初予算における(目)庁費、(目)社会保険オンラインシステム業務庁費等で他の業務のために措置された既定経費を節減することなどにより対応した。また、20年度は、19年度の繰越額及び予算額を合わせて執行している。

イ 会計検査院は、図表43の支出済額のうち、社会保険庁が19年度に契約を締結した220契約（支出済額計91億8510万余円）及び20年度に契約を締結して20年10月31日までに支払を行った267契約（支出済額計135億0542万余円）について検査を実施した（上記の契約の一覧については、巻末別表参照）。

そして、会計検査院が検査の対象とした契約の業務等の内容は、図表44のとおりとなっている。

図表44 検査対象とした契約の業務等の内容別件数、支出済額

業 務 等 の 内 容	平成19年度		20年度	
	件数	支出済額 (千円)	件数	支出済額 (千円)
電話相談業務	13	4,800,529	15	3,780,722
窓口相談業務	0	-	45	618,521
ねんきん特別便の作成及び発送準備業務等	38	1,193,891	46	5,017,834
ねんきん特別便のリーフレット作成業務	22	200,184	12	262,183
ねんきん特別便の返信用封筒作成業務	46	219,742	28	302,962
旧台帳等のデータ入力業務	13	343,797	14	1,035,119
入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	27	959,463	16	1,287,721
旧台帳入力業務等に係る事務室、備品等の賃貸借	17	190,156	33	896,129
名寄せ、ねんきん特別便の実施に係るシステム開発等	9	1,171,517	6	159,033
その他	35	105,826	52	145,192
計	220	9,185,109	267	13,505,421

(2) 契約方式及び入札の状況

ア 国の契約方式

国の契約制度は、会計制度の一環として、公正かつ厳正に運用されなければならない。さらに、支出の原因となる契約については、その支出が税金等国民の貴重な財源をもって充てられていることから最も効率的に使用されるように、契約相手方の選定は適切に行われる必要がある。

国の契約相手方の選定方法、すなわち契約方式については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等によると、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の三方式があり、このうち機会の均等、公正性の保持、予算の効率的使用の面から、一般競争契約が原則とされている。

そして、随意契約によるものとするとはされているのは、会計法第29条の3第4項により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合であるとされている。また、随意契約によることができるとされているのは、予決令第99条等により、国の行為を秘密にする必要があるとき、契約に係る予定価格が少額である場合、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときなどとされている。

イ 契約方式の適用状況等

社会保険庁が、19、20両年度に締結した前記の契約の契約方式別の状況は、一般競争契約及び随意契約となっており、指名競争契約はなかった。

そして、19、20両年度における契約方式別の件数及び支出済額をみると、図表45のとおり、件数では、一般競争契約が155件、142件、随意契約が65件、125件となっていて一般競争契約の件数が多くなっていた。

支出済額では、随意契約が、19年度で57億0311万余円となっていて、前記の220契約の支出済額の62.0%を占めていた。一方、20年度で49億4773万余円となっていて、前記の267契約の支出済額の36.6%となっている。

図表45 契約方式別の件数、支出済額等

契約方式	平成19年度				20年度			
	件数	割合(%)	支出済額(千円)	割合(%)	件数	割合(%)	支出済額(千円)	割合(%)
一般競争契約	155	70.4	3,481,995	37.9	142	53.1	8,557,682	63.3
随意契約	65	29.5	5,703,114	62.0	125	46.8	4,947,738	36.6
計	220	100	9,185,109	100	267	100	13,505,421	100

(注) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても計欄の数値とは一致しない。

ウ 一般競争契約の入札実施状況

19、20両年度における一般競争契約の入札者数をみると、図表46のとおり、1者入札が10件、28件、2者以上4者以下の入札が27件、23件、5者以上の入札が118件、91件となっていた。

そして、業務等の内容別に入札者数をみると、19、20両年度ともに、ねんきん特別便に関する各業務、旧台帳等のデータ入力業務、労働者派遣において、入札者が5者以上の場合が多くなっていた。

図表46 一般競争契約の業務等の内容別に入札者数

業務等の内容		平成19年度				20年度			
		入札者数の区分			計	入札者数の区分			計
		1者	2~4者	5者以上		1者	2~4者	5者以上	
電話相談業務		0	2	0	2	1	0	5	6
ねんきん特別便	作成及び発送準備業務等	0	3	21	24	0	3	30	33
	リーフレット作成業務	2	7	13	22	0	3	9	12
	返信用封筒作成業務	0	3	43	46	0	0	28	28
旧台帳等のデータ入力業務		0	3	10	13	0	0	9	9
労働者派遣		1	5	21	27	0	1	8	9
事務室、備品等の賃貸借		6	3	0	9	8	9	0	17
システム開発等		0	0	0	0	2	0	0	2
その他		1	1	10	12	17	7	2	26
計		10	27	118	155	28	23	91	142

エ 随意契約の適用理由

(7) 19、20両年度における随意契約について、随意契約の適用理由別にこれを分類すると、図表47のとおり、件数では、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」が26件、97件となっていて最も多くなっていた。

支出済額では、19年度において、「緊急の必要により競争に付することができない場合」の支出済額が42億4303万余円と突出していた。

図表47 随意契約の適用理由別の件数、支出済額等

随意契約の適用理由	平成19年度				20年度			
	件数	割合 (%)	支出済額 (千円)	割合 (%)	件数	割合 (%)	支出済額 (千円)	割合 (%)
a 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	26	40.0	1,417,209	24.8	97	77.6	4,879,032	98.6
b 緊急の必要により競争に付することができない場合	11	16.9	4,243,037	74.3	0	0	-	0
c 契約に係る予定価格が少額である場合	20	30.7	8,755	0.1	21	16.8	8,223	0.1
d 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき	8	12.3	34,111	0.5	7	5.6	60,482	1.2
計	65	100	5,703,114	100	125	100	4,947,738	100

(注) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても計欄の数値とは一致しない場合がある。

(1) 19、20両年度における随意契約について、随意契約の適用理由別に業務等の内容を分類すると、図表48のとおりとなっていた。

a 19、20両年度において、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を理由としているものは、26件、97件であった。その主なものは、ねんきん特別便の作成及び発送準備業務の追加分等に係る契約が7件、10件、名寄せ及びねんきん特別便の実施に係るシステム開発等に係る契約が8件、4件となっていた。これらを随意契約とした具体的な理由について、社会保険庁は、受託業者がねんきん特別便を発送する作業を行っている段階において、新たにチラシを追加して同封することになったため当該業務の受託業者と再度契約を締結するのが

有利であったこと、改修の基となる既存システムの著作権を開発業者が有していたこと、などとしている。

また、20年度の窓口相談業務に係る契約45件については、社会保険労務士等の協力を得ることができる各都道府県社会保険労務士会に対して、社会保険事務所等における年金相談窓口等の運営を委託するものとなっている。

- b 19年度において、「緊急の必要により競争に付することができない場合」を理由としている11件は、そのすべてが電話相談業務に係る契約であって、入札公告に必要な期間が確保できなかったものである。これらを随意契約とした具体的な理由について、社会保険庁は、19年5月に年金記録問題が新聞報道等で取り上げられたことにより、電話による問合せが急増したことなどから、年金受給者等に対応する電話相談体制を緊急に整備する必要があるとしている。

図表48 業務等の内容別の随意契約の適用理由

業務等の内容 随意契約の適用理由	平成19年度							20年度									
	電話相談	ねんきん特別便	データ入力	労働者派遣	賃貸借	システム開発等	その他	計	電話相談	窓口相談	ねんきん特別便	データ入力	労働者派遣	賃貸借	システム開発等	その他	計
a 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	0	7	0	0	2	8	9	26	9	45	10	5	6	10	4	8	97
b 緊急の必要により競争に付することができない場合	11	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 契約に係る予定価格が少額である場合	0	6	0	0	0	0	14	20	0	0	3	0	0	1	0	17	21
d 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき	0	1	0	0	6	1	0	8	0	0	0	0	1	5	0	1	7
計	11	14	0	0	8	9	23	65	9	45	13	5	7	16	4	26	125

(3) 予定価格の算定状況

国の契約担当官等は、予決令第79条の規定により、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならないとされている。

そして、予決令第80条第1項の規定により、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないとされている。また、同条第2項の規定により、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

予定価格は、契約を締結するに際して、公正に契約金額を決定する基準であるとともに、契約相手方の申し出た価格が市場価格等を反映した妥当な価格であるか否かを判断する基準でもあることから、経済的な調達を実施するためには、適正に算定されなければならない。

19、20両年度における予定価格の算定方式をみると、図表49のとおり、積算方式がその大部分を占めていた。

図表49 予定価格の算定方式別の件数等

予定価格の算定方式	平成19年度		20年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)
積算方式	194	88.1	219	82.0
見積方式	3	1.3	27	10.1
その他	23	10.4	21	7.8
計	220	100	267	100

注(1) その他の算定方式は、同種の取引実績の割引率や市場価格等から算定したものなどとなっている。

注(2) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても計欄の数値とは一致しない。

(4) 随意契約の締結

前記のとおり、年金記録問題が大きな社会的関心事項になって、19年6月には電話相談件数が大幅に増加したことにより、従前設置されていた「ねんきんダイヤル」による対応のみではこれに直ちに対応することができなくなった。そこで、社会保険庁は、従前の「ねんきんダイヤル」による電話相談業務を拡充したり、新たに「ねんきんあんしんダイヤル」を設置したりして年金記録相談に24時間対応するために、同年7月に7事業者と業務委託契約を締結していた。

上記の「ねんきんあんしんダイヤル」の設置等に伴って19年度に随意契約により締結された電話相談業務8契約、バックオフィス業務1契約及び運営サポート業務1契約、計10契約（支出済額計55億9430万余円）について検査したところ、図表50のとおり、いずれの契約においても業務の実施を先行させて、契約書の作成を契約による業務の開始日より後に行っていた。

しかし、契約担当官等は、随意契約の相手方を決定したときは、会計法第29条の8第1項の規定により、原則として契約書を作成しなければならないとされている。

したがって、これらの契約は、会計法に規定されている契約書の作成を行わないまま委託業務が開始されたものであり、このような事態は会計法上適正を欠いているものと認められる。

なお、これらについては、19年6月28日の参議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣が「社会保険庁におきましては、緊急に電話の応需体制を大幅に強化すべきというふうに多くの御指摘をいただきまして、緊急な対応として対応可能な民間業者にこの役務提供をお願いしたわけでございます。その意味で、今委員が御指摘になりましたように、契約書の作成前に役務の提供を開始させているわけございまして、これは決して国の会計手続上好ましいものではございませんけれども、現在この現状の治癒を図るべく鋭意最大限の努力をしているところでございます。」と答弁している。

図表50 電話相談業務等10契約の締結状況

契 約 名	契約年月日	契約期間	相 手 方
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務(*)	平成 19. 7. 2	19. 6.13~ 19. 6.24	トランス・コス モス(株)
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務	19. 7. 2	19. 6.20~ 19. 9.30	(株)テレマーケテ ィングジャパン
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務	19. 7. 2	19. 6.15~ 19. 9.30	(株)K D D Iエボ ルバ
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務(*)	19. 7. 2	19. 6.13~ 20. 3.31	トランス・コス モス(株)
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務(*)	19. 7. 2	19. 6.25~ 20. 3.31	(株)もしもしホッ トライン
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務高井戸分(*)	19. 7. 2	19. 6.11~ 19. 7.13	(株)もしもしホッ トライン
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務	19. 7. 2	19. 6.20~ 19. 9.30	(株)ベルシステム 2 4
「ねんきんあんしんダイヤル」 年金記録相談業務	19. 7. 2	19. 6.13~ 19. 9.30	ビーウィズ(株)
「ねんきんあんしんダイヤル」 に係るバックオフィス業務	19. 7. 2	19. 6.26~ 19.12.31	(株)K D D Iエボ ルバ
「ねんきんあんしんダイヤル」 目黒臨時電話受付センターの 設置、運営業務支援	19. 7. 2	19. 6.13~ 19. 9.14	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケ ーションズ(株)

(注) 契約名に「(*)」を付した4契約は、従前の「ねんきんダイヤル」による電話相談業務を拡充したものである。

その主な事例を示すと次のとおりである。

事例8 電話相談業務に係る契約手続が適正を欠いているもの

社会保険庁は、平成19年度に電話相談業務をトランス・コスモス株式会社と随意契約により締結しているが、当該業務の履行期間は19年6月13日から19年6月24日までの間となっているのに、契約書の作成日がこれより後の19年7月2日となっていた。

これについて、社会保険庁は業務の実施を先行させるために、契約書の作成を契約期間より後に行っていたとしているが、このような事態は会計法に規定されている契約書の作成を行わないまま委託業務が開始されたものであり、会計法上適正を欠いているものと認められる。

(5) 契約の履行及びその確認等の状況

ア 契約の履行及びその確認の実施状況

(ア) 会計法第29条の11第2項の規定により、契約担当官等は自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないとされている。そして、予決令第101条の4の規定により、請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認をするため必要な検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとされている。

また、予決令第101条の9第1項の規定により、契約担当官等は、検査を完了した場合においては原則として検査調書を作成しなければならないとされ、同条第2項の規定により、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないとされている。

(イ) 社会保険庁においては、通常業務に係る従前の調達に加えて、19年度以降は年金記録問題に係る調達が相当数増加している。その契約の業務等の内容は、図表44のとおり、多岐にわたっている。また、これらの契約については、単価契約であるものが相当数含まれていることから、その支払に当たっては、業務の実施に実際に要した員数等の確認を適切に行うことが極めて重要となっている。

そこで、これらの業務における員数等の確認方法について検査した。

検査したところ、社会保険庁は、員数等の確認を含む給付の完了の確認の検査は、契約担当官等の補助者である本庁経理課等の職員が検査職員として行うこととされているのに、実際は、調達要求部署の担当職員を確認者として契約業務の履行の確認を行わせて、その確認をもって給付の完了を確認したものとして検査調書を作成していた。同庁によれば、当該検査職員は個々の契約における履行場所や納品先で実際に確認することが実務上困難なためであるとしている。

しかし、実際に契約業務の履行を確認した者と検査調書を作成した者が異なっており、給付完了の確認について責任の所在が不明確な状況となっていた。

会計実地検査において上記のような事態が見受けられたので、社会保険庁は、21年6月15日以降、図表51のとおり、実際に直接給付の完了を確認する調達要求部署の担当職員を補助者として任命することとした。

図表51 補助者の事務の範囲と任命者の官職

事務の範囲	発令された者	
	課名	官職名
記録整備業務契約関係に係る検査（検収）に関する事務	記録課	業務管理官 課長補佐
システム開発契約関係に係る検査（検収）に関する事務	システム第一課 システム第二課	課長
年金記録の画像処理契約関係に係る検査（検収）に関する事務	企画調整課	企画調整官
ねんきん定期便関係に係る検査（検収）に関する事務	企画調整課	上席業務企画調整官
記録整備業務契約関係・システム開発契約関係・年金記録の画像処理契約関係・ねんきん定期便関係以外に係る検査（検収）に関する事務	会計課	課長補佐 主査

イ 年金記録電話相談業務等に係る契約の履行の確認の状況

19、20両年度における電話相談業務に係る契約13件、15件について、契約の履行確認の状況を検査したところ、社会保険庁は、業務に従事する管理者、オペレータ等の稼働状況、電話応答数等を日次及び月次で報告させることにより、各月に実施した業務の給付の完了の確認を行っていた。

これらの業務に係る契約においては、業務実施時間数に関する具体的な根拠資料を提出することなどが仕様書等において明示されていなかった。このことから、契約の相手方によって、提出される当該根拠資料の内容等が区々となっていた。

このため、契約の履行確認の際に、支払請求の対象となる業務の実施状況の確認を行うことができず、適切とは認められない事態が見受けられた。

特に、このうち、19年度における「ねんきんあんしんダイヤル」の電話相談業務に係る一部の契約については、業務実施時間数に関する具体的な根拠資料が提出されていたので、これについて、業務従事者の個人別の稼働状況を示す資料等をみたところ、業務実施時間数に休憩時間数が含まれていた。

しかし、当該休憩時間には業務を実施していないことから、これを支払請求の対象となる業務実施時間数から除外すべきであったと思料される。

3 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

前記のとおり、年金記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行う検証委員会が設置されている。

検証委員会報告書によれば、年金記録問題発生の根本にある問題として、「年金記録問題発生の根本は、厚生労働省及び社会保険庁の年金記録管理に関する基本的姿勢にある。この姿勢が、年金記録の正確性確保に対する社会保険庁の認識不足や、問題を多く含んだ「裁定時主義」を中心とした業務の遂行につながった。」こと、「厚生労働省及び社会保険庁の基本的姿勢として、国民の大切な年金に関する記録を正確に作成し、保管・管理するという組織全体としての使命感、国民の信任を受けて業務を行うという責任感が、厚生労働省及び社会保険庁に決定的に欠如していたことが、年金記録問題発生の根本にある問題であったと考える。」ことなどが挙げられている。

そして、年金記録問題発生の直接的な要因として、「約5,000万件の年金記録が未統合のまま残った原因として、次のようなことが推定できる。」として、「「生存の可能性が高いことが判明した者の記録」(略)については、()社会保険庁は、平成10年度から18年度にかけて、複数の年金手帳記号番号を持っていると思われる55歳(略)までの被保険者(略)に対して、順次確認の照会を行った。しかし、56歳(略)以上の者に対しては、数年のうちに裁定請求がなされることになるのでその時に処理できると考え、これを実施しなかったこと」などが原因と考えられるとされている。

(注7)
年金記録問題発生の間接的な要因として、「社会保険庁は、三層構造に伴う問題、職員団体の問題、地方事務官制度に係る問題等の結果、組織としてのガバナンスが決定的に欠如していた。また、人事政策や人材育成上の取組が不十分であった。地方組織は都道府県ごとの過度の独自性を主張し、全国統一的な業務処理の視点が欠けていた。」ことなどが挙げられている。

(注7) 三層構造 検証委員会報告書によれば、「社会保険庁の職員は、厚生労働本省採用の種職員、本庁採用の種・種職員及び地方採用の種・種職員という三層構造からなっている。」とされている。

また、「年金記録の正確性に係る問題の中には、(略)「厚生年金保険、国民年金などの年金の被保険者あるいは受給者の側に保険料納付の領収証書やこれに類する記録があるにもかかわらず、社会保険庁の側に記録がない。」という問題が生じており、その原

因の一つとして、社会保険庁職員等の関係者による横領行為があるのではないかとの疑念が生じている。」とされている。

社会保険庁は、これまでも、金銭登録機の不適切な購入等の不祥事発生を契機として、不祥事発生の背景にあるとされた組織体質と組織の構造問題を刷新するために、16年11月に業務を改革する取組事項を掲げた「緊急対応プログラム」を策定して、次いで17年9月に「業務改革プログラム」を策定するなどして国民サービスの向上、予算執行の無駄の排除、法令遵守等に取り組んできたとしている。

しかし、その後に年金記録問題が発覚したことから、20年4月の業務改革プログラムの改定の際に年金記録問題への対応も盛り込んでいるとしている。

そして、22年1月に社会保険庁が廃止されて新たに日本年金機構が設立される予定であることなどから、21年1月に業務改革プログラムの項目を整理する改定を行い、年金記録問題への対応、国民サービスの向上、内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等として再編したとしている。

会計検査院は、社会保険庁において、年金記録問題の再発防止に向け上記の業務改革プログラム等により実施された、(1)不適正な事務処理等の防止に係る取組、(2)内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組、(3)同庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等について検査した。

(1) 不適正な事務処理等の防止に係る取組

ア 不適正な事務処理等の防止に係る通知の発出

社会保険庁は、これまでに、保険料の横領等の不正行為の再発を防止するために、8年9月に「不正事故防止のための点検事項について」を、11年11月に「現金詐取及び記録改竄等の不正行為防止対策について」を、それぞれ定めるなどしているが、その後も不正行為や国民年金保険料免除等に関する不適正な事務処理が発生している。

このような事態が発生したことなどをを受けて、社会保険庁は、図表52のとおり、不適正な事務処理等の防止に係る通知を発出している。

図表52 不適正な事務処理等の防止に係る通知

時 期	概 要
平成17年10月	<p>社会保険業務の適正な事務処理について</p> <p>月間事務処理スケジュールによる事務処理の確認、業務処理の処理状況等点検・確認フローによる点検確認、進捗管理票による管理等を定めるもの</p>
18年 3月	<p>不正事故防止のための点検事項並びに指定届書及び特定届書の指定について</p> <p>庶務・経理・業務等の全般にわたる点検事項を策定し、保険料徴収及び保険給付・年金給付に直接影響のある重要な届書に係る確認を徹底することなどを定めるもの</p>
18年 8月	<p>国民年金保険料の免除等に係る入力処理等について</p> <p>社会保険事務所等では受付・審査処理のみを行い、入力処理については地方社会保険事務局の事務センターで一括処理することなどを定めるもの</p>
19年 2月	<p>事務処理誤りの未然防止対策について</p> <p>保険料の徴収過不足等の誤った事務処理について、具体的事例を示すなどして、再発防止策を周知するもの</p>
19年 7月	<p>不正事故防止について</p> <p>上記18年3月の通知を再確認するとともに、着服等の不正行為は発覚する仕組みとなっていること、不正行為に対しては刑事告発を行うことなどを改めて周知徹底するもの</p>
21年 3月	<p>厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について</p> <p>社会保険業務処理マニュアル等に基づく事務処理手順を遵守すること、特に「被保険者報酬月額変更届」等の届出の事実関係を厳正に確認することなどを周知・徹底するもの</p>

これらは、前記の業務改革プログラムの法令遵守又は内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等に係る具体的な取組として、不適正な事務処理等の再発を防止して年金記録の正確性確保を図ることなどを目的としたものであるとしている。

このうち、19年7月の「不正事故防止について」は、前記の工程表において保険料着服の対応策とされているものであり、また、21年3月の「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」は、前記の標準報酬月額等の不適正な遡及訂正処理の再発防止について周知・徹底を図るものであるとしている。

イ 不正行為の再発等

社会保険庁においては、18年3月に前記の「不正事故防止のための点検事項並びに指定届書及び特定届書の指定について」が定められた後にも、年金記録の正確性に影響を及ぼす保険料の横領の不正行為が発生している。これまでに会計検査院が決算検査報告に掲記した不正行為のうち、被保険者から直接現金で受領した国民年金保険料を領得するなどした時期が18年3月以降となっているものについてみると、図表53のとおりとなっている。

図表53 決算検査報告に掲記した不正行為

掲記年度	部局等	不正行為期間	損害金の種類	損害額(円)	補てんの状況(年月)	年金記録の訂正必要の有無	訂正の結果等
平成18	長野社会保険事務局長野南社会保険事務室	18.6	国民年金保険料	1,905,380	全額補てん済(18.8)	有り	訂正済
18	小倉南社会保険事務所	18.2 ~ 18.5	国民年金保険料	1,046,640	全額補てん済(19.8)	有り	訂正済
19	鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室	19.5	国民年金保険料	122,790	全額補てん済(19.5)	有り	訂正済

また、18、19両年度に社会保険庁が公表した、地方社会保険事務局及び社会保険事務所等における老齢厚生年金等の裁定誤り等の件数は、18年度1,061件、19年度1,609件となっている。

(2) 内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組

ア 社会保険庁における内部監査の区分

社会保険庁が実施する内部監査には、業務監察、会計監査及び自治監査がある。

業務監察は、「社会保険庁業務監察規程」(平成18年社会保険庁訓第24号。以下「監察規程」という。)に基づき、業務の実施状況を調査し、これに基づいて、是正指示等を行うことにより、事業の適正かつ効率的で透明性のある運営の確保を図ることを目的としており、社会保険監察官等がこれを実施することとされている。

会計監査は、「社会保険庁所管会計事務監査規程」(平成17年社会保険庁訓第3号。以下「監査規程」という。)に基づき、会計経理についてその実態を把握し、これが適正かつ効率的に行われるよう是正指導し、もって、会計事務の改善及び能率の向上に寄与することを目的としており、会計監査官等がこれを実施することとされている。

そして、業務監察については監察規程により、また、会計監査については監査規程により、それぞれ、目的、対象、体制、実施方針及び実施計画、講評及び報告、結果に対する措置等の基本的な事項が定められている。

さらに、上記の業務監察及び会計監査のほか、自治監査として、「自治監査実施要領」(平成17年庁文発第0406002号)に基づき、各社会保険事務所長等は、社会保険業務の適切な事務執行を図るため、会計関係の帳簿類や給付関係書類の点検、金庫等の管理の実態等の点検を実施することとされている。

イ 社会保険庁における内部監査の実施の経緯

社会保険庁が実施する内部監査の実施の経緯についてみると、次のとおりとなっている。

(ア) 社会保険庁が発足した昭和37年から平成12年3月までの間は、地方事務官制度が採られており、社会保険庁の地方組織は都道府県知事の指揮命令を受けることとされていた。

その間における地方組織に対する内部監査は、次のとおりとなっていた。

本庁においては、昭和37年7月の社会保険庁発足時には長官官房監察課が所掌していた。その後、47年6月以降は長官官房地方課、63年10月以降は総務部地方課が内部監査を所掌し、それぞれの課に所属する社会保険監察官が業務監察及び

会計監査を実施していた。

また、地方組織においては、都道府県の保険課及び国民年金課が内部監査を所掌していた。保険課については、41年度以降、同課に所属する地方社会保険監察官が、保険課及び社会保険事務所に対して業務監察及び会計監査を実施していた。国民年金課については、44年4月以降、同課に所属する地方国民年金監察官が、国民年金課、社会保険事務所及び市町村に対して業務監察及び会計監査を実施していた。そして、これらの実施に当たり、本庁から毎年度業務監察又は会計監査の実施方針等が示されていた。

(イ) 平成12年4月に地方事務官制度が廃止されたことにより、地方組織に対する内部監査は、本庁及び地方社会保険事務局が実施することとされた。本庁においては、総務部地方課社会保険監察室が内部監査を所掌し、同室所属の社会保険監察官が業務監察及び会計監査を実施していた。また、地方社会保険事務局においては、地方社会保険事務局総務課が内部監査を所掌し、同課所属の地方社会保険監察官が管轄区域内の社会保険事務所の所掌事務についての業務監察及び会計監査を実施していた。

(ウ) 17年1月の組織改編により、総務部サービス推進課社会保険指導室が業務監察を所掌することとされ、同室所属の社会保険指導官がこれを実施していた。また、総務部経理課監査指導室が会計監査を所掌することとされ、同室所属の会計監査官がこれを実施していた。

(イ) 18年10月以降、社会保険庁は、前記の業務改革プログラム等における監査部門の機能強化を図るために、47地方社会保険事務局に所属していた地方社会保険監察官を9か所のブロック担当地方社会保険事務局（北海道、宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡各地方社会保険事務局。以下、これらの地方社会保険事務局を総称して「ブロック局」という。）に集約配置した。そして、これらの地方社会保険監察官を本庁の総務部サービス推進課及び経理課の併任とした上で、本庁の直接の指揮監督の下で、ブロック局及び管轄区域内の地方社会保険事務局（社会保険事務所等を含む。）の業務監察及び会計監査を実施することとされた。

そして、20年10月の組織改編により、総務部総務課社会保険監察室が業務監察を所掌し、同室所属の社会保険監察官がこれを実施することとされ、地方社会保

険監察官は同室の併任とされた。

ウ 内部監査の実施対象、実施方針、実施体制等

(ア) 内部監査の実施対象等について

20年度における社会保険庁の内部監査対象部局は、本庁内部部局、社会保険大学校、社会保険業務センター、47地方社会保険事務局及び312社会保険事務所等となっている。

そして、21年3月末現在、本庁の内部監査組織において、業務監察を担当する職員は計13名（社会保険監察官（専任10名、兼任2名）補助者（専任1名））、また、会計監査を担当する職員は会計監査官（専任）3名となっている。

一方、各ブロック局が内部監査の対象として所管している地方社会保険事務局数、社会保険事務所等数並びに業務監察及び会計監査を担当する地方社会保険監察官数については、図表54のとおりであり、各ブロック局の地方社会保険監察官はすべて専任となっている。

図表54 各ブロック局の内部監査対象部局数及び地方社会保険監察官数(単位：箇所、人)

区分	北海道	宮城	埼玉	東京	愛知	大阪	広島	香川	福岡	計
事務局数	1	6	6	4	7	6	5	4	8	47
事務所等数	16	30	38	51	47	46	26	15	43	312
監察官数	6	12	15	20	19	17	9	6	17	121

(イ) 内部監査の実施方針等について

a 本庁が実施する業務監察

本庁が実施する業務監察においては、毎年度、監察規程に基づく業務監察の実施方針等により、業務監察項目、実施対象等を定めている。

18年度から20年度までの業務監察の実施方針における基本的事項についてみると、年金記録の正確性確保に関するものとして、18年度では事故防止に関する取組状況についての監察及び事務処理が法令等に基づき適正に行われていることを確認するための検査（以下「適正検査」という。）を実施すること、19年度では適正検査を拡充すること、20年度では適正検査により重点を置いた監察を行うことなどとなっている。

そして、20年度における業務監察項目は、 組織の管理・運営、 法令遵守、

個人情報保護の徹底等、 行政文書の管理及び情報公開法に係る取組、 国民の声等に対する対応、 厚生年金保険事業等の進捗管理、 指導及び事故防止等、 公益法人に対する指導監督、 前回監察時における指摘事項等の改善状況、 その他必要に応じた事項となっている。

b 本庁が実施する会計監査

本庁が実施する会計監査においては、 毎年度、 監査規程に基づく会計監査実施方針等により、 会計監査指導項目、 実施部局等を定めている。

18年度から20年度までの会計監査実施方針における重点事項についてみると、 会計経理の適正性を確保する観点として、 各年度において、 内部牽制体制が実効性を確保できる取組となっているか実地に検証を行うことなどとなっている。

そして、 20年度における会計監査指導項目は、 会計の組織及び機構に関する事項、 債権管理及び歳入徴収に関する事項、 支出負担行為及び支出に関する事項、 現金出納に関する事項、 契約に関する事項、 国有財産に関する事項、 物品管理に関する事項、 その他に関する事項となっている。

c 年金記録の正確性確保等に係る業務監察及び会計監査

上記の20年度における業務監察項目及び会計監査指導項目のうち、 年金記録の正確性確保等に係る主なものを整理すると、 図表55のとおりとなる。

そして、 各ブロック局においては、 本庁が策定した業務監察項目及び会計監査指導項目に準じて、 業務監察及び会計監査を実施することとなっている。

図表55 年金記録の正確性確保等に係る主な業務監察項目及び会計監査指導項目

区 分	概 要
業務監察	組織の管理・運営
	危機管理等（事故防止対策、適正な事務処理）
	厚生年金保険事業等の進捗管理、指導及び事故防止等
	保険料等に係る収納処理 資格喪失届及び報酬月額変更届に係る事務処理 全喪届に係る事務処理 国民年金免除申請書等に係る事務処理
会計監査	会計の組織及び機構に関する事項
	事故防止対策の取組の状況
	現金出納に関する事項
	領収スタンプ、金銭登録機の管理状況

(ウ) 内部監査の実施体制について

- a 20年度における業務監察の実施体制については、本庁内部部局及び社会保険
 大学校は社会保険指導官3名で1日、社会保険業務センターは社会保険監察官6
 名で4日間、9ブロック局（管内の1社会保険事務所等を含む。）は社会保険監
 察官（20年9月までは社会保険指導官）3名で5日間、ブロック局以外の38地方
 社会保険事務局（管内の1社会保険事務所等を含む。）は社会保険監察官（同）
 2名及び地方社会保険監察官2名で5日間、上記以外の社会保険事務所等では地
 方社会保険監察官3名で3日間となっている。
- b 20年度における会計監査の実施対象及び実施体制については、本庁内部部局
 （経理課）は会計監査官等7名で3日間、社会保険業務センターは会計監査官等
 6名で2日間、社会保険大学校は会計監査官等2名で1日、ブロック局及び19年度
 に会計監査を実施しなかった地方社会保険事務局（管内の1社会保険事務所等
 を含む。）は会計監査官等2から4名で3日間等となっている。

エ 内部監査の実施状況、実施結果とその周知等

(ア) 内部監査の実施状況について

18年度から20年度までの間に、本庁及びブロック局が業務監察及び会計監査を
 実施した部局数については、図表56のとおりとなっている。

a 業務監察については、社会保険庁として年金記録問題への対応に追われた19年度には、地方社会保険監察官も年金相談等の支援に配置されるなどした。このため、業務監察を一時中断したり、社会保険指導官のみによる業務監察を実施したり、業務監察項目を事故防止の取組状況等に限定して日程を短縮するなどしたりして業務監察を実施していた。このことから、19年度においては、地方社会保険監察官が単独で業務監察を実施した社会保険事務所等数は46か所となっていて、18年度及び20年度と比較して大幅に少なくなっている状況となっている。

また、緊張感のある内部監査を行う目的及び不正事故防止の観点から、事前に受検側に通告をしない業務監察も実施している。20年度の業務監察においては、業務監察当日の朝に開庁と同時に入庁して行う抜き打ち監察を実施した社会保険事務所等数は5か所となっている。その実施対象箇所の選定については、前年度及び当年度に業務監察を実施していない社会保険事務所等、事務処理誤りの多発している社会保険事務所等から選定するなどしている。なお、監察規程において、「総務課長（サービス推進課長）が必要と認めたときに、総務課長（サービス推進課長）が指定した事項について実施する業務監察」が特別監察として規定されているが、18年度以降に特別監察を実施した例はない。

b 会計監査についても、19年度においては、地方社会保険監察官が単独で会計監査を実施した社会保険事務所等数は38か所となっていて、18年度及び20年度と比較して大幅に少なくなっている状況となっている。

また、上記の業務監察と同様に、現金亡失等の事故防止の観点から、事前に受検側に通告をしない会計監査を実施した社会保険事務所等数は19年度3か所、20年度12か所となっている。その実施対象の選定については、18年10月以降に会計監査が実施されていない社会保険事務所等を優先して、過去に会計事故が発生した社会保険事務所等から選定するなどしている。なお、監査規程においても、「経理課長が必要と認めたときに、経理課長が指定した事項について実施する監査指導」が特定監査指導として規定されているが、18年度以降に年金記録に関する特定監査指導を実施した例はない。

図表56 本庁及びブロック局が業務監察及び会計監査を実施した部局数（単位：箇所）

区 分		平成18年度		19年度		20年度	
		業務監察	会計監査	業務監察	会計監査	業務監察	会計監査
内部部局数		0	3	3	3	3	3
本庁 (共同)	事務局数	32	47	47	27	47	30
	事務所等数	32	47	43	27	49	30
ブロッ ク局	事務局数	9	0	0	0	0	17
	事務所等数	141	265	46	38	105	106
事前に受検側に通告をしないで実施		0	0	0	3	5	12
特別監察又は特定 監査指導		0	0	0	0	0	0

（注）区分欄の「本庁（共同）」は、社会保険監察官等が単独で実施したもの、社会保険監察官等と地方社会保険監察官が共同で実施したものの合計である。「ブロック局」は、地方社会保険監察官が単独で実施したものである。

(1) 内部監査の実施結果について

a 実施結果の区分及び通知等

(a) 業務監察においては、監察規程等により業務監察の実施結果を、 是正指示事項、 指摘事項、 指導事項の三つに区分している。 是正指示事項は、関係法令に抵触するおそれがあるなど直ちに是正のために必要な措置を講じるべき事項、 指摘事項は、本庁から示されている運用方針に沿った適切な業務運営が図られていないなど早急に改善を図るべき事項、 指導事項は、効果的かつ効率的な業務の運営に向けたより一層の取組が求められるなどの事項である。

これらの事項は、業務監察の対象である部局の長（地方社会保険事務局長等）に対して、文書で通知されるとともに、是正又は改善のための措置及びその結果について、書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。

また、業務監察においては、上記の三つの区分のほかに、他地方社会保険事務局の効果的かつ効率的な業務の運営方法を参考として更なる業務改善のための検討が必要であると認められた事項等を口頭要請事項としている。

(b) 会計監査においては、監査規程等により、会計監査の結果、是正等を要すると認めた事項（指摘事項）について、会計監査の対象である部局の長（地

方社会保険事務局長等)に対して、文書で通知されるとともに、是正等のための措置及びその結果について、書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。

そして、業務監察及び会計監査において、改善内容が不十分な場合には更なる是正指示又は改善指導を行うとともに、次回の業務監察及び会計監査時に改善状況の確認を行っているとしている。

b 実施結果の状況

18、19、20各年度における本庁及びブロック局が実施した業務監察及び会計監査の実施結果を指摘区分ごとの指摘件数についてみると、図表57のとおり、20年度の業務監察において適正検査により重点を置いた監察を行うこととしたことなどから指摘件数の総数が大幅に増加している状況となっている。

(a) 20年度における業務監察の実施結果の状況についてみると、是正指示事項43件のうち3件は、年金記録の正確性確保に係る業務監察項目である厚生年金保険事業における全喪届に係る事務処理に関するものであった。これについては、適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類(解散登記の記載がある法人登記簿謄本の写しなど)の提出がないまま処理が行われていたなどの不適切な事例が指摘されている。

また、20年10月以降の業務監察においては、不適正なそ及訂正処理の発生防止の観点から、厚生年金保険事業における資格喪失届及び報酬月額変更届のそ及訂正に係る事務処理の確認を行っている。その結果、60日以上そ及した届出については賃金台帳等を添付することとされているのに、これが添付されていない事例が指摘事項とされている。

(b) 20年度における会計監査の実施結果の状況についてみると、指摘事項687件のうち現金出納に関する事項が302件となっている。これについては、スタンプ領収機の管理等が適切でない事例や、現金領収証書の取扱いが適切に行われていない事例が多数指摘されている。

図表57 業務監察及び会計監査の指摘件数 (単位：件)

区 分		平成18年度	19年度	20年度
業務監察	是正指示事項	5	4	43
	指摘事項	26	100	530
	指導事項	154	128	423
	口頭要請事項	300	168	91
計		485	400	1,087
会計監査	指摘事項	899	522	687

c 業務監察における事業等別の指摘件数

上記の図表57のうち、業務監察における指摘区分ごとに、国民年金事業、厚生年金保険事業、年金相談等、事故防止等の指摘件数についてみると、図表58のとおりとなっている。

このうち、事故防止に関しては、前記のとおり18年3月に「不正事故防止のための点検事項並びに指定届書及び特定届書の指定について」を定めるなどして再発防止を図っているにもかかわらず、その後も同通知に定められている事務処理が適切に実施されていない事例が多数指摘されている。

図表58 業務監察における事業等別の指摘件数 (単位：件)

区 分	平成18年度				19年度				20年度			
	是正	指摘	指導	口頭	是正	指摘	指導	口頭	是正	指摘	指導	口頭
国民年金事業関係	4	2	32	90	1	10	9	15	28	52	91	24
厚生年金保険事業関係	1	8	65	74	3	20	51	36	14	265	80	29
年金相談・年金給付	0	0	0	8	0	0	0	0	0	8	15	6
事故防止関係	0	12	10	28	0	48	4	15	0	106	35	1
磁気カード等の管理 記録のチェック体制 その他	0	7	1	3	0	37	1	2	0	0	0	0
	0	3	4	0	0	2	0	0	0	32	1	0
	0	2	5	25	0	9	3	13	0	74	34	1
その他	0	4	47	100	0	22	64	102	1	99	202	31
計	5	26	154	300	4	100	128	168	43	530	423	91

d 業務監察における適正検査等の指摘件数

前記の図表57のうち、20年度の業務監察において、より重点を置いた適正検査等について、指摘区分ごとの指摘件数をみると、図表59のとおりとなってい

る。

そして、前記の20年度の厚生年金保険事業における全喪届に係る事務処理に関する是正指示事項、資格喪失届及び報酬月額変更届のそ及訂正に係る事務処理に関する指摘事項は、いずれも適正検査に関するものとなっている。

また、組織の管理・運営のうち、事件・事故及び事務処理誤りの防止については、指定届書等の処理結果リストと届書原議との相互チェックが行われていない事例、自治監査の実施については、自治監査結果は適正とされているが業務監察で不備が見られた事例等が指摘されている。

図表59 平成20年度の業務監察における適正検査等の指摘件数（単位：件）

区 分	是正	指摘	指導
適正検査	41	281	100
全喪届に係る事務処理	3	61	25
資格喪失届及び報酬月額変更届に係る事務処理	0	14	0
その他	38	206	75
組織の管理・運営	1	102	121
事件・事故及び事務処理誤りの防止	0	41	28
自治監査の実施	0	30	0
その他	1	31	93

(ウ) 内部監査の実施結果の周知について

内部監査の実施結果については、前記のとおり、業務監察及び会計監査の対象である部局の長（地方社会保険事務局長等）に対して、実施結果を文書で通知するなどしている。しかし、実施結果の通知を受けた各地方社会保険事務局から個々の職員への周知については、監察規程、監査規程等において定められておらず、その具体的な方法等については、各地方社会保険事務局の判断にゆだねられている状況となっている。

そして、当該年度に実施した地方社会保険事務局及び社会保険事務所等の業務監察の実施結果については、その概要を取りまとめたものを17年度から全職員が庁内LANで閲覧できるようになっている。

一方、会計監査の実施結果については、その概要を取りまとめたものを19年度から会計担当職員に限定して庁内LANで閲覧できるようになっている。

(3) 社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等

ア 社会保険庁は、前記のとおり、これまでの不祥事発生の背景にあるとされた組織体質と組織の構造問題を刷新するための業務改革を実施してきており、事務処理の標準化、法令遵守意識の徹底、監査部門の機能強化、職員の意識改革の推進等に取り組んできた。

そして、21年1月の業務改革プログラムの改定において、その項目を整理して、年金記録問題への対応、国民サービスの向上、内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等として再編したとしている。

このうち、年金記録問題の再発防止に向けて実施された社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等の取組を含むものとして、「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」が挙げられる。

この「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」については、民間企業等における内部統制の考え方を踏まえながら、社会保険庁における内部統制の強化に取り組むために、金融庁企業会計審議会による内部統制の基本的要素ごとに、これまでに実施した各種の取組を整理するなどしている。

同審議会によれば、内部統制の基本的要素は、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）、IT（情報技術）への対応であるとされており、これらは次のとおり定義されている。

統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤をいう。

リスクの評価と対応とは、組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスをいう。

統制活動とは、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプ

プロセスをいう。

I Tへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のI Tに対し適切に対応することをいう。

社会保険庁が実施した「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」に係る取組の主なものについては、図表60のとおりとなっている。

図表60 「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」に係る取組の状況

概	要
統制環境 社会保険庁改革リスタートプロジェクトの推進（平成18年8月）	全ての職員の参加の下に、職員間で共有すべき組織目標等について、「社会保険庁改革リスタートプラン」としてとりまとめ
リスクの評価と対応	<p>法令遵守委員会の設置及び機能拡充</p> <p>事務手続における法令違反の疑い等について、早期発見及び早期対応等を図る（内部通報制度については、職員からの通報を受け付ける「法令違反通報窓口」を社会保険庁に設置）（16年10月）</p> <p>地方社会保険事務局法令遵守委員会の設置 内部通報制度に関して、職員以外の者からの通報を受け付ける「法令違反通報窓口」を社会保険庁に設置（18年7月）</p> <p>上記の社会保険庁の「法令違反通報窓口」のほかに、外部の弁護士が通報を直接受け付ける外部窓口を設置（20年4月）</p> <p>リスクアセスメント調査の実施</p> <p>業務運営上のリスクを網羅的に把握・分析・評価し、その発生や対応について管理する仕組みを構築するため、業務運営上のリスクを洗い出す</p>
統制活動	<p>社会保険業務処理マニュアルの運用開始（18年10月）</p> <p>事務処理の標準化と適正な事務処理の確保を図るための事務処理方法の統一、各種届書の様式や添付書類の統一化</p> <p>全国統一の事務処理規程の施行（20年9月）</p> <p>地方社会保険事務局ごとに定めていた事務処理規程を廃止し、全国統一の事務処理規程を策定</p>
情報と伝達 社会保険庁業務ナレッジマネジメントの運用開始（19年3月）	社会保険庁LAN等の活用による優れた業務ノウハウ等の情報の収集・共有化
モニタリング（監視活動） 監査部門の機能強化（18年10月）	地方社会保険監察官をブロック単位に集約し、それまで所属していた地方社会保険事務局の管轄以外の社会保険事務所等の業務監察及び会計監査を行う仕組みを導入
IT（情報技術）への対応 社会保険オンラインシステムの刷新	社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づきシステムを刷新

(ア) 検証委員会報告書によれば、年金記録問題発生の間接的な要因の一つとして、「社会保険庁本庁は、現場に対しては、業務処理方法等の一般的な方針を示すだけで、統一的業務マニュアルを近年まで示さず、地方の裁量に任せがちであった。そのため、統一した業務処理方法によるのではなく、各地方による独自の事務処理が行われることもあった。」ことが挙げられている。

また、「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書」(18年8月社会保険庁)によれば、不適正な事例には「個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの」などがあり、事案発生 of 構造的背景として、「独自の判断で独自の事務処理を行う中で、法令等に定める手続を逸脱したものであり、独自の判断による事務処理を認めてきた組織風土が背景にある。」ことなどが挙げられている。

上記の図表60に掲げられた社会保険庁の取組のうち、18年10月の「社会保険業務処理マニュアルの運用開始」及び「監査部門の機能強化」は、このような独自の判断による事務処理に基因する不適正な事務処理の再発防止を図るため策定されたものであるとしている。

(イ) 「リスクアセスメント調査の実施」は、日本年金機構の設立に向けて取り組むべき項目であり、業務運営上のリスクを網羅的に把握・分析・評価して、その発生や対応について管理する仕組みを構築するために、業務運営上のリスクを洗い出すものであるとしている。

(ウ) 「社会保険オンラインシステムの刷新」は、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、システムの刷新を進めるものであり、不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェック機能の整備を含むものとなっていて、適正な事務処理を確保するものであるとしている。

イ 検証委員会報告書によれば、年金記録問題発生 of 根本にある問題の一つとして、「年金記録の正確性を確保するためには、裁定請求に至るまでの間においても、本人に定期的に年金記録を確認する仕組みを制度的に組み込むべきであった。」ことが挙げられている。社会保険庁は、年金記録の正確性を確保するために、前記のとおり、「ねんきん定期便の発送」や「インターネットによる年金記録照会」により年金受給者、被保険者等本人が年金記録を確認する仕組みの整備を進めているとしている。

(4) 社会保険庁の廃止及び日本年金機構の設立

ア 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画

社会保険庁は22年1月に廃止されることが予定されており、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業については、日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき設立される日本年金機構が、厚生労働大臣の監督の下にその業務運営を担うことが予定されている。そして、同機構の業務運営については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（20年7月閣議決定）により定められている。

この基本計画によれば、

- (ア) 同機構の組織ガバナンスの確立に関する内部統制の仕組みの構築については、「リスクアセスメント調査、業務処理マニュアルの整備を進めることや、内部統制を推進する組織体制を整備するなど、内部統制の強化に早急に取り組む。」ことなどとされている。
- (イ) 監査体制等の整備については、「理事長に直結した内部監査部門を設け」、「会計監査人による会計監査のみならず、業務についても外部監査を活用する。」、「厚生労働省以外の第三者が機構を検査する仕組みについて、今後、法改正も含めた検討を行う。」ことなどとされている。
- (ウ) 固定的な三層構造を一掃するための人材登用の仕組みについては、「本部で一括採用を行うとともに、地方の幹部人事も本部で行う。また、本部・地方組織間で全国異動を行い、管理業務と現場業務の経験を通じて幹部を養成することを基本的なキャリアパターンとして確立し、これを人事制度上のルールとする。」ことなどとされている。
- (エ) 年金記録問題への対応については、「現下のいわゆる年金記録問題への対応については、現在、その問題解決に向け、政府において鋭意取組を進めている。一方、本基本計画で示した機構の必要人員数は、通常想定される業務をベースにしている。年金記録問題への対応として、一定期間、一定程度的人员・体制がなお必要となる場合も、まずは既定の人員の枠内で最大限の工夫を行うものとし、それでも対応が困難である場合でも、できる限り、外部委託や有期雇用の活用などにより対応するものとする。これに係る具体的な人員については、年金記録問題の進捗状況を踏まえ、早期に検討を進める。また、いかなる場合でも、機構

他の業務に重大な支障が生じないように、厚生労働省が責任を持って適切な対応策を講ずる。」こととされている。

イ 日本年金機構における内部統制システムの構築等

日本年金機構における内部統制システムの構築についてみると、社会保険庁は、「国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。」ことなどの基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考にして、基本方針を定めているとしている。

(ア) この基本方針において、コンプライアンス確保、業務運営における適切なリスク管理、業務の有効性・効率性の確保、適切な外部委託管理、情報の適切な管理・活用、業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、ITへの適切な対応の7事項が柱として位置付けられている。

このうち、年金記録問題の再発防止に向けて実施される内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組を含むものとして、の「業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善」が挙げられる。

この「業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善」の具体的な取組内容についてみると、()監査機能の独立性の確保・指揮命令系統の一元化として、理事長直属の監査部が一元的に所掌することなど、()監査業務の厳格化・効率化として、リスクアセスメント調査の結果を踏まえ、リスクが高い分野等へ重点監査項目を設定したり、監査結果に基づく、不適切な事務処理等への改善提言、定期的なフォローアップ、適切な公表を行ったりすることなど、()民間の知見、外部監査の活用等として、民間手法、ノウハウの導入が必要な特定分野について外部監査を定期的実施することなどとしている。

そして、前記の7事項における具体的な取組内容は、いずれも社会保険庁におけるこれまでの年金記録問題への対応で明らかになった課題等について、改善を図るものであるとしている。

(イ) 外部監査については、内部監査を補完し、客観性を確保するものであって、システム監査や個人情報保護監査等の特定テーマを設定して、外部専門機関が実施することとしている。

(ウ) 年金記録問題については、次の体制で対応することとしている。

「機構本部」に理事長を本部長とする年金記録問題対策本部を設置して、年

金記録問題に係る対策の企画、実施、進ちょく管理や厚生労働省年金局等との調整、関係機関等への協力依頼等を担当すること

全国9か所に置かれる「ブロック本部」において、管内の事務センター、年金事務所の作業計画の進ちょく管理等を担当すること

47都道府県単位で置かれる「事務センター」において、有期雇用職員等が行う紙台帳とコンピュータ記録の突合せの作業管理等を担当すること

全国312か所に置かれる「年金事務所」において、ねんきん定期便送付後の相談、記録調査等を担当すること

第3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

年金記録問題についての各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、検査を実施した。

ア 年金記録問題発生の際、経緯、現状等

年金記録問題が発生した経緯はどのようなものか。9年1月以降の基礎年金番号への統合及び統合後の事務処理等は、適正にかつ迅速に実施されているか。

イ 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

年金記録問題への対応に係る契約について、その内容、予定価格の算定、履行及びその確認等が会計法令等に基づき適切に実施されているか、また、経済的、効率的なものとなっているか。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

年金記録問題の再発防止に向けた体制は適切に整備されているか。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

ア 年金記録問題発生の際、経緯、現状等

(ア) 年金記録問題発生の際、経緯 (12～18ページ参照)

- a 9年1月の基礎年金番号導入後において、基礎年金番号に統合されずに各制度ごとの手帳番号により管理されている年金記録は、約2億件あるとされていた。18年6月までの間に、このうち約1億5000万件の年金記録が基礎年金番号に統合されたが、同月時点で残りの約5095万件が依然として基礎年金番号に統合されていない状況となっていた。
- b 年金記録のオンライン化等の一連の過程において、使用頻度が低いと判断され、磁気テープ化又はオンライン化が行われずにマイクロフィルムの形で管理することとされた厚生年金保険喪失台帳記録及び船員保険喪失台帳記録が、計約1466万件存在することが判明した。
- c 社会保険庁は、18年8月から実施された年金記録相談の特別強化体制の過程において、国民年金の保険料について、社会保険庁が保有する国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム又は紙台帳や市区町村が保有する国民年金被保険

者名簿等の紙台帳に納付記録が存在しているが、オンラインシステム上にその内容が正確に入力されていないものがあることや、オンラインシステム、マイクロフィルム及び紙台帳に納付記録は存在していないが、年金受給者又は被保険者等本人が保有していた領収書等に納付記録が存在するなどしているものがあることを把握した。

また、年金受給者又は被保険者等が領収書等の直接的な納付記録を保有していないが保険料を納付したと主張する事態も見受けられたが、このような事態について、社会保険事務所等において年金記録の訂正・回復を行う仕組みが整備されていなかった。

- d 総務大臣が厚生年金保険に関して20年2月までにあっせんを行った事案201件のうちには、被保険者の標準報酬月額引下げ処理を適用事業所に該当しなくなったとする全喪届出処理が行われた日より後の日付でそ及して行っていたなど合理的な理由が認められないとされた年金記録のそ及訂正の事案が16件見受けられた。また、これらの事案とは別に、このような年金記録の不適正なそ及訂正処理について、社会保険事務所等の職員の関与を疑わせるとされる事案も明らかになった。

(1) 社会保険庁の取組の状況

- a 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況 (21～28ページ参照)

基礎年金番号に統合されていない約5095万件の年金記録について、社会保険庁が基礎年金番号の年金記録との名寄せを実施するに当たり、氏名、生年月日又は性別が収録されていない年金記録が約524万件存在しており、正しい名寄せを行うことができないという問題点が確認された。そこで、社会保険庁は、当該年金記録について払出簿等を確認の上、氏名等の補正作業を実施した。

しかし、払出簿等に記載が無かったり、オンラインシステム上に事業所情報が収録されていなかったり、生年月日が実在しない日付であったりなどしていたため、氏名等の補正作業が困難とされているものが21年2月現在で26,354件存在している状況である。

上記約524万件の補正作業を実施した後、社会保険庁は、19年11月から20年3月までの間に、すべての年金受給者及び被保険者等のオンラインシステム上の記録との名寄せを実施した。その結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性

のある未統合記録は、20年3月現在で約1172万件であった。

b ねんきん特別便等の実施状況 (29～47ページ参照)

(a) 社会保険庁は、すべての年金受給者及び被保険者等約1億0873万人に対して年金記録を確認してもらうため、ねんきん特別便の発送を20年10月末までに終えている。

()上記のうち、約5095万件の未統合の年金記録の中に本人の基礎年金番号に結び付くと思われる記録が存在しているのに、加入履歴のチェックポイントが示されていないなど、その様式等が必ずしも十分ではないものがあった。このことから、より積極的な対応や分かりやすい注意喚起を行うための印刷物を新たに折り込んで3月末までに1,080,917件を、計1億8989万余円で再発送していた。

また、発送対象者の住所不明により返送されたものがあり、社会保険庁は住所の変更について各地方社会保険事務局等に再確認するなどした上で、21年3月末までに約79万件を、計1億8466万余円で再発送していた。

このほか、ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において委託業者への指示等が適切でなかったなどのため、予定どおり発送対象者に到達せず再発送せざるを得なくなり、社会保険庁がその費用を負担して再発送した事態が約51万件、計3301万余円見受けられるなどしていた。

()ねんきん特別便の回答者数は21年5月末現在で約7753万人にとどまっております。未回答者がいまだ約3119万人存在している状況である。また、名寄せ作業の結果、基礎年金番号に結び付く可能性のある記録があるとされた年金受給者においても約40万人の未回答者が存在している。そこで、社会保険庁は、上記年金受給者のほか、やはり基礎年金番号に結び付く可能性のある記録があるとされた年金受給者のうち「訂正無し」と回答した者で、基礎年金番号上の記録と名寄せにより該当した記録に期間の重複が無い者計約87万人について、各社会保険事務所等が中心になり、電話や戸別訪問によるフォローアップ照会を実施してきている。その結果、本人と連絡が取れない者又は回答拒否者が21年5月末現在で37,340人となっている。そして、その数は、フォローアップ照会の実施の進捗と共に増加する傾向にあり、フォローアップ照会を実施したものの、未統合記録が本人のも

のであるか否かを確認するというフォローアップ照会の目的が十分達せられていない状況となっている。

なお、社会保険庁は、電話や戸別訪問によっても本人と連絡が取れない者に対して、未統合記録の一部を記載して回答を求める文書を発送した。

- (b) 社会保険庁は、昭和54年からそれまで一部を除き漢字氏名で収録されていた厚生年金保険の年金記録をカナ氏名で収録することとした。その際、資格喪失被保険者については本人への郵便や事業所を通じてのカナ氏名の確認ができないことから、漢字氏名を一般的な読み方により自動的にカナに変換する「漢字カナ変換辞書」を使用してカナ氏名を収録した。このため、一般的な読み方と異なる読み方の氏名については年金記録に正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されており、カナ氏名同士では名寄せができない状況となっていた。そこで、同庁は、これに係る約154万件の年金記録を対象として、払出簿等を確認して漢字氏名を収録する補正作業を実施している。

一方、漢字氏名等の記録の補正作業が完了していないものは平成20年5月現在で計3,330件あった。社会保険庁は、これらの中には、払出簿等を確認しても漢字氏名が判明せず、名寄せして基礎年金番号に統合することが困難なものがあるとしている。

社会保険庁は、補正ができたものについて基礎年金番号の年金記録との名寄せを実施した結果、当該年金記録の持ち主である可能性のある者について、ねんきん特別便とは別に「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)を発送している。

- (c) 社会保険庁は、被保険者等の個人がインターネットにより、年金加入記録の照会を行えるサービスを18年3月から実施している。本システムの開発経費は1億4394万余円、その運用経費は19年度3363万余円、20年度1422万余円となっている。

- c マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録とオンラインシステム上の記録との名寄せ (48ページ参照)

社会保険庁は、マイクロフィルムで管理されている厚生年金保険喪失台帳記録及び船員保険喪失台帳記録の約1466万件のうち、オンラインシステムに収録されていない記録について磁気媒体化し、オンラインシステム上の記録との間

で名寄せを行った。その結果、氏名等が一致した年金記録のうち約139万件についてオンラインシステムへの収録を行った。そして、このうち記録が結び付く可能性がある約68万人（これに係る記録の数約76万件）に対し確認の文書を発送し、21年5月末までに約58万人から回答があった。このうち、約35万人については本人の記録であると確認できたとしている。なお、同年2月までに約27万件の年金記録が基礎年金番号に統合されているとしている。

d オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ （48～52ページ参照）

厚生年金保険及び国民年金に係る年金記録について、社会保険庁が実施したサンプル調査の結果、被保険者名簿等の記録とオンラインシステム上の記録が一致しないものが、厚生年金保険の被保険者名簿等の記録19,979件の1.4%について、国民年金の特殊台帳の記録3,090件の0.1%について、それぞれ見受けられた。

厚生労働省は、このサンプル調査の結果を踏まえて、これら紙台帳等の記録約8.5億件を電子画像化してコンピュータに入力し、検索機能を備えたシステムを整備した上で、オンラインシステム上の記録との計画的な突合せを22年度から行うこととしており、これに必要となる経費は1900億円から2300億円であると試算している。そして、社会保険庁は、突合せを行うため年金情報総合管理・照合システムを開発しているところであり、これに要する経費としては20、21両年度に予算額計66億円を計上している。

e 年金記録相談等の実施状況 （52～60ページ参照）

社会保険庁における年金記録相談等業務には、社会保険事務所等が主体となって実施している年金記録相談等、社会保険庁が民間事業者に業務を委託して実施しているコールセンターでの年金記録電話相談等、市区町村、社会保険労務士等の協力を得て市区町村の窓口、郵便局、農業協同組合等において実施している年金記録相談等がある。

このうち、社会保険事務所等の相談窓口における年金記録の確認件数は、18年8月から20年6月までの累計で約1165万件となっていた。そして、相談窓口で年金記録が判明しなかったため照会申出書により調査の申出を受付したもののなどは約112万件であった。この約112万件のうち、基礎年金番号の年金記録に

収録されていなかった年金記録が判明するなどしたものは約28万件であった。

また、の民間事業者に業務を委託して実施している年金記録電話相談等についてみると、その平均応答率は「ねんきんダイヤル」で38.8%、「ねんきんあんしんダイヤル」で93.1%、「ねんきん特別便専用ダイヤル」で68.5%となっている。そして、「ねんきんダイヤル」及び「ねんきん特別便専用ダイヤル」については、年金受給者又は被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができていない期間が生じていると認められる。

f 標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理問題への取組状況

(61、62ページ参照)

社会保険庁は、標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理が行われた可能性があるとして約6万9千件の年金記録を抽出して、このうち年金受給者に係る約2万件について、20年10月から戸別訪問による聞き取り調査を開始し、21年3月末までにそれをおおむね終了した。その結果、同庁職員の関与を疑わせる旨の回答が1,335件あり、このうち211件は職員が特定できるなど具体性のある内容となっている。社会保険庁は、標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理への職員の関与について調査を行っており、21年7月及び9月に追加調査等の結果が公表され、職員が関与した不適正なぞ及訂正事案が20年9月に公表された調査結果に係る1件のほか、25件確認されたとしている。

(ウ) 年金記録の基礎年金番号への統合等の状況 (63～71ページ参照)

a 年金記録の基礎年金番号への統合及び記録の訂正・回復状況

(a) 社会保険庁は、約5095万件の年金記録については、社会保険事務所等における年金記録相談の実施、ねんきん特別便の発送等により、18年6月から21年3月までの間に、約1010万件の記録について基礎年金番号へ統合を終えたとしている。

約5095万件のうち、名寄せにより基礎年金番号の記録に結び付く可能性があるとしてねんきん特別便を発送したものは約1172万件である。このうち、統合できた記録は約398万件であり、依然として約774万件が統合できないまま残っている状況である。

そして、約5095万件の年金記録のうちには、上記の統合を終えた約1010万件のほか、死亡が判明した者等の記録が約1616万件、説明作業が進展中の記

録が約533万件あるが、その一方で、今後解明を進める年金記録は依然として約1162万件存在している。

これらの年金記録について、社会保険庁は、未統合記録の持ち主であると思われる者に対して照会を行うなどの各種解明作業を行い、それでもなお本人の特定ができない年金記録については、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討するとしている。

また、これらの作業と平行して、22年4月から年金情報総合管理・照合システムによる紙台帳の記録とオンラインシステム上の記録との突合せを実施するとしている。

(b) 社会保険事務所等における年金記録相談において、被保険者等から年金記録照会の申出を受け、被保険者等に対して回答したもののうち、社会保険事務所等の調査により年金記録が判明したが、氏名変更等の届出欄の無い様式の申出書を使用するなどして被保険者等から氏名変更等に係る届出が別途提出されていなかったり、手帳番号の年金記録の基礎年金番号への統合には被保険者等の届出は必要ないのに、これを求めていたりなどしていた。社会保険事務所等においては、被保険者等から氏名変更等の届出が無い場合には、これを提出するよう勧奨したり、被保険者等からの届出が無くとも手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったりなどする必要があったのに、これらのことを行っていないかった。

このため、年金記録の基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われておらず、その結果、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしている事態が見受けられた。

b 再裁定等の実施状況 (72～74ページ参照)

年金受給者について未統合の年金記録のあることが新たに判明した場合は、社会保険事務所等が年金記録を基礎年金番号へ統合する処理を行った後に、社会保険業務センターにおいて再裁定を行う必要がある。

社会保険事務所等から同センターへの再裁定進達件数の増加や時効特例法に基づく事務処理の増加等により、再裁定の申出から年金の支給決定までに要する期間は長期化している。そこで、社会保険庁は、再裁定処理の迅速化のために、職員の増員及び再裁定処理システムの改善を行っており、その結果、21年

3月及び4月の処理件数が19.1万件まで増加する一方、未処理件数は同年1月の82.3万件をピークに減少に転じていて、同年4月には61.7万件となっている。社会保険庁は当分の間500人程度の人員配置及び再裁定処理システム機能の更なる強化を行うこととし、

c 年金受給者等に対する特例的救済施策とその実施状況（74～81ページ参照）

多数の年金記録が訂正・回復されたことに伴い多額の未支給の年金が消滅時効にかかったり、給与からの保険料控除に見合った給付が受けられなかったりするなどの年金受給者等の不利益となる事態が多数発生したことから、このような年金受給者等を特例的に救済するための時効特例法、厚年特例法等が制定されている。

時効特例法に基づく支給決定件数及び金額は、21年4月までの累計では、それぞれ549,536件、2938億2281万余円となっている。時効特例法の対象者には、無年金であった者が新たに年金の受給権を得ることとなった結果、支給決定金額が多額となっている高齢者も見受けられ、適切な時期に適切な額の給付を受けることができなかつたと認められる者が見受けられた。

また、厚年特例法に基づく特例納付保険料の額は、21年5月現在で5億5625万余円となっていて、このうち2億5410万余円が既に納付されている。特例納付保険料の未納付分については、今後、特例法対象事業主等が納付に応じない場合等には、国が特例納付保険料に相当する額を負担する場合がある。

(I) 決算検査報告掲記事項のうち年金記録の正確性に係るもの(82～85ページ参照)

会計検査院は、年金記録の正確性に影響のあるものとして、平成12年度決算検査報告に「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪処理について、その適正化を図るよう改善の措置を要求したもの」を、平成16年度決算検査報告に「健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について」を、それぞれ掲記しており、この指摘の概要及び社会保険庁の執った処置の概要は、次のとおりである。

健康保険又は厚生年金保険が適用される事業所は、事業主の意思にかかわらず、健康保険又は厚生年金保険に加入し、その適用を受けなければならないのに、適用事業所が休業したなどとして全喪届を提出していながら、全喪処理後も引き続き事業を継続していたり、全喪処理後に短期間で事業を再開していた

りしているのに、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けていない事態が見受けられた。

これに対して、社会保険庁は、適用事業所に該当しなくなった場合の届出に関する規定を新たに設け、届書の記載内容を明確に示すとともに適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付させることとしたり、届書の記載内容の調査確認方法などを定めたりするなどした。

健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所が数多くあるとの指摘がなされており、未適用事業所を少なくすることが、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権の確保、事業主間の公平性の確保及び制度の信頼性の確保のために重要と考えられることなどから、両保険の適用促進の実施状況について検査した。

検査したところ、社会保険事務所等の中には適用促進への取組が十分でないものがあつたり、社会保険事務所等に対する社会保険庁の指導内容が必ずしも統一的に実施されていなかったりなどしている状況となっていた。

これに対して、社会保険庁は、社会保険等の適用促進を外部に委託する市場化テストを実施し、その結果を踏まえ、19年度においては一般競争による民間委託を全社会保険事務所等に拡大したり、各地方社会保険事務局に対し各種業界団体等から情報収集等を行い、未適用事業所を的確に把握して適用促進を図るよう指導したりするなどしている。

イ 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況 (86～97ページ参照)

社会保険庁が19年度に契約を締結した220契約(支出済額計91億8510万余円)及び20年度に契約を締結して20年10月31日までに支払を行った267契約(支出済額計135億0542万余円)について検査を実施した。

(ア) 契約方式の適用状況等

社会保険庁が、19、20両年度に締結した上記の契約の契約方式別の状況は、一般競争契約及び随意契約となっており、指名競争契約はなかった。

そして、19、20両年度における契約方式別の件数及び支出済額をみると、件数では、一般競争契約が155件、142件、随意契約が65件、125件となっており、一般競争契約の件数が多くなっていた。

支出済額では、随意契約が、19年度で57億0311万余円となっていて、前記の220契約の支出済額の62.0%を占めていた。一方、20年度で49億4773万余円となっていて、前記の267契約の支出済額の36.6%となっている。

(イ) 一般競争契約の入札実施状況

19、20両年度における一般競争契約の入札者数をみると、1者入札が10件、28件、2者以上4者以下の入札が27件、23件、5者以上の入札が118件、91件となっていた。

そして、業務等の内容別に入札者数をみると、19、20両年度ともに、ねんきん特別便に関する各業務、旧台帳等のデータ入力業務、労働者派遣において、入札者が5者以上の場合が多くなっていた。

(ウ) 随意契約の締結

19年度に随意契約により締結された電話相談業務8契約、バックオフィス業務1契約及び運営サポート業務1契約、計10契約（支出済額計55億9430万余円）においては、いずれの契約においても業務の実施を先行させて、契約書の作成を業務の開始日より後に行っていた。

これらは、会計法に規定されている契約書の作成を行わないまま委託業務が開始されたものであり、このような事態は会計法上適正を欠いているものと認められる。

(I) 契約の履行及びその確認の実施状況

社会保険庁においては、通常業務に係る従前の調達に加えて、19年度以降は年金記録問題に係る調達が相当数増加している。これらの契約については、単価契約であるものが相当数含まれていることから、その支払に当たっては、業務の実施に実際に要した員数等の確認を適切に行うことが極めて重要となっている。

検査したところ、員数等の確認を含む給付の完了の確認の検査は、契約担当官等の補助者である本庁経理課等の職員が検査職員として行うこととされているのに、実際は、調達要求部署の担当職員を確認者として契約業務の履行の確認を行わせて、その確認をもって給付の完了を確認したのものとして検査調書を作成していた。

会計実地検査において上記のような事態が見受けられたので、社会保険庁は、21年6月15日以降、実際に直接給付の完了を確認する調達要求部署の担当職員を

補助者として任命することとした。

(カ) 年金記録電話相談業務等に係る契約の履行の確認の状況

19、20両年度における電話相談業務に係る契約については、業務に従事する管理者、オペレータ等の稼働状況、電話応答数等を日次及び月次で報告させることにより、各月に実施した業務の給付の完了の確認を行っていた。

これらの業務に係る契約においては、業務実施時間数に関する具体的な根拠資料を提出することなどが仕様書等において明示されていなかった。このため、契約の履行確認の際に、支払請求の対象となる業務の実施状況の確認を行うことができず、適切とは認められない事態が見受けられた。

特に、このうち、19年度における「ねんきんあんしんダイヤル」の電話相談業務に係る一部の契約については、業務実施時間数に休憩時間数が含まれていた。しかし、当該休憩時間には業務を実施していないことから、これを支払請求の対象となる業務実施時間数から除外すべきであったと思料される。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(ア) 不適正な事務処理等の防止に係る取組 (99～101ページ参照)

a 不適正な事務処理等の防止に係る通知の発出

社会保険庁は、17年10月以降、不適正な事務処理等の防止に係る各種通知を発出している。これらは、業務改革プログラムの法令遵守又は内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等に係る具体的な取組として、不適正な事務処理等の再発を防止して年金記録の正確性確保を図ることなどを目的としたものであるとしている。

b 不正行為の再発等

社会保険庁は、18年3月に「不正事故防止のための点検事項並びに指定届書及び特定届書の指定について」を発しているが、その後も年金記録の正確性に影響を及ぼす保険料の横領の不正行為が発生している。

(イ) 内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組

(102～111ページ参照)

社会保険庁が実施する内部監査には、業務監察、会計監査及び自治監査があり、18年10月以降、社会保険庁は、業務改革プログラム等における監査部門の機能強化を図っている。

a 内部監査の実施方針等について

業務監査については、年金記録の正確性確保に関するものとして、18年度では事故防止に関する取組状況についての監察及び適正検査を実施すること、19年度では適正検査を拡充すること、20年度では適正検査により重点を置いた監察を行うことなどとなっている。

会計監査については、会計経理の適正性を確保する観点として、18、19、20各年度において、内部牽制体制が実効性を確保できる取組みとなっているか実地に検証を行うことなどとなっている。

b 内部監査の実施状況について

年金記録問題への対応に追われた19年度には、18年度及び20年度と比較して、地方社会保険監察官が単独で業務監査及び会計監査を実施した箇所数が大幅に少なくなっている状況となっている。

業務監査においては、緊張感のある内部監査を行う目的及び不正事故防止の観点から、事前に受検側に通告をしない業務監査も実施しており、その実施対象は、近年、業務監査が実施されていない社会保険事務所等から選定するなどしている。

会計監査においては、現金亡失等の事故防止の観点から、事前に受検側に通告をしない会計監査も実施しており、その実施対象は、業務監査と同様に選定している。

c 内部監査の実施結果について

業務監査においては、実施結果を、 是正指示事項、 指摘事項、 指導事項の三つに区分している。これらの事項は、業務監査の対象である地方社会保険事務局長等に対して、文書で通知されるとともに、是正又は改善のための措置及びその結果について、書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。

会計監査においては、会計監査の結果、是正等を要すると認めた事項（指摘事項）について、会計監査の対象である地方社会保険事務局長等に対して、文書で通知されるとともに、是正等のための措置及びその結果について、書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。

そして、業務監査及び会計監査において、改善内容が不十分な場合には更な

る是正指示又は改善指導を行うとともに、次回の業務監察及び会計監査時に改善状況の確認を行っているとしている。

18、19、20各年度における本庁及びブロック局が実施した業務監察及び会計監査の実施結果を指摘区分ごとの指摘件数についてみると、20年度の業務監察において適正検査により重点を置いた監察を行うこととしたことなどから指摘件数の総数が大幅に増加している状況となっている。

d 内部監査の実施結果の周知について

内部監査の実施結果については、業務監察及び会計監査の対象である地方社会保険事務局長等に対して、実施結果を文書で通知するなどしている。

そして、業務監察の実施結果については、その概要を取りまとめたものを全職員が庁内LANで閲覧できるようになっている。一方、会計監査の実施結果については、その概要を取りまとめたものを会計担当職員に限定して庁内LANで閲覧できるようになっている。

(ウ) 社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等

(112～115ページ参照)

社会保険庁は、21年1月の業務改革プログラムの改定において、「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」について、民間企業等における内部統制の考え方を踏まえながら、社会保険庁における内部統制の強化に取り組むために、金融庁企業会計審議会による内部統制の基本的要素ごとに、これまでに実施した各種の取組を整理するなどしている。これらの社会保険庁の取組のうち、

18年10月の「社会保険業務処理マニュアルの運用開始」及び「監査部門の機能強化」は、独自の判断による事務処理に基因する不適正な事務処理の再発防止を図るため策定されたものであるとしている。

「リスクアセスメント調査の実施」は、業務運営上のリスクを網羅的に把握・分析・評価して、その発生や対応について管理する仕組みを構築するために、業務運営上のリスクを洗い出すものであるとしている。

「社会保険オンラインシステムの刷新」は、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、システムの刷新を進めるものであり、不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェック機能の整備を含むものとなっていて、適正な事務処理を確保するものであるとしている。

また、社会保険庁は、年金記録の正確性を確保するために、「ねんきん定期便の発送」や「インターネットによる年金記録照会」により年金受給者、被保険者等本人が年金記録を確認する仕組みの整備を進めているとしている。

(I) 社会保険庁の廃止及び日本年金機構の設立 (116～118ページ参照)

a 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画

社会保険庁は22年1月に廃止されることが予定されており、厚生年金保険事業及び国民年金事業については、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下にその業務運営を担うことが予定されている。

20年7月に閣議決定された基本計画によれば、

同機構の組織ガバナンスの確立に関する内部統制の仕組みの構築については、「リスクアセスメント調査、業務処理マニュアルの整備を進めることや、内部統制を推進する組織体制を整備するなど、内部統制の強化に早急に取り組む。」ことなどとされている。

監査体制等の整備については、「理事長に直結した内部監査部門を設け」、「会計監査人による会計監査のみならず、業務についても外部監査を活用する。」、「厚生労働省以外の第三者が機構を検査する仕組みについて、今後、法改正も含めた検討を行う。」ことなどとされている。

固定的な三層構造を一掃するための人材登用の仕組みについては、「本部で一括採用を行うとともに、地方の幹部人事も本部で行う。また、本部・地方組織間で全国異動を行い、管理業務と現場業務の経験を通じて幹部を養成することを基本的なキャリアパターンとして確立し、これを人事制度上のルールとする。」ことなどとされている。

年金記録問題への対応については、「現下のいわゆる年金記録問題への対応については、現在、その問題解決に向け、政府において鋭意取組を進めている。一方、基本計画で示した機構の必要人員数は、通常想定される業務をベースにしている。年金記録問題への対応として、一定期間、一定程度の人員・体制がなお必要となる場合も、まずは既定の人員の枠内で最大限の工夫を行うものとし、それでも対応が困難である場合でも、できる限り、外部委託や有期雇用の活用などにより対応するものとする。これに係る具体的な人員については、年金記録問題の進捗状況を踏まえ、早期に検討を進める。

また、いかなる場合でも、機構の他の業務に重大な支障が生じないよう、厚生労働省が責任を持って適切な対応策を講ずる。」こととされている。

b 日本年金機構における内部統制システムの構築等

日本年金機構における内部統制システムの構築についてみると、社会保険庁は、「国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。」ことなどの基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考にして、基本方針を定めているとしている。

この基本方針において、コンプライアンス確保、業務運営における適切なリスク管理、業務の有効性・効率性の確保、適切な外部委託管理、情報の適切な管理・活用、業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、ITへの適切な対応の7事項が柱として位置付けられている。

(2) 所見

年金記録問題に対応するための各種取組については、今後も、社会保険庁（22年1月1日以降は同日に成立する予定の日本年金機構。以下同じ。）において適切に実施されることが必要である。

したがって、社会保険庁は、今後の各種取組の実施に当たっては、次の点に留意することが肝要である。

ア 年金記録問題発生の際の経緯、現状等

(ア) 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況については、基礎年金番号に未統合の年金記録のうち、氏名等の補正作業が困難とされているものや、正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されている年金記録で補正困難とされているものが依然として見受けられる。したがって、22年度以降に運用が開始される年金情報総合管理・照合システム等を有効に活用することにより、正しい氏名等に補正を行うなどして早急に解明する必要がある。

(イ) ねんきん特別便等の実施については、

a 年金記録問題の解決に当たり、ねんきん特別便の発送は被保険者等の本人に年金記録を確認してもらうための有効な手段の一つであるが、ねんきん特別便が被保険者等に到達しないとこの確認をしてもらうことができない。したがっ

て、本人に年金記録を確認してもらうために必要となる様々なアプローチの方法を検討してこれを実施する必要がある。また、ねんきん特別便の未回答者に対しては、今後毎年発送することとなるねんきん定期便においてその回答を促すなどあらゆる機会を捉えて働きかけを行う必要がある。

b ねんきん特別便の作成及び発送のための費用は多額となっており、その作成及び発送について誤りがあれば再発送の費用を要することになる。会計検査院は「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの」として、平成19年度決算検査報告に掲記したところである。今後は、ねんきん定期便が毎年度相当数発送されることから、ねんきん定期便についても再発送の事態を避けるために、慎重にその作成及び発送を行う必要がある。

c フォローアップ照会において、本人と連絡が取れない者又は回答拒否者の数がフォローアップ照会の実施の進捗と共に増加する傾向にあり、フォローアップ照会を実施したものの、未統合記録が本人のものであるか否かを確認するというフォローアップ照会の目的が十分達せられていない状況となっている。そのため、今後もこれらの者に対する照会を継続的に実施していく必要がある。

d インターネットによる年金加入記録の照会サービスは、年金受給者及び被保険者等が自己の年金記録をいつでも閲覧できるように構築したシステムであり、年金記録の正確性に資することができるものであると認められることから、このシステムを十分に活用するための方策を講ずる必要がある。

(ウ) マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録とオンラインシステム上の記録との名寄せ

既に約35万人について本人の記録であると確認できたとしているが、名寄せにより氏名等が一致しなかった年金記録等残る記録については、統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。

(I) オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ

年金情報総合管理・照合システムにより行うこととしているが、システムの開

発及び運用並びに作業人員の配置等に多額の経費が発生することが見込まれている。したがって、その突合せの作業内容が正確性を確保しつつ経済的かつ効率的なものとなるよう、システムの開発に慎重を期し、かつ、その運用後も定期的にその実施方法及び結果についての検証を行い、随時、人員配置、作業方法等の見直しを行っていく必要がある。

(オ) 年金記録電話相談業務等については、被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができていない期間が生じていると認められる。したがって、その実施に当たっては、被保険者等の年金記録電話相談等に対する需要を的確に予測・分析するなどした上で、オペレータを増員するなどして需要に見合った対応席数を確保することにより、応答率の向上に一層努める必要がある。

(カ) 不適正な及訂正処理が行われたとされる者等の迅速な救済を図るために、対象者が役員（事業主を含む。）以外である場合など一定の基準に該当する事案等については、正確性を確保した上で被害者救済のための処理を引き続き迅速に行う必要がある。そして、今後同様の事態が生じないように、事業主等に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執ることなど、再発防止に向けた処置を検討する必要がある。また、職員の関与等、事実関係の調査を引き続き行い、その調査結果を明らかにする必要がある。

(キ) 年金記録の基礎年金番号への統合については、

a 未統合記録5095万件については、ねんきん特別便の発送等により、18年6月から21年3月までの間に、約1010万件の記録について基礎年金番号への統合を終えるなどしているが、今後解明を進める年金記録が21年3月現在で依然として約1162万件存在している。そこで、社会保険庁は、未統合記録の持ち主であると思われる者に対して照会を行うなどの各種解明作業を行った上で、インターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討するとしている。これらのことを含めて、解明・統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。

b 社会保険事務所等における年金記録相談において判明した年金記録について、その基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしている事態が見

受けられた。

これらについては、社会保険事務所等は、被保険者等から氏名変更等に係る届出が無い場合にはこれを提出するよう勧奨したり、被保険者等からの届出が無くとも手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったりなどしてこのような事態については是正を図る必要がある。特に、年金記録の統合により年金給付額が増加すると見込まれる年金受給者については、社会保険庁は、当該年金給付額が早期に支給されるよう、年金の再裁定等の処理の迅速化に更に努める必要がある。

(ク) 再裁定については、再裁定の申出から年金の支給までに要する期間が長期化していることから、社会保険庁は、引き続き未処理案件の処理促進に努めるとともに、再裁定案件の受付及び処理状況等を把握した上で、効果的な人員配置を行うなど一層の処理促進のための方策を検討する必要がある。

(ケ) 年金受給者等に対する特例的救済施策

多額の未支給の年金が消滅時効にかかったり、給与からの保険料控除に見合った給付が受けられなかったりするなど年金受給者等の不利益となる事態が発生することを防止するために、事業主に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執る必要がある。

厚年特例法に係る特例納付保険料については、特例法対象事業主等から納付が行われないなどの場合には、最終的に国が特例納付保険料に相当する額を負担することになるおそれがある。したがって、社会保険庁は適切に文書及び電話による納付勧奨を行っていく必要がある。

イ 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

(ア) 年金記録問題への対応については、各種の取組に要する経費として21年度予算においても当初予算額283億余円、補正予算額518億余円が措置されており、今後も多額の経費が投入されることが予想される。

このため、年金記録問題への対応に係る委託業務等に関して、契約担当部署は、調達要求部署からの調達要求について、調達理由書、業務仕様書等により業務の必要性・妥当性を審査するなどして、調達の適正化を図り、予定価格を適正

に算定し、競争性のある適正な契約手続により契約を締結し、業務の履行状況を適正に確認し、支払行為を適正に行うことはもとより、業務の効果を的確に判断することが必要である。

さらには、これらについては、現在実施している外部の有識者等による事前又は事後の審査を更に厳正に実施することにより、年金記録問題への対応に係る予算の適切な執行に努める必要がある。

(イ) 電話相談業務について、契約の履行確認に当たり支払請求の対象とする業務実施時間数に関する具体的な根拠資料を提出することが仕様書等において明示されていないことなどから、業務の実施状況の確認が十分に行われていないと史料される事態等については、今後、同様な事態が生じないように再発防止に努める必要がある。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

社会保険庁は、21年1月に業務改革プログラムの項目を整理する改定を行い、年金記録問題への対応、国民サービスの向上、内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等として再編したとしている。

そして、内部統制の仕組みの構築等により、不正行為等の不適正な事務処理等の再発を防止したり、内部監査による不適正な事務処理等の早期発見及び是正に努めたりする必要がある。

また、22年1月に成立する予定の日本年金機構における内部統制システムの構築についてみると、「国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。」ことなどの基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考にして、基本方針を定めているとしている。

この基本方針において、柱として位置付けられた7事項における具体的な取組内容は、いずれも社会保険庁におけるこれまでの年金記録問題への対応で明らかになった課題等について、改善を図るものであるとしている。

社会保険庁は、このような枠組みの中で、各種取組に対する評価を適切に実施して、解決すべき課題を遺漏なく洗い出すなどすることにより、年金記録問題の再発防止に努める必要がある。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、今後とも、年金記録に対する国民の信頼の回復を図るなどのために社会保険庁が実施している各種取組が適切に実施されているかについて、多角的な視点から引き続き厳正に検査していくこととする。

別表 検査対象契約一覧

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
平成19	1	H720応用紙(1P)再裁定処理用の作成	1,618箱	入札	H20.1.17	4,077,360	4,077,360	赤坂印刷(株)	H20.4.21
19	2	ねんきん特別便返信用封筒 Dの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.10	5,250,000	5,250,000	アコーダ・ビジネス・フォーム(株)	H20.4.22
19	3	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	42名	入札	H19.11.26	①1,549	17,410,996	アソート(株)	H20.3.6
19	4	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	42名	入札	H19.12.3	①1,520	13,654,970	アデコ(株)	H20.2.26 外1回
19	5	入力対象者リストの転記等に係る労働者派遣 自由化業務	50名	入札	H19.8.14	①1,298	46,941,096	アデコ(株)	H19.12.4 外3回
19	6	「ねんきんあんしんダイヤル」目黒臨時電話受付センターの設置、運営業務支援	一式	随契	H19.7.2	178,500,000	178,500,000	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	H19.12.3
19	7	ねんきん特別便返信用封筒 Jの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.11	5,355,000	5,355,000	オキナ(株)	H20.4.22
19	8	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣	210名	入札	H20.2.12	①1,265	32,348,984	キャリアリンク(株)	H20.4.30
19	9	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣	210名	入札	H20.2.12	①1,297	22,079,948	キャリアリンク(株)	H20.4.30
19	10	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	420名	入札	H19.11.19	①1,462	176,260,745	キャリアリンク(株)	H20.4.30
19	11	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	168名	入札	H19.11.26	①1,480	64,008,881	キャリアリンク(株)	H20.4.30
19	12	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	126名	入札	H19.12.3	①1,528	42,821,665	キャリアリンク(株)	H20.4.30
19	13	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣 自由化業務	50名	入札	H19.10.3	①1,246	32,585,586	キャリアリンク(株)	H19.12.19 外2回
19	14	入力対象者リストの転記等に係る労働者派遣 自由化業務	50名	入札	H19.8.14	①1,300	48,603,021	キャリアリンク(株)	H19.12.19 外2回
19	15	ねんきん特別便再送付説明文書の作成	1,100,000枚	入札	H20.2.25	981,750	981,750	九州チューエツ(株)	H20.3.28
19	16	ねんきん特別便追加同封チラシ(再送付分)の作成	1,100,000枚	入札	H20.2.25	1,097,250	1,097,250	九州チューエツ(株)	H20.3.28
19	17	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H19.11.30	⑦9.80	76,364,446	共同印刷(株)	H20.4.28
19	18	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(再発行分)	490,000件	入札	H20.3.12	⑧2.00	46,498,305	共同印刷(株)	H20.4.28
19	19	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(追加分)	500,000件	随契	H20.2.13	⑦6.00	44,579,152	共同印刷(株)	H20.4.28
19	20	ねんきん特別便リーフレット(3)Aの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	10,762,500	10,762,500	共同印刷(株)	H20.4.30
19	21	旧姓職歴の申出に係る追加分周知リーフレットの印刷	335,000枚	随契	H20.2.4	441,094	441,094	光文堂印刷(株)	H20.3.21
19	22	旧姓職歴の申出に係る周知リーフレットの印刷	234,100部	随契	H20.1.21	353,959	353,959	光文堂印刷(株)	H20.2.15
19	23	ねんきん特別便返信用封筒 Aの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.10	3,900,750	3,900,750	光文堂印刷(株)	H20.4.22
19	24	ねんきん特別便返信用封筒の作成 A	1,500,000枚	入札	H19.12.21	4,803,750	4,803,750	光文堂印刷(株)	H20.4.25
19	25	ねんきん特別便返信用封筒の作成 B	1,500,000枚	入札	H19.12.21	4,798,500	4,798,500	光文堂印刷(株)	H20.4.25
19	26	ねんきん特別便送付用窓開 の作成 B	2,250,000枚	入札	H19.12.26	5,835,375	5,835,375	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	27	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) 【追加分】Bの作成	1,125,000枚	入札	H20.1.30	2,953,125	2,953,125	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	28	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) Eの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,245,000	7,245,000	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	29	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) Fの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,140,000	7,140,000	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	30	ねんきん特別便返信用封筒 【追加分】Bの作成	1,250,000枚	入札	H20.1.30	3,924,375	3,924,375	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	31	ねんきん特別便返信用封筒 Bの作成	1,000,000枚	入札	H20.2.28	2,005,500	2,005,500	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	32	ねんきん特別便返信用封筒 Bの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.10	5,250,000	5,250,000	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	33	ねんきん特別便返信用封筒 Cの作成	1,000,000枚	入札	H20.2.28	2,457,000	2,457,000	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	34	ねんきん特別便返信用封筒 Fの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.10	5,355,000	5,355,000	寿堂紙製品工業(株)	H20.4.22
19	35	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務における追加作業	一式	随契	H20.1.23	8,152,845	8,152,845	小林クリエイイト(株)	H20.4.30
19	36	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.1.16	⑥7.00	69,876,474	小林クリエイイト(株)	H20.4.30
19	37	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	400,000件	入札	H20.3.11	⑧4.80	35,616,000	小林クリエイイト(株)	H20.4.28
19	38	ねんきん特別便リーフレット(3)Jの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,731,250	12,731,250	三松堂印刷(株)	H20.4.22
19	39	旧台帳データ入力業務委託	660,000件	入札	H19.11.27 H20.2.8	⑩12.80	8,913,663	シティコンピュータ(株)	H20.4.25

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形 態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
19	40	「ねんきん特別便」追加同封用チラシ(年金受給者用)の印刷	400,000枚	随契	H20.1.28	693,000	693,000	大新舎印刷(株)	H20.2.13
19	41	「ねんきん特別便」追加同封用チラシ(被保険者用)の印刷	600,000枚	随契	H20.1.30	913,500	913,500	大新舎印刷(株)	H20.2.22
19	42	「ねんきん特別便」の事業主経路による配付・回収依頼周知用チラシの作成	1,873,000枚	随契 (不落)	H20.2.25	2,281,314	2,281,314	大新舎印刷(株)	H20.3.18
19	43	目黒臨時電話受付センターにおける不燃ゴミ等の収集(産業廃棄物処理)	1,500kg	随契	H19.6.11	40	67,410	高嶺清掃(株)	H19.12.12
19	44	いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するチラシの印刷	156,700枚	随契	H20.3.11	282,450	282,450	薦友印刷(株)	H20.4.2
19	45	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)Dの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,350,000	7,350,000	ツバメ工業(株)	H20.4.22
19	46	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)Gの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,218,750	7,218,750	ツバメ工業(株)	H20.4.22
19	47	ねんきん特別便返信用封筒Iの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.11	5,040,000	5,040,000	ツバメ工業(株)	H20.4.22
19	48	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	42名	入札	H19.11.19	①1,476	18,830,327	テンブロス(株)	H20.3.24
19	49	旧台帳データ入力業務委託	5,000,000件	入札	H19.11.27 H20.2.8	⑨9.80	38,882,836	東京ソフト(株)	H20.3.11 外1回
19	50	ねんきん特別便に関する「確認ハガキ」及び「年金加入記録照会票」等の仕分け・データ入力業務	一式	入札	H20.1.31	複数単価契約	11,094,363	東京ソフト(株)	H20.4.30
19	51	旧台帳データ入力業務委託	3,500,000件	入札	H19.11.27 H20.2.8	⑥6.20	31,697,613	東京都ビジネスサービス(株)	H20.4.25
19	52	事業所名称等データ入力業務委託	57,500件	入札	H19.11.6	②21.00	1,391,355	東京都ビジネスサービス(株)	H20.4.28
19	53	事業所名称等データ入力業務委託	57,500件	入札	H19.11.6	②24.00	1,590,145	東京都ビジネスサービス(株)	H20.4.28
19	54	「ねんきん特別便」追加同封用チラシ(年金受給者用)の印刷	510,000件	随契	H20.2.29	578,340	578,340	東洋紙業(株)	H20.4.2
19	55	ねんきん特別便にの作成及び発送準備業務における追加作業	一式	随契	H20.1.23	7,278,750	7,278,750	東洋紙業(株)	H20.4.30
19	56	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.1.16	⑦70.00	77,893,903	東洋紙業(株)	H20.4.28
19	57	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	300,000件	入札	H20.3.11	⑧84.75	26,696,250	東洋紙業(株)	H20.4.28
19	58	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)(再送付分)の作成	1,100,000枚	入札	H20.2.25	3,003,000	3,003,000	東洋ビジネス印刷(株)	H20.4.22
19	59	被保険者記録照会回答票用窓開封筒(アドヘア糊付)の作成【地方庁用】	1,615,000枚	入札	H19.12.3	7,223,895	7,223,895	東洋ビジネス印刷(株)	H20.1.21 外2回
19	60	「ねんきん特別便」追加同封用チラシ(年金受給者用)の印刷	200,000枚	随契	H20.1.30	304,500	304,500	トッパン・フォームズ(株)	H20.3.7
19	61	「ねんきん特別便」追加同封用チラシ(年金受給者用)の印刷	450,000枚	随契	H20.1.30	685,125	685,125	トッパン・フォームズ(株)	H20.3.7
19	62	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)Jの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,245,000	7,245,000	トッパン・フォームズ(株)	H20.4.22
19	63	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務における追加作業	一式	随契	H20.1.23	2,616,216	2,616,216	トッパン・フォームズ(株)	H20.4.30
19	64	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H19.11.30	⑦79.80	76,570,475	トッパン・フォームズ(株)	H20.2.29 外1回
19	65	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(再発行分)	600,000件	入札	H20.3.12	⑧80.00	45,432,828	トッパン・フォームズ(株)	H20.4.30
19	66	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(追加分)	500,000件	随契	H20.2.13	⑤58.00	37,845,938	トッパン・フォームズ(株)	H20.4.30
19	67	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.1.16	⑦70.00	75,513,825	トッパン・フォームズ(株)	H20.4.30
19	68	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(追加分)	1,000,000件	入札	H20.3.4	⑤56.00	58,755,253	トッパン・フォームズ(株)	H20.4.30
19	69	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	400,000件	入札	H20.3.11	⑦76.00	31,920,000	トッパン・フォームズ(株)	H20.4.30
19	70	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)Cの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,087,500	7,087,500	ナカバヤシ(株)	H20.4.22
19	71	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	700,000件	入札	H20.3.11	⑧85.00	62,475,000	ナカバヤシ(株)	H20.4.28
19	72	ねんきん特別便返信用封筒Kの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.11	5,355,000	5,355,000	ナカバヤシ(株)	H20.4.22
19	73	ねんきん特別便に関する文書受付等業務	3,502,000件	入札	H20.1.17	⑨9.20	17,099,146	日本証券代行(株)	H20.4.30
19	74	旧姓職歴の申出に係る周知用リーフレット及びポスターの梱包及び発送業務	一式	随契	H20.1.24	182,910	182,910	日本通運(株)	H20.3.14
19	75	被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会回答票送付用窓開封筒の梱包及び発送業務	一式	入札	H19.12.18	4,893,000	4,893,000	日本通運(株)	H20.4.30
19	76	ねんきん特別便にの作成及び発送準備業務における追加作業	一式	随契	H20.1.23	6,957,157	6,957,157	日本電算機用品(株)	H20.4.30
19	77	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.1.16	⑦72.00	71,559,331	日本電算機用品(株)	H20.4.28
19	78	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	300,000件	入札	H20.3.11	⑧84.80	26,712,000	日本電算機用品(株)	H20.4.28
19	79	「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務	一式	随契	H19.7.2	複数単価契約	811,646,171	ピーウィズ(株)	H19.10.12 外2回

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
19	80	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	400,000件	入札	H20.3.11	84,000	35,280,000	光ビジネス フォーム(株)	H20.4.28
19	81	ねんきん特別便返信用封筒(A)の作成	1,000,000枚	入札	H19.11.13	3,381,000	3,381,000	光文堂印刷(株)	H20.4.22
19	82	旧帳簿同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣	210名	入札	H20.2.12	1,298	32,680,278	ヒューマンリソ シア(株)	H20.4.30
19	83	再裁定事務処理業務に係る労働者派遣 自由化業務	20名	入札	H20.1.16	1,227	6,348,100	ヒューマンリソ シア(株)	H20.4.30
19	84	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	126名	入札	H19.11.26	1,499	49,462,176	ヒューマンリソ シア(株)	H20.4.30
19	85	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	26名	入札	H20.2.4	1,347	9,921,068	ヒューマンリソ シア(株)	H20.4.30
19	86	入力対象者リストの転記等に係る労働者派遣 自由化業務	50名	入札	H19.8.14	1,308	47,449,679	ヒューマンリソ シア(株)	H19.11.26 外4回
19	87	旧帳簿同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る備品の賃貸借 コピー機	一式	入札	H20.2.28	複数単価契約	684,740	富士ゼロックス (株)	H20.4.28
19	88	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	42名	入札	H19.11.19	1,480	18,689,056	富士ソフトサー ビスビューロ(株)	H20.1.16 外2回
19	89	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	42名	入札	H19.11.26	1,480	15,513,564	富士ソフトサー ビスビューロ(株)	H20.2.26 外1回
19	90	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	42名	入札	H19.12.3	1,460	13,226,183	富士ソフトサー ビスビューロ(株)	H20.2.26 外1回
19	91	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣 自由化業務	50名	入札	H19.10.3	1,278	34,093,613	富士ソフトサー ビスビューロ(株)	H19.12.4 外2回
19	92	入力対象者リストの転記等に係る労働者派遣 自由化業務	50名	入札	H19.8.14	1,317	53,196,942	富士ソフトサー ビスビューロ(株)	H19.12.14 外2回
19	93	旧姓履歴の申し出に係る周知用リーフレットの作成	1,870,000枚	入札	H20.1.28	1,674,865	1,674,865	文化堂印刷(株)	H20.2.22
19	94	ねんきん特別便追加同封チラシの作成	4,800,000枚	入札	H20.2.5	4,485,600	4,485,600	文化堂印刷(株)	H20.3.21
19	95	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) Kの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,271,250	7,271,250	丸菱紙工(株)	H20.4.22
19	96	ねんきん特別便返信用封筒 Lの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.11	5,355,000	5,355,000	丸菱紙工(株)	H20.4.22
19	97	「ねんきん特別便」追加同封用チラシの印刷	210,000枚	随契	H20.1.24	319,725	319,725	三松堂印刷(株)	H20.2.12
19	98	「旧姓履歴の申出集中キャンペーン」に係る追加分周知用リーフレットの印刷(関係団体周知用)	198,000枚	随契	H20.2.27	478,170	478,170	ヨシダ印刷(株)	H20.3.21
19	99	「旧姓履歴の申出集中キャンペーン」に係る追加分周知用リーフレットの印刷(都道府県社会保険労務士会周知用)	210,000枚	随契	H20.2.27	507,150	507,150	ヨシダ印刷(株)	H20.3.21
19	100	旧姓履歴の申出に係る追加分周知用ポスターの印刷	10,100枚	随契	H20.2.4	154,833	154,833	ヨシダ印刷(株)	H20.3.4
19	101	旧姓履歴の申出に係る周知用ポスターの印刷	3,900部	随契	H20.1.21	98,280	98,280	ヨシダ印刷(株)	H20.3.4
19	102	「ねんきんあんしんダイヤル」に係るバックオフィス業務	一式	随契	H19.7.2	複数単価契約	792,184,848	(株)KDDIエポ ルバ	H19.9.21 外5回
19	103	「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務	一式	随契	H19.7.2	複数単価契約	920,917,435	(株)KDDIエポ ルバ	H19.8.27 外3回
19	104	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	42名	入札	H19.11.19	1,390	17,251,496	(株)KDDIエポ ルバ	H19.12.27 外1回
19	105	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.2.7	複数単価契約	79,158,187	(株)KDDIエポ ルバ	H20.4.15 外1回
19	106	ねんきん特別便に係る電話相談業務A	一式	入札	H19.11.30	複数単価契約	271,191,374	(株)KDDIエポ ルバ	H20.3.17 外2回
19	107	ねんきん特別便リーフレット(3)Bの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	10,500,000	10,500,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	108	ねんきん特別便リーフレット(3)Cの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	10,500,000	10,500,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	109	ねんきん特別便リーフレット(3)Dの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,600,000	12,600,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	110	ねんきん特別便リーフレット(3)Eの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,600,000	12,600,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	111	ねんきん特別便リーフレット(3)Fの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,075,000	12,075,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	112	ねんきん特別便リーフレット(3)Gの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,810,000	12,810,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	113	ねんきん特別便リーフレット(3)Hの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,810,000	12,810,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	114	ねんきん特別便リーフレット(3)Iの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,810,000	12,810,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	115	ねんきん特別便リーフレット(3)Kの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,810,000	12,810,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	116	ねんきん特別便リーフレット(3)Lの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.19	12,810,000	12,810,000	(株)アイネット	H20.4.23
19	117	ねんきん特別便リーフレット【追加分】Aの作成	500,000部	入札	H20.1.21	2,887,500	2,887,500	(株)アイネット	H20.3.11
19	118	ねんきん特別便リーフレット【追加分】Bの作成	500,000部	入札	H20.1.21	2,992,500	2,992,500	(株)アイネット	H20.3.11
19	119	ねんきん特別便リーフレット【追加分】Aの作成	1,125,000部	入札	H20.1.30	5,173,875	5,173,875	(株)アイネット	H20.4.23

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
19	120	ねんきん特別便リーフレット【追加分】Bの作成	1,125,000部	入札	H20.1.30	5,079,375	5,079,375	(株)アイネット	H20.4.23
19	121	ねんきん特別便リーフレット【追加分】Cの作成	250,000部	入札	H20.1.30	1,443,750	1,443,750	(株)アイネット	H20.4.23
19	122	ねんきん特別便リーフレットの作成	2,000,000部	入札	H19.11.16	8,799,000	8,799,000	(株)アイネット	H20.1.21
19	123	ねんきん特別便リーフレットの作成 A	2,250,000部	入札	H19.12.21	10,347,750	10,347,750	(株)アイネット	H20.2.21 外2回
19	124	ねんきん特別便リーフレットの作成 B	2,250,000部	入札	H19.12.21	10,158,750	10,158,750	(株)アイネット	H20.2.21 外2回
19	125	ねんきん特別便リーフレットの作成 C	500,000部	入札	H19.12.21	2,551,500	2,551,500	(株)アイネット	H20.2.21
19	126	目黒臨時電話受付センターにおける不燃ゴミ等の収集(一般廃棄物収集運搬処理・産業廃棄物収集運搬)	1,500kg	随契	H19.6.11	複数単価契約	60,674	(株)五十嵐商会	H19.12.12
19	127	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(追加分)	1,000,000件	入札	H20.3.4	82.50	85,204,869	(株)イセトー	H20.4.28
19	128	ねんきん特別便送付用窓開 の作成 C	500,000枚	入札	H19.12.26	1,617,000	1,617,000	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	129	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)(B)の作成	1,000,000枚	入札	H19.11.13	2,740,500	2,740,500	(株)イムラ封筒	H20.1.16 外1回
19	130	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)【追加分】Aの作成	500,000枚	入札	H20.1.21	1,617,000	1,617,000	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	131	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)【追加分】Bの作成	500,000枚	入札	H20.1.21	1,506,750	1,506,750	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	132	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)【追加分】Cの作成	250,000枚	入札	H20.1.30	795,375	795,375	(株)イムラ封筒	H20.4.25
19	133	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)Bの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,271,250	7,271,250	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	134	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)Lの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,323,750	7,323,750	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	135	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)Hの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,087,500	7,087,500	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	136	ねんきん特別便返信用封筒(B)の作成	1,000,000枚	入札	H19.11.13	3,307,500	3,307,500	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	137	ねんきん特別便返信用封筒 Eの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.10	5,292,000	5,292,000	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	138	ねんきん特別便返信用封筒 Nの作成	1,000,000枚	入札	H20.3.11	2,677,500	2,677,500	(株)イムラ封筒	H20.4.23
19	139	被保険者記録照会回答票用窓開封筒(アドヘア糊付)の作成【社会保険業務センター用】	2,796,000枚	入札	H19.12.3	8,367,030	8,367,030	(株)イムラ封筒	H20.4.25
19	140	被保険者記録照会回答票用窓開封筒(アドヘア糊付)の作成【地方庁用】	2,141,000枚	入札	H19.12.3	8,767,395	8,767,395	(株)イムラ封筒	H20.4.25
19	141	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.2.7	複数単価契約	110,421,149	(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ	H20.3.19 外1回
19	142	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託に係る電話料金	一式	随契	H20.2.7	-	322,760	(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ	H20.4.17
19	143	5,000万件の記録についての名寄せ及びねんきん特別便の実施に係るソフトウェア提供サービス	一式	随契	H19.8.30	305,293,215	105,482,415	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	H20.4.30
19	144	5,000万件の年金記録の解明作業に係る記録抽出及びコード変換に係るソフトウェア提供サービス	一式	随契	H19.9.14	19,278,000	19,278,000	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	H19.12.10
19	145	記録管理・基礎年金番号管理システムの年金記録調査に関する問い合わせ対応業務	一式	随契	H20.5.31	1,564,500	462,294,105	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	H20.4.30
19	146	マイクロフィルムにより保管されている1,430万件及び36万件の記録への対応に係るソフトウェア提供サービス	一式	随契	H19.8.30	317,192,400	3,570,000	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	H19.12.6
19	147	目黒臨時電話受付センターにおける空調設備の調整	一式	随契	H19.6.11	519,750	519,750	(株)オーエンス	H19.12.26
19	148	旧姓職歴の申出に係る周知用リーフレットの梱包及び発送業務	一式	随契	H20.1.24	999,810	999,810	(株)オリエンタル物流	H20.3.3
19	149	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る備品の賃貸借 テーブル・椅子(北棟)	一式	入札	H20.2.26	2,438,625	2,438,625	(株)カラサワ	H20.4.25
19	150	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る備品の賃貸借 テーブル・椅子(西棟)	一式	入札	H20.2.26	2,438,625	2,438,625	(株)カラサワ	H20.4.25
19	151	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る備品の賃貸借 テーブル・椅子(南棟)	一式	入札	H20.2.26	2,351,685	2,351,685	(株)カラサワ	H20.4.25
19	152	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借(テーブル・椅子・ロッカー)一式	一式	入札	H19.12.11	5,757,255	5,757,255	(株)カラサワ	H20.1.28 外1回
19	153	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借(テーブル・椅子)一式	一式	入札	H19.12.3	11,067,000	11,067,000	(株)カラサワ	H20.1.21 外1回
19	154	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借 7階東棟(テーブル・椅子)A	一式	随契(不落)	H19.11.29	4,126,500	4,126,500	(株)カラサワ	H20.1.21 外1回
19	155	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借(ロッカー)一式	一式	入札	H19.12.3	2,289,000	2,289,000	(株)カラサワ	H20.1.21 外1回
19	156	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借 7階南棟(テーブル・椅子)B	一式	随契(不落)	H19.11.29	3,831,450	3,831,450	(株)カラサワ	H20.1.21 外1回

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
19	157	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借 7階西棟(テーブル・椅子)C	一式	随契(不落)	H19.11.29	3,994,200	3,994,200	㈱カラサワ	H20.1.21 外1回
19	158	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借 7階北棟(テーブル・椅子)D	一式	随契(不落)	H19.11.29	3,831,450	3,831,450	㈱カラサワ	H20.1.21 外1回
19	159	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借 7階東棟(ロッカー)A	一式	随契(不落)	H19.11.29	698,040	698,040	㈱カラサワ	H20.1.21 外1回
19	160	入力対象者リスト転記等業務に係る備品の賃貸借 7階東棟(ロッカー)B	一式	随契(不落)	H19.11.29	698,040	698,040	㈱カラサワ	H20.1.21 外1回
19	161	ねんきん特別便記録整備業務委託にかかる備品の賃貸借	一式	入札	H20.3.12	10,155,180	10,155,180	㈱カラサワ	H20.4.25
19	162	旧台帳データ入力業務委託	1,000,000件	入札	H19.11.27 H20.2.8	⑩10.50	11,054,643	㈱ケーアイ・システムズ	H20.1.23 外3回
19	163	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務(追加分)	500,000件	入札	H20.3.4	⑩83.00	21,800,311	㈱高速	H20.4.28
19	164	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	500,000件	入札	H20.3.11	⑩85.50	44,887,500	㈱高速	H20.4.28
19	165	厚年旧台帳記録入力対象者リスト作成及びデータ印字等業務	17,300,000件	入札	H19.8.22	⑩0.22	4,021,788	㈱コタニ	H20.4.23
19	166	被保険者記録照会回答票【地方庁用】の作成	3,736,000セット	入札	H20.1.18	8,708,616	8,708,616	㈱コタニ	H20.4.25
19	167	被保険者記録照会回答票の作成【社会保険業務センター用】	2,822,000セット	入札	H19.12.6	6,874,392	6,874,392	㈱コタニ	H20.1.21 外1回
19	168	ねんきん特別便リーフレット(再送付分)の作成	1,100,000部	入札	H20.2.25	4,931,850	4,931,850	㈱ジェービーエフ	H20.4.22
19	169	被保険者記録照会回答票の作成【地方庁用】	2,357,000セット	入札	H19.12.6	6,088,131	6,088,131	㈱第一印刷所	H20.1.21 外1回
19	170	「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務	一式	随契	H19.7.2	複数単価契約	508,594,511	㈱テレマーケティングジャパン	H19.8.27 外3回
19	171	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.2.7	複数単価契約	215,280,921	㈱テレマーケティングジャパン	H20.3.19 外1回
19	172	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託に係る電話料金	一式	随契	H20.2.7	-	231,952	㈱テレマーケティングジャパン	H20.4.21
19	173	旧台帳データ入力業務委託	1,000,000件	入札	H19.11.27 H20.2.8	⑦7.60	4,370,841	㈱電算システム	H20.4.25
19	174	雑誌媒体による広告掲載 一式	一式	入札	H20.2.12	7,342,387	7,342,387	㈱電通	H20.4.30
19	175	旧台帳業務及び特別便業務の実施に伴う事務室の電源工事	一式	随契	H20.3.6	10,290,000	10,290,000	㈱東京ビッグサイト	H20.4.30
19	176	旧台帳記録の漢字氏名入力対象者リストの転記等業務の実施に伴う事務室の賃貸借	一式	随契	H19.11.29	104,924,484	104,924,484	㈱東京ビッグサイト	H19.12.17 外2回
19	177	旧台帳記録の漢字氏名入力対象者リストの転記等業務の実施に伴う事務室の賃貸借に係る電気料等	一式	随契	H19.11.29	-	1,909,709	㈱東京ビッグサイト	H20.1.24 外3回
19	178	ねんきん特別便に関する記録整備のための事務室の賃貸借	一式	随契	H20.1.31	29,487,360	29,487,360	㈱東京ビッグサイト	H20.2.26 外1回
19	179	旧台帳データ入力業務委託	2,500,000件	入札	H19.11.27 H20.2.8	⑨9.49	24,990,756	㈱東計電算	H20.4.25
19	180	時効特例給付業務に係る労働者派遣【自由化業務】	62名	入札	H19.11.9	⑩1,248	27,493,825	㈱日経スタッフ	H19.12.27 外3回
19	181	ねんきん特別便追加同封チラシの作成	2,600,000枚	入札	H20.1.31	2,538,900	2,538,900	㈱ネッツ	H20.4.11
19	182	「旧姓職歴の申出集中キャンペーン」に係る追加分周知用リーフレットの梱包及び発送(関係団体周知用)	一式	随契	H20.2.27	349,860	349,860	㈱ピーアンドディーヒロサワ	H20.3.21
19	183	旧姓職歴の申出に係る追加分周知用リーフレット及びポスターの梱包及び発送	一式	随契	H20.2.4	100,821	100,821	㈱ピーアンドディーヒロサワ	H20.2.27
19	184	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務における追加作業	一式	随契	H20.1.23	5,361,141	5,361,141	㈱ピーエフ	H20.4.30
19	185	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.1.16	⑦74.50	80,065,008	㈱ピーエフ	H20.4.28
19	186	5,000万件の記録についての名寄せ及びねんきん特別便の実施に係るシステム開発	一式	随契	H19.8.30 H19.9.28	545,701,800	545,701,800	㈱日立製作所	H20.4.30
19	187	過年度分の支払額が含まれる場合の源泉徴収に係る作業委託	一式	随契	H20.2.12	4,816,875	4,816,875	㈱日立製作所	H20.4.25
19	188	年金記録分析サーバ設備等	一式	随契(不落)	H20.3.14	14,650,656	14,650,656	㈱日立製作所	H20.4.30
19	189	年金時効特例法の施行に伴うシステム開発について(過年度源泉徴収票算出機能)の実施に係るシステム設計業務	一式	随契	H20.2.12	14,004,375	14,004,375	㈱日立製作所	H20.4.24
19	190	平成20年度5月支払期(3月11日登録分)に向けた税更正データ作成	一式	随契	H20.3.5	1,719,375	1,719,375	㈱日立製作所	H20.4.30
19	191	入力対象者リストの転記等業務に係る労働者派遣	168名	入札	H19.11.26	⑩1,580	65,900,061	㈱フルキャスト	H20.4.30
19	192	「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務	一式	随契	H19.7.2	複数単価契約	346,265,192	㈱ベルシステム24	H19.9.18 外2回
19	193	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.2.7	複数単価契約	109,812,517	㈱ベルシステム24	H20.4.23 外1回
19	194	厚生年金保険及び船員保険に係る旧台帳マイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務	一式	入札	H19.8.22	複数単価契約	189,549,024	㈱マイクロフィッシュ	H20.2.29

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
19	195	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) Iの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,192,500	7,192,500	㈱ムトウユニバック	H20.4.22
19	196	ねんきん特別便返信用封筒【追加分】Aの作成	1,250,000枚	入札	H20.1.30	3,832,500	3,832,500	㈱ムトウユニバック	H20.4.22
19	197	ねんきん特別便返信用封筒 Aの作成	1,000,000枚	入札	H20.2.28	2,079,000	2,079,000	㈱ムトウユニバック	H20.4.22
19	198	ねんきん特別便返信用封筒 Gの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.10	5,355,000	5,355,000	㈱ムトウユニバック	H20.4.22
19	199	ねんきん特別便返信用封筒 Hの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.11	5,250,000	5,250,000	㈱ムトウユニバック	H20.4.22
19	200	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.2.7	複数単価契約	170,256,798	㈱もしもしホットライン	H20.4.3 外1回
19	201	ねんきん特別便に係る電話相談業務B	一式	入札	H19.11.30	複数単価契約	286,300,181	㈱もしもしホットライン	H20.3.10 外2回
19	202	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)(A)の作成	1,000,000枚	入札	H19.11.13	2,803,500	2,803,500	㈱山口封筒店	H19.12.27 外1回
19	203	ねんきん特別便返信用封筒 Cの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.10	5,250,000	5,250,000	㈱山口封筒店	H20.4.22
19	204	旧台帳データ入力業務委託	1,000,000件	入札	H19.11.27 H20.2.8	⑩12.50	12,200,167	㈱リビング・テレマーケティング	H20.1.23 外3回
19	205	ねんきん特別便送付用窓開 の作成A	2,250,000枚	入札	H19.12.26	6,142,500	6,142,500	㈱高春堂	H20.4.22
19	206	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付)【追加分】Aの作成	1,125,000枚	入札	H20.1.30	3,106,687	3,106,687	㈱高春堂	H20.4.22
19	207	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) Aの作成	2,500,000枚	入札	H20.2.26	7,560,000	7,560,000	㈱高春堂	H20.4.22
19	208	ねんきん特別便返信用封筒 Mの作成	2,000,000枚	入札	H20.3.11	5,355,000	5,355,000	㈱高春堂	H20.4.22
19	209	被保険者記録照会回答票用窓開封筒(アドヘア糊付)の作成【地方庁用】	1,551,000枚	入札	H19.12.3	8,452,174	8,452,174	㈱高春堂	H20.1.21 外2回
19	210	年金記録問題作業委員会に供する弁当の購入	13個	随契	H20.2.8	19,500	19,500	(有)エスタリーカ	H20.2.22
19	211	年金記録問題作業委員会に供する弁当の購入	14個	随契	H20.2.15	21,000	21,000	(有)エスタリーカ	H20.2.29
19	212	年金記録問題作業委員会に供する弁当の購入	13個	随契	H20.3.7	19,500	19,500	(有)エスタリーカ	H20.4.2
19	213	旧台帳同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る備品の賃貸借 ロッカー	一式	入札	H20.2.26	1,382,535	1,382,535	(有)タケマエ	H20.4.30
19	214	いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するチラシの梱包及び発送業務	一式	随契	H20.3.12	44,100	44,100	(有)福田商会	H20.4.11
19	215	第2号被保険者にお知らせする「ねんきん特別便」を事業主に配付・回収依頼するための周知用チラシの梱包及び発送業務	一式	随契	H20.3.4	945,000	945,000	(有)福田商会	H20.3.26
19	216	厚生年金保険手帳番号払出簿の転記及び入力等に係る労働者派遣	24,030h	入札	H19.9.25	⑩1,453	34,948,677	アテック㈱	H19.12.17 外2回
19	217	年金手帳払出簿複写作業	460,459件	入札	H19.9.4	⑩32	14,956,468	㈱ムサシ 東京第一支店	H20.1.30
19	218	厚生年金届書入力業務に係る労働者派遣	10,976h	入札	H19.10.15	⑩1,242	14,229,303	㈱KOSMO	H20.2.21
19	219	厚生年金保険関係届書入力業務に係る労働者派遣	2,513h	入札	H20.3.3	⑩1,198	3,513,398	㈱KOSMO	H20.4.21
19	220	記号簿の電子化に伴うパンチ業務	351,808件	入札	H20.3.6	⑩10.00	4,040,673	京都工業㈱	H20.4.24
20	1	受給者特別便実施円滑化推進会議にかかる手話通訳業務	一式	随契	H20.4.24	17,440	17,440	(財)全日本ろうあ連盟	H20.9.4
20	2	聴覚障害者団体との打ち合わせに係る手話通訳業務	一式	随契	H20.5.23	5,570	5,570	(財)全日本ろうあ連盟	H20.9.4
20	3	「ねんきん特別便」の周知資料の点字翻訳業務	一式	随契	H20.7.29	3,200	3,200	(福)日本点字図書館	H20.8.27
20	4	ねんきん特別便返信用封筒 追加分Cの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	2,887,500	2,887,500	アコーダー・ビジネス・フォーム㈱	H20.8.8
20	5	「ねんきん特別便」広報用チラシの梱包及び発送	一式	随契	H20.7.3	117,264	117,264	朝日梱包㈱	H20.9.18
20	6	再裁定事務処理業務にかかる労働者派遣	75名	入札	H20.4.10	⑩1,236	34,978,963	アデコ㈱	H20.7.30 外2回
20	7	台帳記録の突合作業に使用する消耗品の購入	一式	入札	H20.4.1	4,235,805	4,235,805	エイコウ商事(有)	H20.8.1
20	8	ねんきん特別便(未回答者への勧奨状)の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.21	⑦7.60	7,740,600	江馬印刷㈱	H20.9.3
20	9	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務A	2,000,000件	入札	H20.5.30	⑩158	15,261,472	江馬印刷㈱	H20.9.29
20	10	ねんきん特別便返信用封筒 追加分Eの印刷	1,000,000枚	入札	H20.5.8	3,150,000	3,150,000	オキナ㈱	H20.8.6
20	11	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務委託	1,250,000件	入札	H20.8.1	⑩85.80	48,966,167	カワセコンピュータサプライ㈱	H20.10.30
20	12	時効特例業務等にかかる備品の賃貸借 コピー機	一式	入札	H20.5.28	複数単価契約	429,046	キャンノンマーケティングジャパン㈱	H20.8.6 外3回

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
20	13	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣(5号事務用機器操作)(1)~(5)	210名	随契	H20.4.1	①1,297	45,787,979	キャリアリンク(株)	H20.6.18
20	14	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣(自由化業務)(1)~(5)	210名	随契	H20.4.1	①1,265	44,254,616	キャリアリンク(株)	H20.6.18
20	15	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣(自由化業務)(1)~(3)	126名	入札	H20.4.9	①1,433	17,945,753	キャリアリンク(株)	H20.6.18
20	16	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣(自由化業務)(1)~(6)	294名	入札	H20.4.9	①1,402	32,682,541	キャリアリンク(株)	H20.6.18
20	17	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣(自由化業務)(1)~(4)	168名	随契	H20.5.1	①1,701	14,723,622	キャリアリンク(株)	H20.7.11
20	18	1,466万件の「記録のお知らせ」に係る通知発送後の対応に伴う労働者派遣	70名	随契(不落)	H20.6.19	①1,569	34,225,002	キャリアリンク(株)	H20.8.15 外2回
20	19	コンピューターの記録と国民年金被保険者台帳の記録の突合せ等業務にかかる労働者派遣 自由化業務A	208名	入札	H20.4.1	①1,282	162,970,858	キャリアリンク(株)	H20.7.14 外3回
20	20	コンピューターの記録と国民年金被保険者台帳の記録の突合せ等業務にかかる労働者派遣 自由化業務B	286名	入札	H20.4.1	①1,267	236,343,076	キャリアリンク(株)	H20.7.14 外3回
20	21	コンピューターの記録と国民年金被保険者台帳の記録の突合せ等業務にかかる労働者派遣 自由化業務C	182名	入札	H20.4.1	①1,253	150,496,075	キャリアリンク(株)	H20.7.14 外3回
20	22	コンピューターの記録と国民年金被保険者台帳の記録の突合せ等業務にかかる労働者派遣 自由化業務D	494名	入札	H20.4.1	①1,220	388,782,951	キャリアリンク(株)	H20.7.14 外3回
20	23	いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するチラシの印刷	一式	入札	H20.4.8	2,742,642	2,742,642	九州チューエツ(株)	H20.8.6
20	24	「ねんきん特別便」広報用チラシの作成	一式	入札	H20.7.2	840,267	840,267	九州チューエツ(株)	H20.8.27
20	25	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	2,500,000件	入札	H20.4.2	⑧86.00	288,986,096	共同印刷(株)	H20.7.17
20	26	ねんきん特別便リーフレット その2Bの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	29,647,275	29,647,275	共同印刷(株)	H20.6.27 外2回
20	27	ねんきん特別便リーフレット その2Eの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	28,552,125	28,552,125	共同印刷(株)	H20.6.27 外2回
20	28	ねんきん特別便リーフレット その2Fの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	28,239,225	28,239,225	共同印刷(株)	H20.6.27 外2回
20	29	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.2	⑧86.00	134,034,457	高速紙工業(株)	H20.7.17
20	30	年金記録確認のお知らせの作成及び発送準備業務	28,000件	随契(不落)	H20.6.17	①160	4,276,776	高速紙工業(株)	H20.9.4
20	31	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務委託	2,000,000件	入札	H20.8.1	⑧85.20	82,971,553	巧能印刷(株)	H20.10.1 外1回
20	32	ねんきん特別便返信用封筒 Bの作成	7,800,000枚	入札	H20.4.11	13,759,200	13,759,200	寿堂紙製品工業(株)	H20.8.6 外1回
20	33	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Aの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.15	19,790,925	19,790,925	寿堂紙製品工業(株)	H20.7.23 外1回
20	34	ねんきん特別便返信用封筒 追加分Dの印刷	1,000,000枚	入札	H20.5.8	3,045,000	3,045,000	寿堂紙製品工業(株)	H20.8.11
20	35	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) 追加分Cの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	3,150,000	3,150,000	寿堂紙製品工業(株)	H20.8.8
20	36	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	2,000,000件	入札	H20.4.2	⑧86.00	184,671,265	小林クリエイイト(株)	H20.8.6
20	37	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	750,000件	随契	H20.4.1	⑧84.00	66,150,000	小林クリエイイト(株)	H20.6.27
20	38	いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するチラシの印刷(市区町村送付用・本人送付用)	391,150枚	随契	H20.5.12	525,000	525,000	山藤三陽印刷(株)	H20.8.14
20	39	ねんきん特別便リーフレット 追加分Aの作成	2,000,000部	入札	H20.5.8	7,938,000	7,938,000	三松堂印刷(株)	H20.9.17
20	40	ねんきん特別便リーフレット 追加分Bの作成	2,000,000部	入札	H20.5.8	7,560,000	7,560,000	三松堂印刷(株)	H20.9.17
20	41	厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律の施行状況報告書の印刷	2,515冊	随契	H20.6.19	102,989	102,989	大新舎印刷(株)	H20.9.4
20	42	ねんきん特別便記録整備業務委託にかかる備品の賃貸借	一式	入札	H20.5.22	9,594,900	3,837,960	ダイワラクダ工業(株)	H20.8.11 外3回
20	43	1,466万件の「記録のお知らせ」に係る通知発送後の対応に伴う備品の賃貸借 軽量棚・ロッカー	一式	入札	H20.6.18	5,378,100	5,378,100	ダイワラクダ工業(株)	H20.8.12 外3回
20	44	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務の実施にかかる備品の賃貸借 折りたたみテーブル・OAチェアA	一式	入札	H20.8.19	6,405,000	1,071,000	ダイワラクダ工業(株)	H20.10.21
20	45	ねんきん特別便返信用封筒 Cの作成	7,800,000枚	入札	H20.4.11	13,513,500	13,513,500	ツバメ工業(株)	H20.7.2 外2回
20	46	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Gの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.15	19,165,125	19,165,125	ツバメ工業(株)	H20.6.27 外2回
20	47	「ねんきん特別便」記録整備返信用窓開封筒(INS用水糊つき)の作成	2,400,000枚	入札	H20.8.22	6,224,400	2,852,850	ツバメ工業(株)	H20.10.30

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
20	48	時効特例給付業務に係る労働者派遣自由化業務	99名	入札	H20.4.10	①1,374	58,495,827	テンプロス(株)	H20.9.8 外2回
20	49	聴覚障害者団体との打ち合わせに係る手話通訳業	一式	随契	H20.5.21	5,570	5,570	東京手話通訳等派遣センター	H20.9.4
20	50	ねんきん特別便に関する「確認ハガキ」及び「年金加入記録照会票」等仕分け・データ入力業務(4~6月)	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	69,454,071	東京ソフト(株)	H20.7.18
20	51	厚生年金被保険者台帳の記号番号入力業務A	7,000,000件	入札	H20.7.1	⑤5.00	32,587,101	東京ソフト(株)	H20.9.25
20	52	旧台帳データ入力業務	250,000件	随契	H20.4.7	②8.00	7,238,544	東京ソフト(株)	H20.6.10
20	53	ねんきん特別便に関する「確認ハガキ」及び「年金加入記録照会票」等の仕分け・データ入力業務(7~9月)	一式	随契	H20.6.30	複数単価契約	324,159,506	東京ソフト(株)	H20.8.27 外2回
20	54	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳との突合せ等業務の実施にかかる事務室の賃貸借	一式	随契	H20.8.18	116,751,572	116,751,572	東京建物(株)	H20.9.29
20	55	旧台帳データ入力業務	49,000件	随契	H20.4.7	③35.00	1,797,957	東京都ビジネスサービス(株)	H20.9.3
20	56	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.2	⑧85.00	115,643,813	東京ラインプリンタ印刷(株)	H20.7.17
20	57	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,500,000件	入札	H20.4.2	⑧85.90	164,591,533	東洋紙業(株)	H20.6.27
20	58	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	随契	H20.4.1	⑧82.80	83,755,561	東洋紙業(株)	H20.6.27
20	59	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務委託	2,000,000件	入札	H20.8.1	⑧85.50	72,783,194	東洋紙業(株)	H20.10.23 外1回
20	60	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その1の作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	7,769,727	7,769,727	東洋ビジネス印刷(株)	H20.6.27 外2回
20	61	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Bの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.15	19,963,020	19,963,020	東洋ビジネス印刷(株)	H20.6.27 外2回
20	62	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	3,500,000件	入札	H20.4.2	⑦78.90	356,824,266	トッパン・フォームズ(株)	H20.7.17
20	63	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,300,000件	随契	H20.4.1	⑦76.00	103,740,000	トッパン・フォームズ(株)	H20.6.27
20	64	「記録が結びつく方へのお知らせ」の作成及び発送準備業務	1,021,000件	入札	H20.5.9	①19.00	13,571,845	トッパン・フォームズ(株)	H20.10.23
20	65	ねんきん特別便(未回答者への勸奨状)の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.21	⑦7.80	7,989,877	トッパン・フォームズ(株)	H20.10.29
20	66	ねんきん特別便(未回答者への勸奨状)の作成及び発送準備業務	700,000件	入札	H20.6.17	⑥6.76	3,325,362	凸版印刷(株)	H20.10.3
20	67	ねんきん特別便返信用封筒 Aの作成	7,800,000枚	入札	H20.4.11	14,627,340	14,627,340	ナカバヤシ(株)	H20.7.2 外1回
20	68	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,500,000件	入札	H20.4.2	⑧86.00	183,439,573	ナカバヤシ(株)	H20.6.27
20	69	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,500,000件	随契	H20.4.1	⑧83.00	130,725,000	ナカバヤシ(株)	H20.6.27
20	70	ねんきん特別便(未回答者への勸奨状)の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.21	⑦7.20	7,333,200	ナカバヤシ(株)	H20.9.3
20	71	ねんきん特別便返信用封筒 追加分Bの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	2,782,500	2,782,500	ナカバヤシ(株)	H20.8.8
20	72	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) 追加分Eの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	3,307,500	3,307,500	ナカバヤシ(株)	H20.8.8
20	73	記録データ調査分析支援業務	一式	入札	H20.6.4	9,922,500	9,922,500	日本アイ・ビー・エム(株)	H20.7.24
20	74	記録データ調査分析支援作業 一式	一式	入札	H20.4.28	15,648,045	15,648,045	日本アイ・ビー・エム(株)	H20.7.17
20	75	ねんきん特別便に関する文書受付等業務(4,5月分)	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	106,031,271	日本証券代行(株)	H20.7.31
20	76	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.2	⑧85.70	107,101,496	日本電算機用品(株)	H20.6.27
20	77	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	400,000件	随契	H20.4.1	⑧83.20	34,944,000	日本電算機用品(株)	H20.6.27
20	78	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務C	2,000,000件	入札	H20.5.30	⑧87.60	209,349,604	日本電算機用品(株)	H20.9.3 外2回
20	79	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務委託	2,000,000件	入札	H20.8.1	⑧85.00	2,432,241	日本電算機用品(株)	H20.10.1
20	80	ねんきん特別便(未回答者への勸奨状)の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.21	⑦7.70	7,842,450	日本ユニシス・サプライ(株)	H20.9.26
20	81	ねんきん特別便(未回答者への勸奨状)の作成及び発送準備業務	2,930,000件	入札	H20.9.4	③3.30	9,812,646	日本ユニシス・サプライ(株)	H20.10.30
20	82	ねんきん特別便に係る被保険者記録照会回答票の作成	4,050,000 セット	入札	H20.8.25	10,461,150	2,583,000	日本ユニシス・サプライ(株)	H20.10.30
20	83	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Dの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.15	19,710,600	19,710,600	ハート(株)	H20.7.3 外2回
20	84	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Eの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.15	19,632,375	19,632,375	ハート(株)	H20.7.3 外2回
20	85	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	550,000件	随契	H20.4.1	⑧84.00	48,510,000	光ビジネスフォーム(株)	H20.6.27
20	86	ねんきん特別便(未回答者への勸奨状)の作成及び発送準備業務	1,000,000件	入札	H20.4.21	⑦7.90	8,058,169	光ビジネスフォーム(株)	H20.9.16
20	87	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務C	2,000,000件	入札	H20.5.30	⑧86.00	205,525,868	光ビジネスフォーム(株)	H20.10.30

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
20	88	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣(自由化業務)(1)~(5)	210名	随契	H20.4.1	①1,298	44,341,385	ヒューマンリソシア(株)	H20.9.10
20	89	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務に係る労働者派遣(自由化業務)(7)	42名	入札	H20.4.9	①1,298	5,086,657	ヒューマンリソシア(株)	H20.9.10
20	90	再裁定事務処理業務にかかる労働者派遣	20名	随契	H20.4.1	①1,227	5,414,580	ヒューマンリソシア(株)	H20.10.30
20	91	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務にかかる備品の賃貸借(コピー機(保守含む))	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	630,082	富士ゼロックス(株)	H20.8.21
20	92	ねんきん特別便に係る電話相談業務C	一式	入札	H20.4.9	複数単価契約	311,736,097	富士ソフトサービスビューロ(株)	H20.8.13 外3回
20	93	第2号被保険者に対する「ねんきん特別便」の事業主送付に係る送付状の印刷	384,000枚	随契	H20.6.4	471,744	471,744	八幡印刷(株)	H20.9.4
20	94	受給者特別便実施円滑化推進会議に係る飲物の購入	22本	随契	H20.4.25	2,310	2,310	(株)am/pmジャパン	H20.6.9
20	95	ねんきん特別便に係る電話相談業務A(4~5月)	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	209,664,787	(株)KDDIエボルバ	H20.6.12 外1回
20	96	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託(4~5月)	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	63,673,469	(株)KDDIエボルバ	H20.6.12 外1回
20	97	ねんきん特別便に係る電話相談業務A(6~3月)	一式	入札	H20.4.9	複数単価契約	444,129,461	(株)KDDIエボルバ	H20.7.24 外3回
20	98	ねんきん特別便にかかる電話相談業務(80席増設)	一式	随契	H20.5.30	複数単価契約	25,435,307	(株)KDDIエボルバ	H20.7.25
20	99	ねんきん特別便事後処理等に係る業務委託(4~5月)	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	314,591,742	(株)SBC	H20.6.19
20	100	「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の送付に伴う記録整備(6~7月)	一式	随契	H20.6.2	複数単価契約	363,312,300	(株)SBC	H20.8.25
20	101	ねんきん特別便事後処理等にかかる業務委託(8~3月)	一式	入札	H20.7.3	複数単価契約	167,478,131	(株)SBC	H20.9.19 外1回
20	102	ねんきん特別便事後処理等にかかる業務委託(9~3月)	一式	入札	H20.7.3	複数単価契約	9,997,916	(株)SBC	H20.10.23
20	103	ねんきん特別便リーフレット その1の作成	2,850,000枚	入札	H20.4.10	11,970,000	11,970,000	(株)アイネット	H20.6.27 外2回
20	104	ねんきん特別便リーフレット その2Aの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	30,429,525	30,429,525	(株)アイネット	H20.6.27 外2回
20	105	ねんきん特別便リーフレット その2Hの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	27,956,250	27,956,250	(株)アイネット	H20.6.27 外2回
20	106	ねんきん特別便リーフレット 追加分Cの作成	1,000,000部	入札	H20.5.8	3,937,500	3,937,500	(株)アイネット	H20.8.8
20	107	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,500,000件	入札	H20.4.2	⑧85.80	190,727,646	(株)アテナ	H20.6.27
20	108	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務委託	2,000,000件	入札	H20.8.1	⑧85.80	74,089,475	(株)アテナ	H20.10.29
20	109	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	2,000,000件	入札	H20.4.2	⑧86.00	228,309,914	(株)イセト	H20.7.17
20	110	ねんきん特別便返信用封筒 Dの作成	7,800,000枚	入札	H20.4.11	13,349,700	13,349,700	(株)イムラ封筒	H20.7.23 外2回
20	111	ねんきん特別便返信用封筒 Eの作成	7,800,000枚	入札	H20.4.11	13,104,000	13,104,000	(株)イムラ封筒	H20.7.23 外2回
20	112	ねんきん特別便返信用封筒 Fの作成	7,800,000枚	入札	H20.4.11	12,858,300	12,858,300	(株)イムラ封筒	H20.7.23 外2回
20	113	ねんきん特別便返信用封筒 Gの作成	7,800,000枚	入札	H20.4.11	12,694,500	12,694,500	(株)イムラ封筒	H20.7.23 外2回
20	114	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Fの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.16	19,399,800	19,399,800	(株)イムラ封筒	H20.6.27 外2回
20	115	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Hの作成	7,500,000枚	入札	H20.4.16	19,215,000	19,215,000	(株)イムラ封筒	H20.7.2 外2回
20	116	ねんきん特別便返信用封筒 追加分Aの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	2,131,500	2,131,500	(株)イムラ封筒	H20.8.8
20	117	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) 追加分Aの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	2,845,500	2,845,500	(株)イムラ封筒	H20.8.8
20	118	「年金加入記録照会回答票」回収用封筒の作成	1,400,000枚	入札	H20.6.10	40,425,000	40,425,000	(株)イムラ封筒	H20.8.6
20	119	ねんきん特別便リーフレット その2Cの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	29,177,925	29,177,925	(株)ウイルコ	H20.6.27 外2回
20	120	ねんきん特別便リーフレット その2Dの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	28,927,500	28,927,500	(株)ウイルコ	H20.6.27 外2回
20	121	ねんきん特別便リーフレット その2Gの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.10	27,848,098	27,848,098	(株)ウイルコ	H20.6.27 外2回
20	122	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	123,858,593	(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ	H20.6.12 外1回
20	123	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託に係る電話料金	一式	-	H20.4.1	-	888,419	(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ	H20.6.12 外1回
20	124	ねんきん特別便に係る電話相談業務B	一式	入札	H20.4.9	複数単価契約	370,578,347	(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ	H20.7.25 外3回
20	125	ねんきん特別便に係る電話相談業務Bに係る電話料金	一式	-	H20.4.9	-	2,618,307	(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ	H20.7.25 外3回
20	126	マイクロフィルムにより保管されている1,430万件及び36万件の記録への対応に係るソフトウェア提供サービス	一式	随契	H19.8.30	317,192,400	49,003,500	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	H20.7.14 外4回

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
20	127	5,000万件の記録についての名寄せ及びねんきん特別便の実施に係るソフトウェア提供サービス	一式	随契	H19.8.30	305,293,215	38,694,600	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	H20.7.14 外4回
20	128	いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するチラシの梱包及び発送業務	一式	入札	H20.4.15	892,500	892,500	(株)オリエンタル物流	H20.9.9
20	129	台帳記録の突合作業に係る備品の賃貸借【会議机・肘無椅子A】	一式	随契(不落)	H20.4.2 H21.2.2	9,196,950 9,057,600	5,016,516	(株)カラサワ	H20.7.3 外4回
20	130	台帳記録の突合作業に係る備品の賃貸借【会議机・肘無椅子B】	一式	随契(不落)	H20.4.2 H21.2.2	9,196,950 9,057,600	5,016,516	(株)カラサワ	H20.7.3 外4回
20	131	台帳記録の突合作業に係る備品の賃貸借【会議机・肘無椅子C】	一式	随契(不落)	H20.4.2 H21.2.2	9,196,950 9,057,600	5,016,516	(株)カラサワ	H20.7.3 外4回
20	132	台帳記録の突合作業に係る備品の賃貸借【会議机・肘無椅子D】	一式	随契(不落)	H20.4.2 H21.2.2	9,196,950 9,057,600	5,016,516	(株)カラサワ	H20.7.3 外4回
20	133	台帳記録の突合作業に係る備品の賃貸借 ロッカーA	一式	入札	H20.4.18 H21.2.2	6,344,100 6,247,980	2,883,680	(株)カラサワ	H20.7.3 外4回
20	134	台帳記録の突合作業に係る備品の賃貸借 ロッカーB	一式	入札	H20.4.18 H21.2.2	6,344,100 6,247,980	2,883,680	(株)カラサワ	H20.7.3 外4回
20	135	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務にかかる備品の賃貸借 テーブル・椅子(北棟)	一式	随契	H20.4.1	2,438,625	2,438,625	(株)カラサワ	H20.7.10
20	136	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務にかかる備品の賃貸借 テーブル・椅子(西棟)	一式	随契	H20.4.1	2,438,625	2,438,625	(株)カラサワ	H20.7.10
20	137	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務にかかる備品の賃貸借 テーブル・椅子(南棟)	一式	随契	H20.4.1	2,351,685	2,351,685	(株)カラサワ	H20.7.10
20	138	ねんきん特別便記録整備業務委託に係る備品の賃貸借	一式	随契	H20.4.1	20,310,360	20,310,360	(株)カラサワ	H20.7.3
20	139	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力に係る備品の賃貸借	一式	入札	H20.4.9	6,998,670	6,998,670	(株)カラサワ	H20.6.27
20	140	時効特例業務等にかかる備品の賃貸借 折りたたみテーブル・折りたたみ椅子	一式	入札	H20.5.28	5,507,775	2,203,108	(株)カラサワ	H20.8.8 外3回
20	141	時効特例業務等にかかる備品の賃貸借 ロッカー	一式	入札	H20.5.28	1,502,550	601,020	(株)カラサワ	H20.8.11 外3回
20	142	1,466万件の「記録のお知らせ」に係る通知発送後の対応に伴う備品の賃貸借 折りたたみテーブル・OAチェア・折りたたみ椅子	一式	随契(不落)	H20.6.18	1,914,990	1,914,990	(株)カラサワ	H20.8.11 外3回
20	143	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務の実施にかかる備品の賃貸借 折りたたみテーブル・OAチェアB	一式	入札	H20.8.19	6,966,750	1,161,125	(株)カラサワ	H20.10.17
20	144	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務の実施にかかる備品の賃貸借 折りたたみテーブル・OAチェアC	一式	入札	H20.8.19	6,744,360	1,124,060	(株)カラサワ	H20.10.17
20	145	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務の実施にかかる備品の賃貸借 ロッカーA	一式	入札	H20.8.19	3,505,950	584,325	(株)カラサワ	H20.10.17
20	146	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務の実施にかかる備品の賃貸借 ロッカーB	一式	入札	H20.8.19	3,505,950	584,325	(株)カラサワ	H20.10.17
20	147	ねんきん特別便事後処理等にかかる業務委託に必要な備品の賃貸借 折りたたみテーブル・OAチェア	一式	入札	H20.8.19	8,194,725	1,170,675	(株)カラサワ	H20.10.17
20	148	ねんきん特別便事後処理等にかかる業務委託に必要な備品の賃貸借 棚	一式	入札	H20.8.19	11,657,100	1,665,300	(株)カラサワ	H20.10.17
20	149	厚生年金被保険者台帳の記号番号入力業務B	7,000,000件	入札	H20.7.1	¥5.20	32,315,057	(株)ケーアイ・システムズ	H20.8.19 外1回
20	150	旧台帳データ入力業務	110,000件	随契	H20.4.7	¥32.00	3,652,824	(株)ケーアイ・システムズ	H20.6.6
20	151	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	1,200,000件	随契	H20.4.1	¥83.50	105,210,000	(株)高速	H20.6.19
20	152	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務C	2,000,000件	入札	H20.5.30	¥86.00	213,616,929	(株)高速	H20.8.14 外3回
20	153	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務 第2ブロック	9,679,800枚	入札	H20.4.14	¥14.00	99,634,007	(株)国際マイクロ写真工業社	H20.6.27 外6回
20	154	「記録が結びつく方へのお知らせ」に係る目隠しシールの作成	1,060,000枚	入札	H20.4.22	2,226,000	2,226,000	(株)サトー	H20.6.27
20	155	ねんきん特別便に関する文書受付業務	一式	入札	H20.5.23	複数単価契約	138,067,236	(株)社会保険統計調査会	H20.7.23 外3回
20	156	ねんきん特別便電話相談業務に係る業務委託(4~5月)	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	239,774,901	(株)テレマーケティングジャパン	H20.6.12 外1回
20	157	ねんきん特別便電話相談業務に係る業務委託に係る電話料金	一式	-	H20.4.1	-	518,894	(株)テレマーケティングジャパン	H20.6.12
20	158	ねんきん特別便電話相談業務に係る業務委託(6/1~6/22)	一式	随契	H20.5.30	複数単価契約	85,022,647	(株)テレマーケティングジャパン	H20.7.30

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
20	159	ねんきん特別便にかかる電話相談業務(6/23~3月)	一式	入札	H20.5.27	複数単価契約	380,688,314	㈱テレマーケティングジャパン	H20.7.30 外3回
20	160	コンピューターの記録と国民年金被保険者台帳の記録の突合せ等業務の実施・ねんきん特別便に関する記録整備のための事務室の賃貸借	一式	随契	H20.4.1	517,419,840	517,419,840	㈱東京ビッグサイト	H20.4.24
20	161	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳の記録の突合せ等業務の実施・ねんきん特別便に関する記録整備のための事務室の賃貸借に係る電力料等	一式	-	H20.4.1	-	13,821,162	㈱東京ビッグサイト	H20.6.27 外4回
20	162	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務の実施に伴う事務室の賃貸借	一式	随契	H20.4.1	17,487,414	17,487,414	㈱東京ビッグサイト	H20.4.23
20	163	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務の実施に伴う事務室の賃貸借に係る電力料等	一式	-	H20.4.1	-	1,197,731	㈱東京ビッグサイト	H20.6.27
20	164	国民年金被保険者台帳の記録と突合せ業務の実施に伴う事務室の電源設備等工事	一式	随契	H20.5.1	8,820,000	8,820,000	㈱東京ビッグサイト	H20.7.30
20	165	記録のお知らせにかかる通知発送後の対応等に伴う事務室(TFTビル)の賃貸借	一式	随契	H20.5.23	17,820,973	17,820,973	㈱東京ビッグサイト	H20.7.29
20	166	記録のお知らせにかかる通知発送後の対応等に伴う事務室(TFTビル)の賃貸借に係る電力料等	一式	-	H20.5.23	-	366,560	㈱東京ビッグサイト	H20.8.13 外2回
20	167	ねんきん特別便事後処理に係る業務委託に必要な事務室の賃貸借	一式	随契	H20.8.15	140,247,103	140,247,103	㈱東京ビッグサイト	H20.10.10
20	168	ねんきん特別便に関する記録整備実施に伴う電源工事	一式	随契	H20.8.15	6,772,500	6,772,500	㈱東京ビッグサイト	H20.10.2
20	169	国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務に係るコピー用紙(A4)の購入	500箱	随契	H20.4.25	891,450	891,450	㈱東洋ノーリツ	H20.7.3
20	170	国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務に係るコピー用紙(A4)の購入	500箱	随契	H20.4.25	891,450	891,450	㈱東洋ノーリツ	H20.7.3
20	171	国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務に係るコピー用紙(A4)の購入	500箱	随契	H20.4.25	891,450	891,450	㈱東洋ノーリツ	H20.7.3
20	172	国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務に係るコピー用紙(A4)の購入	500箱	随契	H20.4.25	891,450	891,450	㈱東洋ノーリツ	H20.7.3
20	173	国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務に係るコピー用紙(A4)の購入	500箱	随契	H20.4.25	891,450	891,450	㈱東洋ノーリツ	H20.7.3
20	174	国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務に係るコピー用紙(A4)の購入	500箱	随契	H20.4.25	891,450	891,450	㈱東洋ノーリツ	H20.7.3
20	175	国民年金被保険者台帳の記録との突合せ等業務に係るコピー用紙(A4)の購入	500箱	随契	H20.4.25	891,450	891,450	㈱東洋ノーリツ	H20.7.3
20	176	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 A	1,000箱	入札	H20.5.12	1,816,500	1,816,500	㈱東洋ノーリツ	H20.8.6
20	177	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 B	1,000箱	入札	H20.5.12	1,816,500	1,816,500	㈱東洋ノーリツ	H20.8.6
20	178	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 A	1,000箱	入札	H20.6.30	1,727,250	1,727,250	㈱東洋ノーリツ	H20.8.6
20	179	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 D	1,000箱	入札	H20.6.30	1,573,950	1,573,950	㈱東洋ノーリツ	H20.8.6
20	180	時効特例給付業務に係る労働者派遣【自由化業務】	62名	随契	H20.4.1	¥1,248	11,191,383	㈱日経スタッフ	H20.6.27 外2回
20	181	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務	2,000,000件	入札	H20.4.2	¥86.00	204,350,706	㈱ピーエフ	H20.7.17
20	182	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務 C	2,000,000件	入札	H20.5.30	¥86.00	205,525,869	㈱ピーエフ	H20.9.12 外2回
20	183	年金時効特例法の施行(税対応)の実施にかかるシステム開発業務	一式	随契	H20.4.1	71,077,650	41,708,100	㈱日立製作所	H20.9.26
20	184	「今後解明を進める記録等」(1,975万件)の解明に係るプログラム開発(受給者原簿からの基本項目の抽出に係る開発)	一式	随契	H20.7.14	4,057,200	4,057,200	㈱日立製作所	H20.9.25
20	185	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	120,718,342	㈱ベルシステム24	H20.6.12 外1回
20	186	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務 第1ブロック	9,382,800枚	入札	H20.4.14	¥10.80	66,392,203	㈱マイクロフィッシュ	H20.6.27 外5回
20	187	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務 第3ブロック	8,801,000枚	入札	H20.4.14	¥13.50	77,218,991	㈱ムサシ	H20.8.14 外1回
20	188	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務 第4ブロック	8,380,800枚	入札	H20.4.14	¥14.40	78,762,859	㈱ムサシ	H20.8.14 外1回
20	189	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務 第5ブロック	12,428,400枚	入札	H20.4.14	¥14.30	104,185,597	㈱ムサシ	H20.8.14 外1回
20	190	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務 第6ブロック	5,637,400枚	入札	H20.4.14	¥14.90	56,681,266	㈱ムサシ	H20.8.14 外1回
20	191	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルムの電子化及び印字出力等業務 第7ブロック	8,463,200枚	入札	H20.4.14	¥14.90	81,039,999	㈱ムサシ	H20.8.14 外1回
20	192	ねんきん特別便返信用封筒 Hの作成	7,900,000枚	入札	H20.4.15	12,359,550	12,359,550	㈱ムトウユニバック	H20.6.27 外2回

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
20	193	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) 追加分Dの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	3,150,000	3,150,000	㈱ムトウユニバック	H20.8.8
20	194	ねんきん特別便に係る電話相談業務B	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	248,001,515	㈱もしもしホットライン	H20.6.12 外1回
20	195	ねんきん特別便電話相談に係る業務委託	一式	随契	H20.4.1	複数単価契約	208,259,856	㈱もしもしホットライン	H20.6.12 外1回
20	196	ねんきん特別便に係る電話相談業務D	一式	入札	H20.4.9	複数単価契約	469,562,676	㈱もしもしホットライン	H20.7.25 外3回
20	197	ねんきん特別便に係る電話相談業務E	一式	入札	H20.4.9	複数単価契約	479,617,791	㈱もしもしホットライン	H20.7.25 外3回
20	198	コンピュータの記録と国民年金被保険者台帳との突合せ等業務の実施にかかるコピー機の賃貸借	一式	入札	H20.5.28	複数単価契約	1,125,321	㈱リコー	H20.9.24 外1回
20	199	1466万件の「記録のお知らせ」に係る通知発送後の対応に伴う備品の賃貸借 コピー機	一式	入札	H20.6.18	複数単価契約	1,168,717	㈱リコー	H20.9.18 外1回
20	200	ねんきん特別便送付用窓開封筒(INS用水糊付) 追加分Bの作成	1,000,000枚	入札	H20.5.8	2,761,500	2,761,500	㈱高春堂	H20.8.8
20	201	ねんきん特別便窓開封筒(INS用水糊付) その2Cの作成	7,450,000枚	入札	H20.4.15	19,986,487	19,986,487	㈱高春堂	H20.7.2 外2回
20	202	年金記録問題作業委員会に供する弁当の購入	17個	随契	H20.4.11	25,500	25,500	(有)エスタリーカ	H20.6.9
20	203	年金記録問題作業委員会に供する弁当の購入	17個	随契	H20.6.25	25,500	25,500	(有)エスタリーカ	H20.9.11
20	204	年金記録問題作業委員会に供する弁当の購入	21個	随契	H20.7.25	31,500	31,500	(有)エスタリーカ	H20.9.16
20	205	年金記録問題作業委員会に供する弁当の購入	13個	随契	H20.9.19	19,500	19,500	(有)エスタリーカ	H20.10.10
20	206	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 A	1,000箱	入札	H20.5.19	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.11
20	207	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 B	1,000箱	入札	H20.5.19	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.11
20	208	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 A	1,000箱	入札	H20.5.26	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.6
20	209	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 B	1,000箱	入札	H20.5.26	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.6
20	210	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 C	1,000箱	入札	H20.5.26	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.7
20	211	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 D	1,000箱	入札	H20.5.26	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.6
20	212	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 A	1,000箱	入札	H20.6.2	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.12
20	213	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 B	1,000箱	入札	H20.6.2	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.12
20	214	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 C	1,000箱	入札	H20.6.2	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.12
20	215	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 D	1,000箱	入札	H20.6.2	1,732,500	1,732,500	(有)タケマエ	H20.8.12
20	216	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 A	1,000箱	入札	H20.6.16	1,816,500	1,816,500	(有)タケマエ	H20.8.13
20	217	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 B	1,000箱	入札	H20.6.16	1,816,500	1,816,500	(有)タケマエ	H20.8.13
20	218	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 C	1,000箱	入札	H20.6.16	1,816,500	1,816,500	(有)タケマエ	H20.8.13
20	219	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 D	1,000箱	入札	H20.6.16	1,816,500	1,816,500	(有)タケマエ	H20.8.13
20	220	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 B	1,000箱	入札	H20.6.30	1,674,750	1,674,750	(有)タケマエ	H20.8.29
20	221	台帳記録の突合作業に使用するコピー用紙(A4)の購入 C	1,000箱	入札	H20.6.30	1,617,000	1,617,000	(有)タケマエ	H20.8.29
20	222	旧台帳疑同一人記録リスト出力者の資格記録等の入力業務にかかる備品の賃貸借 ロッカー	一式	随契	H20.4.1	1,382,535	1,382,535	(有)タケマエ	H20.7.10
20	223	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	4,459,770	徳島県社会保険労務士会	H20.6.5 外5回
20	224	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	8,352 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	9,144,765	和歌山県社会保険労務士会	H20.6.10 外5回
20	225	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	50,112 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	58,293,585	千葉県社会保険労務士会	H20.6.11 外5回
20	226	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,568 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	4,860,660	熊本県社会保険労務士会	H20.6.12 外4回
20	227	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	5,706,645	長野県社会保険労務士会	H20.6.17 外5回
20	228	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	50,112 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	44,794,050	愛知県社会保険労務士会	H20.6.17 外4回
20	229	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	6,184 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	6,745,725	香川県社会保険労務士会	H20.6.17 外4回
20	230	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	13,920 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	12,718,860	福岡県社会保険労務士会	H20.6.17 外5回
20	231	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	3,396,540	佐賀県社会保険労務士会	H20.6.17 外4回
20	232	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	6,960 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	7,119,735	秋田県社会保険労務士会	H20.6.18 外4回

年度	通番	契約件名	数量 (予定数量)	契約形態	契約日	契約金額(円)	支出済額(円)	契約の相手方	支払日
20	233	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,568 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	7,554,855	富山県社会保険労務士会	H20.6.18 外4回
20	234	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,568 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	6,729,240	山梨県社会保険労務士会	H20.6.18 外5回
20	235	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	12,528 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	8,986,110	茨城県社会保険労務士会	H20.6.19 外4回
20	236	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	11,136 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	9,320,115	静岡県社会保険労務士会	H20.6.20 外4回
20	237	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	20,880 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	25,246,305	北海道社会保険労務士会	H20.6.25 外5回
20	238	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	6,400 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	8,104,320	福島県社会保険労務士会	H20.6.25 外4回
20	239	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	9,744 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	13,526,625	山形県社会保険労務士会	H20.6.25 外5回
20	240	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	8,348 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	9,630,075	愛媛県社会保険労務士会	H20.6.25 外4回
20	241	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,568 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	7,569,975	宮城県社会保険労務士会	H20.6.25 外4回
20	242	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,568 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	4,952,115	福井県社会保険労務士会	H20.6.27 外4回
20	243	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	2,616 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	1,653,540	長崎県社会保険労務士会	H20.6.27 外4回
20	244	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	2,682,015	大分県社会保険労務士会	H20.6.27 外3回
20	245	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	21,552 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	12,942,720	鹿児島県社会保険労務士会	H20.6.27 外4回
20	246	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	8,352 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	7,088,760	石川県社会保険労務士会	H20.6.27 外4回
20	247	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,568 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	3,564,540	新潟県社会保険労務士会	H20.7.1 外4回
20	248	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	83,528 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	62,672,820	大阪府社会保険労務士会	H20.7.2 外4回
20	249	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	48,720 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	50,852,235	埼玉県社会保険労務士会	H20.7.3 外4回
20	250	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	11,136 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	5,457,112	奈良県社会保険労務士会	H20.7.3 外5回
20	251	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	2,984 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	3,047,100	島根県社会保険労務士会	H20.7.3 外5回
20	252	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.5.1	複数単価契約	3,552,465	沖縄県社会保険労務士会	H20.7.7 外3回
20	253	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	6,960 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	9,821,385	宮城県社会保険労務士会	H20.7.8 外5回
20	254	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	8,352 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	8,071,455	岐阜県社会保険労務士会	H20.7.11 外4回
20	255	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	7,877,940	岡山県社会保険労務士会	H20.7.14 外5回
20	256	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	8,352 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	7,735,665	群馬県社会保険労務士会	H20.7.16 外4回
20	257	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	13,864 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	20,654,235	広島県社会保険労務士会	H20.7.22 外4回
20	258	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,552 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	6,793,815	鳥取県社会保険労務士会	H20.7.24 外5回
20	259	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	5,480 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	5,889,555	山口県社会保険労務士会	H20.7.25 外3回
20	260	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	8,736 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	8,974,980	滋賀県社会保険労務士会	H20.8.1 外3回
20	261	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	3,886,050	青森県社会保険労務士会	H20.8.4 外3回
20	262	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	69,600 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	30,738,960	東京都社会保険労務士会	H20.8.12 外1回
20	263	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	18,104 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	20,123,565	京都府社会保険労務士会	H20.8.12 外2回
20	264	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	10,872 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	10,005,555	三重県社会保険労務士会	H20.8.13 外2回
20	265	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	64,032 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	57,609,090	神奈川県社会保険労務士会	H20.8.18 外1回
20	266	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	4,176 時間外	随契	H20.4.24	複数単価契約	2,922,675	岩手県社会保険労務士会	H20.9.4 外2回
20	267	社会保険事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託	20,776 時間外	随契	H20.7.1	複数単価契約	5,043,045	兵庫県社会保険労務士会	H20.9.18